

平成 25 年 6 月 会 議

津 幡 町 議 会 会 議 録

平成25年 6 月 4 日 再 開

平成25年 6 月 12 日 散 会

津 幡 町 議 会

平成25年津幡町議会 6月会議会議録 目 次

第1号（6月4日）	
1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案等上程（議案第51号～議案第53号、承認第1号～承認第12号）	4
1. 議案に対する質疑	9
1. 委員会付託	9
1. 町政一般質問	9
8番 酒井義光議員	9
10番 多賀吉一議員	14
2番 西村 稔議員	17
1番 八十嶋孝司議員	22
1. 休 憩（午前11時54分）	23
1. 再 開（午後1時00分）	23
1番 八十嶋孝司議員	23
7番 角井外喜雄議員	28
12番 道下政博議員	32
6番 森山時夫議員	37
1. 休 憩（午後2時39分）	42
1. 再 開（午後2時55分）	42
4番 荒井 克議員	42
3番 黒田英世議員	45
17番 河上孝夫議員	50
1. 休 憩（午後3時59分）	53
1. 再 開（午後4時15分）	53
9番 塩谷道子議員	54
5番 中村一子議員	60
1. 閉 議（午後5時35分）	71
第2号（6月12日）	
1. 出席議員、欠席議員	73

1. 説明のため出席した者	73
1. 職務のため出席した事務局職員	73
1. 議事日程（第2号）	74
1. 議事日程（第2号の2）	74
1. 本日の会議に付した事件	74
1. 開 議（午後1時30分）	75
1. 議事日程の報告	75
1. 会議時間の延長	75
1. 議案等上程（議案第51号～議案第53号、承認第1号～承認第12号、請願第3号～ 請願第5号）	75
1. 委員長報告	75
1. 委員長報告に対する質疑	77
1. 討 論	78
1. 採 決	82
1. 同意上程（同意第1号）	83
1. 質疑・討論の省略	83
1. 採 決	83
1. 同意・諮問上程（同意第2号～同意第4号、諮問第1号）	84
1. 質疑・討論の省略	84
1. 採 決	85
1. 議会議案上程（議会議案第5号）	85
1. 質 疑	86
1. 討 論	86
1. 採 決	86
1. 休 憩（午後2時23分）	86
1. 再 開（午後2時24分）	86
1. 議会議案上程（議会議案第6号）	87
1. 趣旨説明・質疑・討論の省略	87
1. 採 決	87
1. 常任委員会委員の選任	87
1. 議会運営委員会委員の選任	88
1. 休 憩（午後2時29分）	88
1. 再 開（午後2時39分）	88
1. 各委員会正副委員長互選結果の報告	88
1. 特別委員会委員の選任	89
1. 休 憩（午後2時42分）	89
1. 再 開（午後2時48分）	89
1. 各委員会正副委員長互選結果の報告	89
1. 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙	89
1. 当選の告知	90
1. 閉議・散会（午後2時53分）	90
1. 署名議員	91

平成25年6月4日(火)

○出席議員(18名)

議長	南田孝是	副議長	向正則
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	10番	多賀吉一
12番	道下政博	14番	谷口正一
15番	山崎太市	16番	洲崎正昭
17番	河上孝夫	18番	谷下紀義

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	長和義	総務課長	河上孝光
企画財政課長	大田新太郎	監理課長	太田和夫
税務課長	吉本良二	町民福祉部長	板坂要
町民児童課長	羽塚誠一	保険年金課長	岡田一博
健康福祉課長	小倉一郎	産業建設部長	竹本信幸
都市建設課長	岩本正男	農林振興課長	榊田和男
交流経済課長	伊藤和人	環境水道部長	宮川真一
上下水道課長	八田信二	生活環境課長	石庫要
会計管理者	岡本昌広	会計課長	橋屋俊一
監査委員事務局長	田縁義信	消防長	西田伸幸
教育長	早川尚之	教育部長 兼教育総務課長	瀧川嘉孝
学校教育課長	吉田二郎	生涯教育課長	吉岡洋
河北中央病院事務長 兼事務課長	酒井菊次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議事係長	瀬戸久枝
総務課長補佐	田中健一	総務課長補佐	山崎明人
管財用地係長	田辺利行		

○議事日程（第1号）

平成25年6月4日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案等上程（議案第51号～議案第53号、承認第1号～承認第12号）

（質疑・委員会付託）

議案第51号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成25年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 津幡町税条例の一部を改正する条例について

承認第1号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

承認第2号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

承認第3号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第3号））

承認第4号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））

承認第5号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））

承認第6号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））

承認第7号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））

承認第8号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号））

承認第9号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号））

承認第10号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第3号））

承認第11号 専決処分の報告について（津幡町税条例の一部を改正する条例について）

承認第12号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第4 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<再開・開議>

- 南田孝是議長 ただいまから、平成25年津幡町議会 6月会議を再開いたします。
本日の出席議員数は、定数18人中、18人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<会議期間の報告>

- 南田孝是議長 本日再開の6月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から6月12日までの9日間といたします。

<議事日程の報告>

- 南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

- 南田孝是議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。
なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいで結構です。

<会議録署名議員の指名>

- 南田孝是議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本6月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において1番 八十嶋孝司議員、2番 西村 稔議員を指名いたします。

<諸般の報告>

- 南田孝是議長 日程第2 諸般の報告をいたします。
本6月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長に出席を要求いたしました。
説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。
次に、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定による
報告第5号 平成24年度津幡町一般会計繰越明許費繰越計算書について。
報告第6号 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。
報告第7号 平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。
地方公営企業法第26条第3項の規定による
報告第8号 平成24年度津幡町水道事業会計予算の繰越しについて。
地方自治法第243条の3第2項の規定による
報告第9号 津幡町土地開発公社の事業報告及び決算について。
報告第10号 津幡町土地開発公社の事業計画及び予算について。
報告第11号 財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について。
報告第12号 一般財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業計画及び予算について。
報告第13号 株式会社ティタすティの経営状況報告及び決算について。

以上、報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第3号から請願第5号までは、津幡町議会会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年2月分、3月分および4月分に関する例月出納検査、地方自治法第199条第9項の規定による財政援助団体等監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの3月会議で可決された「ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書」および「中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<議案等上程>

○南田孝是議長 日程第3 議案等上程の件を議題とし、議案第51号から議案第53号までおよび承認第1号から承認第12号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成25年津幡町議会6月会議が開かれるに当たり、町政の概況と提出議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

初めに、さる4月4日午前1時58分ごろ、津幡町では平成19年3月の能登半島沖地震以来となる、震度4の地震が発生いたしました。ちょうど深い眠りに入った時間帯での大きな揺れでございましたので、私も非常に驚き、飛び起きた次第でございますけれども、「震源が津幡町彦太郎畠付近で、震源の深さ約10キロメートル、地震の規模を示すマグニチュードは4.3と推定される」との気象庁の発表にさらに驚き、大きな被害の発生を懸念いたしました。町民の皆さまも余震発生の心配もしながら不安な一夜を過ごされたことと思います。

町の地域防災計画では、震度4から震度5弱の地震が発生した場合、自動配備により、防災担当職員および主な災害応急対策関係職員が自主的に参集することとしております。発生後、約30分以内に消防職員を含め92名の職員が参集し、各公共施設や幹線道路等の被害調査に当たる一方、被害情報の収集を行っております。また、4月1日から運用を開始しておりました防災行政無線システムも地震発生約1分30秒後に全町に地震発生情報の屋外放送をいたしております。今回の地震は幸いにも揺れた時間が比較的短かったことにより、人的、物的被害の発生もなく、安堵しているところでございます。

4月23日には、町民生活に役立つ防災情報をまとめた冊子を制作するため、住宅地図メーカーである株式会社ゼンリンとの協働発行に関する協定を結んでおります。具体的には、これまでに町が製作した洪水、土砂災害、地震の各ハザードマップによる危険地域、避難場所、AED設置場所、海拔表示、町内医療機関の位置などを地図上に表示した冊子「津幡町防災ハンドブック2013」を作成するもので、本年10月ごろに町内全世帯に配布を予定しているところでございます。町民一人一人が災害から身を守るための心構えや応急手当法などもイラストを交えて掲載することとしており、「自分たちの町は自分たちで守る」という意識のもと、地域住民協働による安全、

安心のまちづくりの実現にこの冊子をご利用いただければと思います。

また、災害時に自力で避難することが困難なひとり暮らし高齢者や障害者の方などに対し、避難などの手助けを地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを進めるため、その基幹となる要援護者台帳も整備いたしました。今後この台帳をもとに、区長や民生委員および自主防災クラブなど、地域に密着した皆さまとともに支援体制の整備も図っていきたいと考えているところでございます。

昨年5月、石川県森林公園において行われました「いしかわグリーンウェイブ2012 in MISIAの森」植樹イベントで、里山保全活性化の発信基地となることを願いながら参加者で植樹いたしましたコナラの苗木もすくすくと成長しております。この石川県森林公園は、全国で53か所、県内では初となる「森林セラピー基地・ロード」の認定も受けました。津幡町の貴重な自然観光資源として、また魅力ある森林セラピー基地として利用できるように、今後も皆さまのご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

5月末で会計閉鎖をいたしました平成24年度の津幡町一般会計の収支は、実質収支で約1億7,000万円余りの黒字となりました。これも議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力のたまものと心から御礼を申し上げます。

さて、昨年12月に誕生しました第2次安倍内閣は、日本経済再生に向けた緊急経済対策を打ち出し、その日本経済復活策として、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」で、長引くデフレ、円高から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すとしております。内閣府によれば、ことし1月から3月期の4半期ではGDP（国内総生産）が年率3.5パーセントのプラス成長であったと発表しており、日本経済は少しずつ復活を遂げているように感じております。

当町におきましても、金沢市に本社を置く加賀種食品工業株式会社が生産拠点を旭山工業団地に移すため、本年9月稼働を目指して新工場の建設に着手しております。また、同工業団地に立地しておりますシブヤマシナリー株式会社におきましても、生産拠点を同地に移管し、25年春の完成を目指して、組み立て工場棟や増員となる従業員用の食堂棟など、床面積約7,400平方メートルの施設建設に間もなく着手いたします。さらに、医療機器メーカー日機装の製品輸送を担う静岡県の株式会社榛南自動車におきましても、舟橋地内に進出していただくことが決定いたしました。これまでの地道な企業誘致活動が、ようやく少し成果を見せ始めたものと思っております。津幡町に進出していただいた企業や津幡町を拠点として事業拡張していただいた企業はもちろん、関係者の皆さまにも感謝を申し上げます。

町もさらに地域経済の活力を生み出そうと、独自の緊急経済対策を実施しております。2年目になる住宅リフォーム助成制度では、4月1日の受付開始後2か月間で交付決定件数は162件、助成額で2,900万円余りとなり、町の経済効果として約2億4,000万円を創出していると推測しております。また、本年2月会議で議決をいただきました約3億6,000万円の緊急経済対策事業費と3月会議の当初予算で計上いたしました約11億7,000万円の公共事業費に加え、地域の元気臨時交付金を活用した公共事業費約2億200万円の補正予算を本6月会議に提出させていただきました。切れ目のない積極的な事業実施を図り、地域経済のさらなる活性化につなげたいと考えているところでございます。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第51号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2億2,990万1,000円を追加するものであります。

歳入の主なものを説明いたします。

14款国庫支出金2億1,493万6,000円の補正は、昨年度末に創設された地域の元気臨時交付金が主なものであります。この地域の元気臨時交付金は、一部当初予算に計上済みの事業を含め、充当する目的に応じて、総額2億970万円を計上しております。

15款県支出金1,006万5,000円の補正は、私立保育園に対する保育士等処遇改善臨時特例事業や措置児童数増に伴う放課後児童健全育成事業の増など民生費補助金と小中学校の学校研究事業に係る教育費委託金でございます。

17款寄附金100万円の補正は、観光宣伝費に対する商工費寄附金でございます。

18款繰入金30万円の補正は、中学生海外派遣交流事業の引率者増に伴う人材育成基金繰入金の増額でございます。

19款繰越金422万円の補正は、平成24年度の決算剰余金の一部を見込んだものでございます。

20款諸収入218万円の補正は、消防資機材等に対する宝くじコミュニティ助成金と電気自動車購入に係るクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金でございます。

21款町債の減額280万円は、防火水槽設置事業の財源として国庫補助金の内示がありましたので、同事業に対する町債の額を減額するものでございます。

続いて、歳出のご説明を申し上げます。

2款総務費1,967万円の補正は、庁舎トイレのバリアフリー化や調理器具のIH化、自転車置き場の移設などの改修事業に係る庁舎管理費に加え、主に町広報取材に利用する公用車として初の電気自動車を導入する広報事務費などの増額でございます。また、ケーブルテレビ施設の無停電電源装置改修に係るケーブルテレビ事業特別会計繰出金の増額補正もありますが、いずれも地域の元気臨時交付金を活用して行うものであります。

3款民生費3,765万5,000円の補正は、地域の元気臨時交付金活用による給水ポンプ改修を行うウエルピア倉見管理費や中条東保育園ほか2園の改修を行う保育園整備事業費の増額などでございます。また、措置児童数増による放課後児童健全育成事業費の増額や私立保育園に対する保育士等処遇改善臨時特例事業費、子ども・子育て支援制度の施行に向けた計画策定に必要なニーズ調査を行う、子ども・子育て支援事業費もあわせて増額するものでございます。

5款労働費378万9,000円の補正は、サンライフ津幡のボイラー施設改修に伴うサンライフ津幡管理費で、地域の元気臨時交付金を活用するものであります。

6款農林水産業費800万円の補正は、後年度の倶利伽羅塾の整備や補修等に対応するため、総合交流型宿泊研修施設管理運営基金積立金を増額するための倶利伽羅塾管理費であります。

7款商工費100万円の補正は、寄附金により観光看板や石柱の設置を行う観光宣伝推進費でございます。

8款土木費4,075万円の補正は、地域の元気臨時交付金を活用して、町道能瀬10号線ほか22路線の改修工事を行う道路維持修繕費2,949万円や中条公園の遊具等の改修工事を行う都市公園管理費1,000万円の増額が主なものでございます。

9款消防費176万1,000円の補正は、宝くじコミュニティ助成金を活用して、子ども少年クラブの制服を購入する常備消防一般管理費や消防団の小型動力ポンプやLED投光機を購入する消防

用資機材購入費が主なものであります。

10款教育費 1億1,727万6,000円の補正の主なものは、地域の元気臨時交付金を活用する小学校維持補修費1,149万2,000円や津幡南中学校テニスコート等の改修を行う中学校施設整備費3,967万2,000円、さらに津幡運動公園体育館の屋根を改修する津幡運動公園管理費4,998万円や浮棧橋設置に係る町艇庫管理費1,400万7,000円などの増額が主なものであります。

第2表地方債補正は、防火水槽設置事業について限度額を表のとおり減額変更するものであります。

議案第52号 平成25年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ236万3,000円を追加するもので、無停電電源装置の老朽化に伴う施設の改修工事を行うものであります。

議案第53号 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法の改正により、住宅借入金等特別控除の適用期間を4年間延長するとともに、26年4月以降に消費税率に変更があった場合、その限度額を拡充するものおよび延滞金の年率について、現在の低金利の状況に合わせ引き下げる措置として、特例基準割合を改正するものなどでございます。

承認第1号 専決第5号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第10号）について。

本補正は、年度末の計数整理などのため、歳入歳出それぞれ1億4,721万3,000円を減額するものでございます。

歳入の主なものを申し上げます。

1款町税2,000万円の増額は、固定資産税の増額でございます。

2款地方譲与税257万5,000円の減額、3款利子割交付金205万2,000円の増額、4款配当割交付金359万1,000円の増額はいずれも交付額の確定によるものでございます。

10款地方交付税7,840万3,000円の増額は、特別交付税の確定による増額でございます。

12款分担金及び負担金531万9,000円の減額の主なものは保育園保育料の減額でございます。

13款使用料及び手数料272万4,000円の増額の主なものは、小学校、文化会館、体育施設使用料など教育使用料の増でございます。

14款国庫支出金934万4,000円の減額は、児童手当費などの民生費国庫負担金や地域生活支援事業など民生費国庫補助金の減額が主なものであります。

15款県支出金1,170万8,000円の減額は、心身障害者医療費助成事業など民生費県補助金や感染症予防事業など衛生費県補助金、さらに緊急雇用創出事業費に係る労働費県補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入451万1,000円の増額は、普通財産の売払収入が主なものであります。

18款繰入金 2億3,508万7,000円の減額は、財政調整基金繰入金 2億3,327万1,000円の減額が主なものでございます。

20款諸収入1,262万6,000円の増額は、子ども手当過年度国庫精算金や心身障害者医療費返納金が主なものであります。

21款町債660万円の減額は、県営土地改良事業負担金など、各種事業費の確定に伴うものでございます。

歳出につきましては、2款総務費以外はいずれも減額としたもので、各種事業の確定等に伴う

計数整理などによるものでございます。

2款総務費の増額は、各種事業の確定等に伴う減額のほか、後年度の財政運営に備え、財政調整基金積立金を4,063万5,000円増額したことによるものでございます。

第2表繰越明許費補正は、県営土地改良事業負担金ほか7事業について繰越額を変更し、新たに年度内に事業が完了できない見込みとなった保育園施設改修費ほか3事業について追加したものでございます。

第3表地方債補正は、県営土地改良事業ほか7事業について限度額をそれぞれ変更したものでございます。

承認第2号 専決第6号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。

本補正は、保険給付費の確定や年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ1,095万円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第3号 専決第7号 平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ50万円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第4号 専決第8号 平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、後期高齢者健康診査等事業費や高額介護合算療養費などの確定により、歳入歳出それぞれ45万円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第5号 専決第9号 平成24年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号）について。

本補正は、保険給付費の確定や年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ3,493万3,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第6号 専決第10号 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について。

本補正は、年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ1,329万8,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

第2表地方債補正は、公共下水道事業について限度額を変更したものでございます。

承認第7号 専決第11号 平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ389万7,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第8号 専決第12号 平成24年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ316万6,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第9号 専決第13号 平成24年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、落雷による設備復旧等のため、歳入歳出それぞれ46万6,000円を増額する専決処分をしたものでございます。

承認第10号 専決第14号 平成24年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ21万8,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第11号 専決第15号 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本専決は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、固定資産税等の特例措置において土地改良事業の仮換地の所有者に係るみなし規定の一部削除および特例対象資産に対する課税標準額の特例割合を定めるための改正などがございます。

承認第12号 専決第16号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本専決は、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するなどの措置を講ずるものでございます。

以上、本6月会議にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明をいたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○**南田孝是議長** これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○**南田孝是議長** ただいま議題となっております議案第51号から議案第53号までおよび承認第1号から承認第12号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

<町政一般質問>

○**南田孝是議長** 日程第4 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

8番 酒井義光議員。

〔8番 酒井義光議員 登壇〕

○**8番 酒井義光議員** 8番、酒井です。

今回は12名の一般質問ということで、これまでになくたくさんされますけれども、先頭、トップバッター初めてなんで、明確な答弁をお願いいたします。

まず、クマの出没後の対策はということで、5月9日早朝、国道8号線緑が丘交差点付近でクマが目撃され、新聞やテレビなどで大きく取り上げられました。目撃された場所は住宅地に近く、付近民はもちろん、町民にとっても心配されました。幸い、住宅地に入り込むことはありません

でしたが、ことし5月に入り、5日に上藤又、18日には坂戸、23日には上大田、さらに昨日は相窪で目撃されています。

また、他の市町でも数多く目撃されており、県内で31日までに45件となっており、昨年の2倍以上とのことです。人身被害では、能美市で4月25日に山菜とりの女性がクマに襲われ、大けがをしました。5月16日には、森本地内で目撃されたクマを捜索していたところ、森本中学校の正面玄関にいるところを発見され、その後敷地内を走り回り、三方を壁に囲まれた非常階段の上り口に逃げ込み、射殺されました。住宅地で銃を使い、もし発砲により建物などに損害が出るなど、事故が起きてしまえば、だれが責任をとるのかなど、いろいろと問題が出てきます。

まず、住宅地にクマが出没しないように里山の整備が急務と考えます。金沢市では里山整備として民間業者による下草刈りに力を入れていると聞きますが、当町での里山整備の取り組みはどのように行われているのでしょうか。

また、5月9日に県森林公園に出没した後、町の担当課と猟友会で足跡の確認やパトロールをしたなどとなっていますが、具体的に駆除対策はされたのでしょうか。県森林公園は鳥獣保護区となっており、来園者もあり、銃はもちろん使えないでしょうが、七尾市のようにパトロールをし、早急におりの設置など、猟友会と連携をとりながら捕獲対策を進めるべきと考えますが、竹本産業建設部長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 酒井議員のクマ出没後の対策はについてのご質問にお答えいたします。

現在、クマが目撃されて町、警察に通報が入った場合、まず津幡町メール配信サービスにおいて目撃情報を町民にお知らせしております。次に、目撃された現地を町職員と猟友会と目撃者において調査し、クマであったとの確認がとれた場合、防災行政無線で周辺の集落に注意を喚起しております。

ご質問の中にある里山整備の取り組みでございますが、町では森林整備地域活動支援交付金事業と森林保全対策造林事業を活用し、里山整備として森林整備を毎年実施しております。平成24年度では、森林整備地域活動支援交付金事業において254万8,000円の事業費で637ヘクタールの人工林を対象とした作業路網を整備しております。また、森林保全対策造林事業においては8,038万4,000円の事業費で整理伐を25ヘクタール、雪起こし施業を38ヘクタール、下刈り作業を56ヘクタール、間伐施業を18ヘクタール、枝打ちを12ヘクタールを実施して森林の整備を推進しており、クマ対策の一助となっているものでございます。

ことしは5月末現在で、町内の6か所においてクマが目撃されており、最近では5月29日に体長1.5メートルのクマが町運動公園を横切る形で目撃され、メール配信、防災行政無線での対応と猟友会による周辺の捜索、注意看板の設置をいたしております。現在、個体数調整捕獲許可につきましては、本年5月1日から8月31日までの期間の許可を県からすでにいただいており、猟友会と協議した上で、クマおりを6月1日付で上藤又地内に1基、石川県森林公園内に2基を設置いたしました。

今後も石川県猟友会河北支部と協議しながら駆除対策に努め、町民の安全、安心を最優先にクマ対策に取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 再質問をいたします。

まず、クマが発見されて5月の9日、その前にも何かあったんですけども、それあたりで発見されて、おりを仕掛けているのが、ちょうど私も森林公園を通った6月1日だったんですけども、それまでに七尾でもおりを設置とかいろいろと色々な対策もとられておるんですけども、20日間ほども見たまま、見とるままみたい感じの期間が長いように感じますけれども、その辺どうお考えですか。お答えをお願いします。

○南田孝是議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 この件につきましては日数だけの問題だけではなくて、出た場所、それから猟友会との捜査による動きの問題とかも勘案して、そろそろと言っていたときに5月29日に竹橋地内の運動公園で出たということでございます。竹橋につきましては2日間、運動公園を閉鎖ということですが、金曜日の夕方から追い出しパトロールをかけまして、安全を確認をして、土日のオープンに備えたということでございます。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 いろいろと対策をとられているということで、これからもだんだん近づいてきますし、1メートルのものやら1メートル50のやらいろんなのが出てきておりますので、その辺迅速な対応をお願いいたします。

次に、森林公園にすむイノシシ対策をとということで、イノシシによる農作物被害が年々多くなってきています。

現状を知るため、被害の多い地区を案内していただきました。まず、中山地区と種地区との中間に森林公園側から川を渡り、県道を横断するイノシシ14頭が目撃された場所を見ました。現在は何頭で移動しているか分かりませんが、一部草は踏み倒されています。これらは護岸のブロック積みなどされていない場所を選び、菩提寺方面に行き来しているそうです。また、小熊地区の田んぼではあぜがイノシシにより壊され、周辺に足跡が多く残っています。耕作している方は、こしはあぜ塗りをしてすぐ壊されたため、2回あぜ塗りをしてこの状態ですとのことでした。秋の収穫時が今から心配されます。それから、大熊地区でイノシシが道路を横断するため、いつも通る通称「渡り」を何か所か見せてもらいました。植物が踏みつぶされ生えていない場所であり、私でも分かるけもの道ということです。また、近くのぬかるみには、大きなイノシシの足跡が残っていました。

小熊から森林公園に向かう道路でも何か所もあります。それらは細い町道などで区切られ、片方は広大な県森林公園で、もう片方は種地区の裏から小熊、大熊、吉倉までの道路を境とし、県道興津刈安線に囲まれた一部分だけが鳥獣保護区でない場所となっています。ほとんどが県森林公園となっており、積雪時に足跡で調査をした結果、森林公園から出てきて、集落でえさを探し、また森林公園に帰るとされています。

森林公園内はタケノコ、山芋など、食べ物も多く、山も低く、積雪量も以前と比べ少なく、隠れるところも多く、緩やかな斜面となっており、保護されているため、身の危険がなく、繁殖地となっていると言われています。親のイノシシから5頭前後の子が生まれ、年に2回子どもを産むこともあり、どんどんふえ続けております。狭い道路を超えれば鳥獣保護区であり、捕獲はできないことになっていますが、わな猟だけでもできるようにしないと、繁殖地としてさらにふえ

続けると考えられます。河合谷地区の周辺のように、イノシシのみ狩猟できる特例休猟区になるように県への働きかけはできないのでしょうか。

梶田農林振興課長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 梶田農林振興課長。

〔梶田和男農林振興課長 登壇〕

○梶田和男農林振興課長 森林公園にすむイノシシ対策をとのご質問にお答えいたします。

現在、石川県森林公園は鳥獣保護区と鳥獣保護区特別保護地区に指定されております。有害鳥獣であるイノシシについては、鳥獣保護区内であっても捕獲許可をとれば、おりでの捕獲はできます。

ご質問の石川県森林公園を特例休猟区にできないかとのことですが、特例休猟区とは、許可を受ければイノシシに限り、おりでの捕獲や銃器による補殺も行える区域ということになります。しかしながら、銃器による補殺は、石川県森林公園を利用する来園者に危険が及ぶおそれがありますので、特例休猟区の指定は難しいと判断しております。

次に、森林公園にすむイノシシ対策についてですが、私も酒井議員が言われた小熊地内の被害状況を猟友会の方と現地確認させていただきました。現地には、イノシシと思われる足跡がぬかるんだところに無数に見受けられ、その対応は急務であると判断してまいりました。すでに、森林公園内および周辺には、イノシシおりが4基設置されておりましたが、捕獲されていない状況であり、今後イノシシが生息すると思われる箇所は猟友会、森林公園と協議し、おりの移設および増設を行い、対応いたしたいと考えております。

また、町ではイノシシの侵入防止対策として、昨年度において国の補助事業である鳥獣被害防止総合対策交付金事業によりイノシシ用の電気さくを購入し、被害が発生している下矢田区ほか6集落に配付して、稲作などの被害を防いでおります。本年度も継続して事業の実施要望をいただいている小熊、吉倉区ほか9集落を対象に対応したいと考えております。

有害鳥獣対策はクマ対策と同様、猟友会河北支部との連携、協力により被害防止に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 おりがいいのか何がいいのかちょっと分かりませんが、何しろ多いということだけは現実なんで、被害の多いところの人には本当に気の毒だなと。私らちょっと平地なもので、今のところ自分とはやられていないんですけども、ああいう状況になると心配だなと思いますので、頑張って捕獲をしていただきたいなと思います。

次に、下水道への接続を加速させよという質問でございます。

町の下水道整備はおおむね終盤となっております。しかし、整備されてはいるものの、接続率は一向に上がっていないように見えます。先日から下水道の接続状況をデータ化するため、1軒1軒調査されているようですが、データができ、状況把握はできても、住民に接続しなければならないとの思いは薄いように見えます。いろいろな集まりの中で下水道の接続や水路の悪臭の話になっても、下水道料金が水道料金より高いので接続しないとか、周辺に接続していない家がたくさんある、お金がかかりつながらないなど、平然と話されます。下水道工事が終了し、利用できるようになると、3年以内に下水道に直接流すことのできる水洗トイレに改造することが法律で義

務づけられていますなど、聞いたことはあるけど、お金がないので接続しないで終わっています。接続した人と接続していない人が溝が臭いと文句を言いながら水路の掃除を一緒にしているのは、何か間違っているように思います。

しかし、このままではいつになっても接続率が上がらないのではないのでしょうか。接続していない人から接続するまで水道料金に幾らかの金額を上乗せ徴収し、下水道へ接続した段階で返金したらとか、また接続してある人の水道料を割り引きすればなどの意見やリフォーム助成制度を下水道に接続した人に限定する、またリフォーム助成制度のように期間限定で接続費の一部を助成したらなど、担当課や料金の内容も違ったり、不公平などもあり簡単ではありませんが、現状のままでは川尻地区の処理機能を最大限に活用できないまま、修繕、更新で大きな投資が必要になるのではないのでしょうか。

また、町民は水道料金の設定、下水道料金の設定などあまり理解せずに、周辺市町と比べ水道料金が一番高い町と認識していることが下水道接続率の低下につながっているのではと思いますが、宮川環境水道部長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 宮川環境水道部長。

〔宮川真一環境水道部長 登壇〕

○宮川真一環境水道部長 下水道への接続を加速させよとのご質問にお答えいたします。

津幡町では平成2年4月に公共下水道が供用開始され、供用開始から23年が経過した平成24年度末では、農業集落排水などを含めた整備率は94.4パーセント、接続率は86.8パーセントであり、ここ5年間でも7.4ポイントの増加、2,200世帯余りの接続をいただいております。町民の皆さまのご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

下水道の接続に関しましては、整備時期に違いがあるものの、地域により差が生じている状況であり、各地域の接続は井上地区99パーセント、津幡地区91.4パーセント、中条地区88.4パーセント、英田地区62.8パーセントとなっております。下水道への接続が進んだ地域では、水路のヘドロや悪臭、ハエ、蚊の発生が少なくなったなど、生活環境が改善されたとの声も聞かれるようになってきております。町では下水道への接続を供用開始後3年以内にお願ひしているところがございますが、家計状況など、さまざまな事情により接続がおくれている方も見受けられます。3年以上未接続の方の中には、接続意識が希薄である方や下水道料金が高いから接続しないなどのお話があることも聞いております。

下水道使用料金についてでございますが、使用料金は供用開始当初1立米150円で納入していただいております。平成10年に今後の整備計画に基づき算定を行い、維持管理費や修繕費の増大が見込まれることから1立米168円に改定しております。この料金は、県内の市町では2番目に高い料金であります。津幡町の地形や軟弱地盤から他市町より工事費、維持管理費がかかることなどを踏まえて改定したものであります。また、水道使用料金については、県内では中ほどで平均的な料金であり、特に高い市町ではないと思っております。

ご質問にある下水道接続を加速するため、上水道使用料金の上乗せ、割り引きは、上水道事業会計および経営上の問題からできないと考えております。また、下水道使用料金につきましても、下水道施設は供用開始後相当の年数が経過しており、今後の維持管理費、修繕費を勘案しましたときに一層の増大が想定されますので、現時点では値下げは難しいと思っております。

リフォーム助成金制度を利用される方においても下水道接続状況を調査し、未接続の方には接

続の工事を同時に行うことによりリフォーム助成の対象となることを説明し、接続の要請をお願いしているところでございます。

今後下水道への接続向上のため、広報や町のホームページ、未接続者への個別訪問や郵便等で接続を呼びかけ、早期の接続に努めるとともに、町として生活環境のPRをしながら3年間で接続率90パーセントを目標に早期の接続向上に努めてまいりたいと思います。特に接続率の低い地域におきましては、地元の区長さんと連携をとりながら接続促進を図りたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 かなり前から見ればだんだんよくなっているんで、あと少し接続率悪いところ集中して何とかしていただければと。私らもちょっとその辺におりまして溝掃除に結構四苦八苦しております。掃除しとるときにふろのお湯がふわっと流れてきたりとかあるんですけども、なかなか個人的に言うのは難しいということもありますので、町のほうで何とかサポートして接続率を上げてください。

以上です。これで終わります。

○南田孝是議長 以上で8番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、10番 多賀吉一議員。

〔10番 多賀吉一議員 登壇〕

○10番 多賀吉一議員 10番、多賀吉一です。通告に従って、2問質問いたします。

まず、早急に定住人口拡大施策をとということで質問いたします。

3月会議でも黒田議員から同様な質問がありました。その後、3月27日に、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、2040年にはすべての都道府県の人口が2010年と比べ減少するという推計を公表いたしました。この推計によりますと、県内19市町のうち、野々市市と川北町を除く17市町が減少することが予想されています。津幡町においても、2010年3万6,940人であったものが、30年後には1,260人減少の3万5,680人と予想されています。実際、町の推計人口は、平成24年1月の3万6,966人をピークに減少しています。ことし1月では、前年同月と比べ92人の減、2月は86人減、3月は104人減、4月は103人減となっています。このまま放置しておけば、減少は加速していきます。人口の減少は税収の減に及び、さらに住民サービスの低下や町の活力減少につながります。

すでに人口が減少傾向を示している県内自治体では、減少に歯どめをかけようと、さまざまな定住人口拡大施策を行っています。特に住宅取得に助成金や祝い金を出す助成制度が目玉施策になっています。4月から5月にかけて、新聞紙面には県内各自治体の定住拡大策やその効果、実績が頻りに掲載されました。例えばお隣のかほく市では、若者マイホーム取得奨励金制度。これは45歳未満の方が住宅を新築、購入した場合、借入金の5パーセント、限度額が80万だそうですが、これを助成する制度です。それや、新婚さん住まい応援事業。これは40歳未満の新婚夫婦が市内の民間賃貸住宅または特定公共賃貸住宅に入居した場合に月額1万円を補助する制度、このいずれかを活用し、昨年度で97世帯、198人の転入を数えました。内灘町でも定住促進奨励金および祝い金制度を創設し、町内で新築住宅を取得した方に奨励金および祝い金を交付しています。かほく市では、さきの人口推計では2040年に6,600人の減少、内灘町では4,400人の減少が予想さ

れています。しかし、このような施策を継続すれば、将来、人口動態は逆転するかもしれません。

当町はこれまで金沢に通勤するのに交通の便がよく、土地の価格も金沢や野々市に比べ安価だということで転入者がふえてきました。しかし、山側環状道路が供用され、津幡バイパスがかほく市まで延伸し、さらにのと里山海道が無料化され、金沢への通勤に便利と言われるエリアが大幅に拡大されました。いつまでも地の利がいいからと慢心しては取り残されかねません。全国的に人口は確実に減少していきます。今後、自治体間では競争して定住拡大対策を行い、人口の奪い合いになることも考えられます。町に危機感はないのでしょうか。

住んでよかったと実感できるまちづくりは矢田町長のテーマですが、これは住んでみて初めて分かることであります。まず、マイホーム取得に助成金を出す制度等を創設し、住むことを選択していただくことが大事ではないでしょうか。住宅取得に助成金を出しても、後に住民税、固定資産税を払っていただくことで町の財源として有効な先行投資となります。また、来年の4月からの消費税値上げもあり、住宅建築の駆け込み需要が予想されています。この時期を逃さず、早急に制度の創設をすべきと考えますが、矢田町長の見解を伺います。

実は、この住宅取得に伴う補助制度の提案は、平成21年3月議会において当時の町長でありました村町長に質問しております。当時は人口が毎年300人程度増加しておりました。しかし現在、人口は確実に減少しています。質問趣旨は当時と少し違いますけれども、喫緊の課題として取り組まれることを期待いたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 多賀議員の早急に定住人口拡大策をとのご質問にお答えいたします。

多賀議員のおっしゃるとおり、津幡町は県都金沢市に隣接し、交通の利便性も高いことから、石川県の住宅供給公社や民間事業者による住宅開発が進み、平成に入って人口が急激に増加いたしました。国勢調査におきましても、平成2年から平成22年の20年間で1万862人も増加しております。昭和40年から昭和60年の20年間で3,478人だったことを考えれば、その増加ぶりがいかに大きいかお分かりいただけると思います。また、平成24年度の一戸建ての新築住宅確認申請の件数は127件あり、そのうちおよそ4割の53件が町外からの転入者となっております。

しかし、県内の自治体の多くで人口が減少し、各市町が各種の定住促進助成を行っている状況では、以前のように交通の利便性のみで人口増加を維持することは困難な状況であり、津幡町の人口もわずかではあります。人口の減少は町民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や町の財政にも大きな影響を及ぼすことが考えられます。一方、人口がふえること、特に若い世代がふえることは、町の元気につながるものと思われれます。これらのことから、定住人口拡大につながる助成制度については、早急に検討しなければならないと考えているところでございます。

ただ、私は一時的な補助金や税控除など、効果が長続きしない助成により、むやみに転入人口の増加のみを追求することは好ましくないと思っています。もっと根本的な魅力のあるまちづくりによって、親から子、子から孫といったように、何世代もの間ずっと津幡町に住んでいただくという健全な人口増加を目指したいと考えております。現在、津幡町に住んでおられる方々が住み心地がいい、住んでよかった、働きやすいと感じ、ずっと津幡町を愛していただけるといふ魅力あるまちづくりを目指し、科学のまちづくりや企業誘致の推進、温水プールの建設や農業公園

の建設などの事業を推進しているものでございます。また、県内でいち早く取り組んだ住宅リフォームの助成につきましても、町内の企業とすでに住んでいらっしゃる住民に向けたサービスであります。

町の健全な財政状況を維持しつつ、現在、津幡町に住んでいらっしゃる方も今後新たに町民として定住していただける方も大切にできるよう、すでに助成を実施している他の先進自治体の制度を調査、研究し、津幡町独自の助成制度を9月会議までに予算計上できるよう、早急に準備を進めてまいりたいと考えております。例えば子どもの誕生や成長などに伴い、町内でより広い住宅に転居する子育て世代や町外からの転入者が新築して居住する方々の借入金額に対する助成が考えられると思います。継続して町に住んでいただくために、一定期間、返済に対する助成に加え、町内業者による施工の場合の助成金加算や現在実施している制度を併用することにより、最大で150万円程度の助成ができないか検討してまいります。

また、企業誘致による雇用の確保も定住人口の拡大につながると思われれます。そのためには、企業による地元雇用の充実はもちろんですが、あわせて中途採用にも門戸を広げていただけるよう働きかけることも必要かと思われれます。

現在、震災による原発事故の影響や南海トラフ地震への不安から首都圏等を離れたいと思っている30歳代、40歳代の方が増加しているとも言われております。また、その年代は、親が地方から首都圏に出ている場合が多く、都会への執着よりもむしろ親の出身地で就職する、いわゆるMターンを希望する方もいらっしゃると思っております。それらの方々を確実に確保するためにも、地元雇用や中途採用の枠を広げていただける新たな進出企業や企業者の方を後押しする助成制度の創設についても取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆さまからもいろいろとご意見やご提案をいただきたいと存じますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

○南田孝是議長 多賀議員。

○10番 多賀吉一議員 ただいまの前向きな答弁、9月会議楽しみにしておりますので、どうぞ積極的な定住拡大政策、いろんなアイデアがあると思っておりますけれども出していただきたいと思っております。ちなみにきょう、北國新聞に県内市町の人口動態推計人口発表されておりました。津幡町3万6,771人、前月比で36人の減、前年同月比で121人の減となっております。できるだけこの減、早く解消されるよう期待いたします。それでは、1問目の質問を終わります。

続いて、第2問目の質問に移ります。

危険な場所でのボランティア草刈りの見直しをとということで質問いたします。

毎年、年2回のクリーンキャンペーンで、町の公共の場所や側溝の清掃など、町民の皆さまにボランティアで行っていただき、町は大変きれいになっています。しかし最近、ボランティア作業をしていただいている方からご意見をいただきました。それは、町有地のり面の草刈り作業です。野山団地、中津幡ニュータウン、グリーンハイツなどの団地には、町有地のり面が幾つもあります。その中には、急勾配で高さが結構あるものがあります。以前から地域の皆さまに草刈りをしていただいているわけですが、高齢化が進み、大変危険であるというお話でありました。

現在の高所作業の安全基準では、命綱をつけての作業や必要な安全対策を講じなければならないというような場所が多々あるのではないかとと思われれます。町はそういうふうな実態を把握しているのでしょうか。危険な場所については、町が直接、安全対策にたけた専門業者に委託すべき

ではないでしょうか。事故が起こってからでは遅過ぎます。また、町の責任も問われかねません。ボランティアをお願いするところと業者に委託するところをしっかりと調査、区分し、住民の安全を第一に考えるべきと考えますが、太田監理課長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 太田監理課長。

〔太田和夫監理課長 登壇〕

○太田和夫監理課長 危険な場所でのボランティア草刈りの見直しをとのご質問についてお答えいたします。

昭和40年代以降、町の丘陵地などで宅地造成が活発に行われ、野山団地、中津幡ニュータウン、グリーンハイツなどの団地が完成し、大きな緑地が町有地となりました。以後、地域の皆さまにはまちづくり美化大作戦などにおいて、のり面を含め、緑地の草刈りをボランティアで実施していただいているところであり、深く感謝を申し上げます。

議員のご指摘ののり面の草刈りについては、傾斜地で高所作業となり、危険が伴う作業でございます。地域の皆さまで草刈りが不可能な箇所がございましたら、町へご連絡していただきたいと思っております。現地等を確認の上、専門業者に委託すべきか判断をしたいと考えております。

今後も緑地などの管理について草刈りボランティアを地域の皆さまにお願いすることもあると思っておりますが、危険な箇所の草刈りなど、関係区長等と協議しながら管理を行い、町の美化づくりに努めてまいりたいと思っております。今後とも町の美化づくりにご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 多賀議員。

○10番 多賀吉一議員 ぜひとも危険箇所、また調査の上、住民、区長とともに安全第一ということでお願いしたいと思っております。この草刈り作業というのは、議員でも何人か草刈り中にけがされた方もいますので……、

〔議席から笑い声あり〕

ボランティアの方もいつ何どきけがされるかも分かりません。地域住民の方、区長さん一緒になって、できるだけ危険の少ない作業をお願いいたします。このボランティアになってくると、恐らく担当は生涯教育課になってくるんじゃないのかなというふうな気もいたしますけれども、その辺縦割りじゃなく、きちっと連絡を取り合って、安全確認していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で10番 多賀吉一議員の一般質問を終わります。

次に、2番 西村 稔議員。

〔2番 西村 稔議員 登壇〕

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔です。

通告書に伴い、4件の質問をさせていただきます。

第1番目の町政一般質問ということです。町長にお尋ねします。矢田現町長は50年に一人出るか出ないかの政治家であります。

〔議席から笑い声あり〕

そしてあらゆる分野でご活躍され、中でもこのたび金沢錦丘高校の50周年記念事業の同窓会会長に推挙されております。すごい人望の厚い方でございます。これから申し上げる3つのまちづ

くりに関して実現できる政治家は矢田現町長でしかないと思っております。ぜひ続投され、健康に留意され、続投していただきたいと思っております。

そこで一番、今までは安全、安心のできるまちづくりと、こういう答弁が非常に多かったと思っております。それはもちろんのことですが、幸せがあり、喜びがあり、楽しみがあるまちづくりの実現を図って住みよい津幡町にしてほしいと思っております。先ほども答えておいでましたけれども。

2番目、津幡を市政に向けた対策室の増設をしてほしい。そのためには、先ほど来の質問にもありましたけれども、優良宅地の供給をしなければなりません。また、企業誘致といっても、優良の企業誘致の土地を整備しなくてはならないと思っております。そういう総合的な都市計画づくりを行ってほしいと。先に多賀議員も質問されていまして、私の後にあと2人もこの件に関しては質問があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

3番目、清水丘陵地に大観覧車をつくり、白山、立山、河北潟、日本海、また津幡全町が見渡せる津幡丘陵公園をつくり、眺望の町として町民はもとより、広く人々に安らぎを与える公園をつくってほしい。

第1番目の質問に対してお答えをお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員のまちづくりの提案につきましてのご質問にお答えいたします。

ことしの議会3月会議におきまして、西村議員の質問にお答えいたしましたとおり、町民ニーズにこたえながら町民の皆さまに住んでよかったと実感していただけるまちを目指したまちづくりを一つ一つ丁寧に実現していくことが、まちづくりに対する私の思いでございます。また、北陸新幹線金沢開業まで2年足らずとなり、この北陸新幹線の金沢開業が、これからの津幡町の観光や産業振興など、町の活性化、まちづくりを進める上で絶好の機会であるととらえており、その対応を進めているところでございます。今ほどの多賀議員のご質問にもありました定住促進を推進する上で、この新幹線の開業が町に対していい影響が出るよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

また、企業誘致のための用地整備につきましては、現在の工業団地はさておき、すでに特定の場所を工業用地として造成するのではなく、企業のニーズに沿ったオーダーメイド方式による企業誘致を進めているところでございます。

津幡市政に向けた対策室の増設ということにつきましては、これまで同様、今後も必要に応じて時代に即応した機構改革を適宜実施してまいりたいと考えてございます。

次に、津幡丘陵公園についてのご質問でございますが、大変斬新なご提案をいただきありがとうございます。現在、あがた公園の整備を優先していることなどから、津幡丘陵公園の事業着手に当たりましては、町の財政が逼迫しないよう有利な財源を活用し、計画的に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 やはり私の思ったとおり、着実に町長さんやっただけという確信を得ましたので、今後ともぜひよろしく申し上げます。

2番目の質問をします。

これも町長さんにお尋ねします。津幡町議会に出席する部課長の中に女性部課長が一人もおりません。ご存じのとおりなんですけども。これを女性部課長は3割程度登用し、女性の意見や活躍ができるようなまず環境づくりに取り組んで、そして現実のものとしてほしいと。

以上です。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 女性部課長の登用についての質問にお答えいたします。

本年3月会議の西村議員の一般質問にありました男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについてでもお答えいたしましたけれども、単に女性だからという理由のみで女性登用人数に一定の枠を設ける考えはございません。しかしながら、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる差別を解消し、男女が性別にかかわらず、あらゆる分野に能力を発揮できるように、また女性が新たな職域、地位、分野をみずから進んで切り開いていけるよう、職業意識の高揚を図るための啓発や環境づくりは必要と考えております。

今後も男女格差のない採用や意欲と能力のある職員の積極的な登用に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 この件に関しまして、再質問をさせていただきます。

長年こうして議会は開催されてるんですけども、本当に女性がいないと非常に残念なことなんです。女性を入れることと入れないことは男女差別に当たるというご見解なんですけども、やはり役場の職員、大体同数ぐらい男女おいでだと思いますんで、その辺やっぱり女性が町の行政に対して活発な意見ができるように数名でもまず登用させてほしいと思いますけども、その辺に関してもう一度お願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議会の本会議の執行部側の席に女性がだれもいないっていうのはきわめて寂しい、私自身もそんな思いを持って人間の一人でございます。ただ、すべての面で門戸を開いて女性の登用ということに関しましては、何ら阻害をするようなことは思っておりませんし、考えてもおりません。いつの日か必ずこの議場の執行部の席の中にも女性が何人か加わっていただける日を私自身楽しみにしたいと思っております。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 来年度の人事異動後に何人かおいでることを期待申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

3月議会でも質問したんですけども、保育園の耐震対策について。

本町の4か所の保育園に建築基準法における耐震構造対象保育園がないということですが、建築基準法の対象にならないから対策をしなくてもよいという問題ではないかと思えます。とにかく、園に通う園児が地震で園の倒壊等により被害に遭わないよう対応してほしいのであります。

この件について、再度お答え願います。

これは、町民福祉部長にお尋ねします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 保育園の耐震対策についてのご質問にお答えします。

保育園の耐震改修については、本年町議会3月会議で町長がお答えしたとおりであります。現在、町が運営する保育園は8園あり、建築基準法に基づく現行の耐震基準導入以前に建設された施設は4園あります。これらの施設も含めて8園とも耐震改修の促進に関する法律には該当しませんが、経年による保育園の老朽化対策として緊急度の高い3保育園、中条東、南、太白台保育園ですけど、の改修工事を実施するため、今6月会議に補正予算を提案させていただいております。

なお現在、今後の全保育園の老朽化対策も含めての施設整備、運営の方針については内部で検討を重ねておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 地震というのは起こらないかもしれないし、あした起こるかもしれないし、とにかく早急に地震等による園児が被害に遭わないように真剣に取り組んでいただきたいと、こういうふうにお願ひしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後の4番目の質問です。

長総務部長にお尋ねいたします。けさほども北陸自動車道で大きい事故があり、通行どめになったというニュースが流れておりました。ポートピア開業に伴い、交通アクセスと安全性に対し、何の問題もないのかということです。何の対策もしていないように思いますが、万が一重大事故が起こった場合、単に運転者の責任だけでは済まされない、多重事故の発生する危険度が非常に高いと思っております。まして、富山方面から来る車は、どのようにしてポートピア会場に行こうか迷っている間に、事故が、大事故が起こる可能性があります。単に標示、標識、速度制限だけでは、事故は防ぎきれないと思います。必ず交通渋滞が起きます。立体道路の取りつけでもしないと永久的に事故が発生すると思います。町として対策、対処は主催者に任せておけばよいと、こういうお考えなのか。

長総務部長にお尋ねします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 ポートピア開業に伴う交通安全対策についてとのご質問にお答えいたします。

ミニポートピア津幡は北陸初の場外舟券売り場であり、にぎわいを期待しておりますが反面、それに伴う周辺の混雑による事故や渋滞の発生を危惧しているところでございます。何の対策もしていないように思うとのことですが、施行者であるみどり市および施設運営会社におきましては、津幡警察署ならびに国土交通省と協議の上、対策が練られております。すでに目に見える対策としては、富山方面からの直接進入、金沢方面への直接退出を防止するため、出入口に当たる地点のセンターライン上にポールが設置されておりますし、歩行者の横断防止用フェンスも設置されました。施設周辺の混雑を防ぐため、道路上に誘導員を配置するとともに、津幡駅と施設間のタクシーによる送迎も用意していると聞いております。また、施設の駐車場が満車

になった場合は隣接する臨時駐車場を使用することとされていますが、町からは5月の議会全員協議会で洲崎議員からご提案いただきました、臨時排雪場を第2の臨時駐車場として活用することも運営会社に提案をさせていただき、実施に向けて調整しております。

対策、対処は主催者任せでよいかとのことにつきましては、本施設がオープンすることによる道路事情やその他への影響につきましては、基本的には施行者であるみどり市と施設運営会社が責任を持って対応すべきものであります。町としては、想定し得る交通上の危険や混乱に対し、遺漏なく、万全な対応がされるよう求めていくこと、また道路管理者である国土交通省や津幡警察署など、関係機関への協力依頼等をきちんとしていくことであると考えております。いずれにしましても、交通安全対策は、町としてできる限りのことはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 再質問します。

先ほどの草刈りの安全性についても監理課長の答弁聞いていますと、区長さんに聞いて区長さんからあればますとかいうような、こういう何ていうか対応なんで、ちょっと物足りんのじゃないかと。今のこの交通に関しても、さくつくったり、標示をつくると先に言いましたように、それだけでは駄目だという質問をしているのに、何かその警察署がさくつくるとか標識をつけるとか監視員をつけるとか、時速七、八十キロ出て、通行量の多いとこに、そのようなものが本当に運転者の目に入るのかどうかということを知っているんで、実際そんなのつくっても全然効果がないという判断のもとで質問しているわけです。主催者がやるんだから主催者に責任を持たせると。なかなかそんなうまいわけにいかんのではと思いますんで、やはり町民を守っていかねばならないわけですから、その辺を抜本的に森林公園の中を通過してUターンできるような対策をすとかしないと、ただ舟橋の交差点でUターンしてまたボートピア行くわっていうがんやったら大事故になると思いますんで、その辺、町としても何らかのやっぱり対応をしていただきたいんですけれども、再度、長総務部長にお尋ねします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 再質問にお答えいたします。

西村議員のおっしゃるとおり、事故が起きてからでは遅いわけですが、町としてはですね、先ほども申し上げましたように、想定できるようなことについてはクリアしていただきたいというふうなことで、道路管理者、国道は国土交通省の所管になりますし、津幡警察署につきましては安全面での指導というものはございます。

ただ、町としても要望することはすべきと考えておりますし、例えばですね、加茂の交差点につきましても、信号の時差式のものといいですか、渡りやすいような信号ですね、そういったものに要望していかねばならないのかなというふうに思っておりますし、以前からも申し上げているところでもございます。そういったようなことで何も町としてはしていない、また考えていないというふうなことではございませんし、当然町としての責任のもとでできる限りのことはしていくというつもりでございます。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 あの現地で左へおるために、ずっと縦列してる横をもうスピードの車

が金沢方面に向かって走る状態が想定されます。今ご答弁いただいたんで、町民の方もみんな聞いておいでだと思います。私は危惧しておりますんで、事故が起きないようにあとは祈るのみなんですけども、非常な事態が起きると想定しております。

以上をもちまして、質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で2番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 1番、八十嶋です。

通告に従い、私のほうからは3点だけ質問させていただきます。また、あとお昼まで10分ですけども、また昼食後になるかと思しますので、その辺もよろしく願いいたします。

〔議席から笑い声あり〕

まず、質問の1番ですが、避難所としての公民館の機能充実をということで質問させていただきます。

災害発生時における防災強化策の観点から質問いたします。東日本大震災以降、日ごろから災害に備え、防災対策の強化、構築を進めることは大変大切であります。本年4月4日、先ほど町長さんの冒頭のお話にもありましたけれども、本年4月4日未明に発生した地震は、津幡町、かほく市、小矢部市の震度は4で幸い目立った被害はなかったものの、比較的地震が少ないとされていたこの地において、まさか我が町が震源とはと多くの町民が感じたと同時に、改めてその怖さと防災の大切さを痛感したのではないのでしょうか。

さて、防災や災害で大切なことは自助、共助、公助であります。自分の体は自分で守り、次に地域で協力し、助け合うことが大切であります。特に地域における防災対応の観点から、自主防災組織の役割、さらには避難所としての公民館の役割は、災害時の初動対応として大変重要な役割を担っています。この点からして、津幡町の公民館の役割は、まだ避難所としての機能は、私は十分とは思いません。特に災害時の避難民の受け入れ体制、備品の確保、食料、飲料水の備蓄など、整備すべき点も考えられることから、不測の事態に備えた体制づくりが必要と思います。また、地域にある自主防災組織の連携も大切なことです。各自主防災組織に温度差があってはなりません。連携協力体制も大切なことと考えます。

以上、地域の核となる避難所としての公民館の機能充実について、以下の点から町長に質問いたします。

地域の公民館は避難場所として重要な役割を担っている点から、避難場所としての機能の実態と機能強化に対する今後の整備計画対応についてお伺いいたします。よろしく願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八十嶋議員の避難所としての公民館の機能充実をという質問にお答えいたします。

八十嶋議員のご質問の中にもありましたとおり、4月4日深夜の地震は本町が震源であったということもあり、今後も危機感を持って防災対策に臨まなければならないと改めて感じているところでございます。

さて、本町では、洪水災害や土砂災害など、特定の地域を対象とした災害においては、災害規

模や避難者数および避難経路を考慮し、公民館や保育園などに避難所を開設することとしております。また、大規模災害で被害が町全域にわたる場合は、小学校に避難所を開設することとしております。本町の小学校のほとんどが公民館に隣接していることから、万一の際には小学校とともに避難施設としての役割を果たすことも想定しているところでございます。

昨年度は避難所としての機能を充実させるため、各公民館には防災行政無線の半固定局を整備させていただいております。さらに、各集落におきましては、一時的な避難施設となる得る集会所などにも半固定局や携帯局または屋外拡声子局の無線設備を整備いたしました。小中学校に加え、各地区公民館などとの通信機能に関しましては、きめ細かい通信網を構築させていただいたところでございます。

昨年の町防災総合訓練におきまして、町職員が避難所の設置・運営訓練を行い、避難施設としての安全確認から受け入れ、運営について取り組んでおります。また、各地区の自主防災クラブからもその訓練に参加いただき、避難の手続きからどのように避難所が運営されるのか、また避難所でのルールや健康相談につきまして体験をしていただきました。

公民館での食料や飲料水の備蓄のご提案に関しましては、賞味期限の管理や適正な保存および災害時における配分の検討を含め、今後も町の備蓄倉庫で一括管理させていただきたいと考えているところでございます。

八十嶋議員のおっしゃるとおり、公民館は地区住民がふだんから集う場所であり、災害時におきましても避難所として使用する場合もあることから、非常電源設備などの機能充実につきまして避難所全体の中で配置を検討しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 この際、暫時休憩いたしまして、午後1時より一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午前11時54分

〔再開〕 午後1時00分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1番 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 再質問をさせていただきます。

再質問を申し上げる前に、一例を申し上げてからこの点について再質問ということでもよろしく願います。これはですね、岩手県の生涯学習センターが東日本大震災の後に、公民館の役割ということで記載されていたものをちょっと抜粋させていただきました。これちょっと読まさせていただきます。東日本大震災を踏まえた公民館等の役割と課題に関する調査研究です。この中で公民館の3つの役割を提言しております。その3つの役割とは、1番、災害への備え。2番、被災者支援。3番、社会教育事業の3点が重要であると記載されております。中でも、1番の災害への備えでは、防災設備、備蓄など、ハード面の強化の要望が高く、非常用電源の整備や食料、飲料水、燃料等の備蓄の割合が高く、優先度の高い内容から整備が必要であるということです。もう1点は、同じく災害への備えの中で行動マニュアルの整備ということをやっております。市町村の防災計画による行動マニュアルはほとんどの公民館で整備されていたが、施設独

自の行動マニュアルは2割弱と低くなっていたと。発生から翌日までの組織体制では、施設独自の災害緊急体制ならびに組織としての動きができなかったとの点から、段階別の行動マニュアルや施設独自の行動マニュアルを整備していくことと提言しております。さらには、職員の勤務体制での点、状況によっては個人の判断でも必要から職員の防災意識や判断力を高めるための訓練、研修のあり方にも取り組むべきと提言しております。さらに、被災者支援の点では、避難所となった公民館等は、被災者支援にかかわって飲料、燃料、情報等の不足や通信の途絶えならびに様々な問題に直面、その対応に迫られながら自治会や地域のリーダーと協力して避難所を運営した。職員は、避難所の最前線でさまざまな災害支援業務を行ったため、行わなければならないことを再認識する必要があるということを提言しております。

この点を踏まえて、再質問いたします。

当町では、公民館職員の多くは嘱託であります。できることも限られていると思いますが、災害発生の初動時から町職員が来るまでの空白を館長以下の職員で少しでも埋めなければなりません。その間やさらにはその後の対応についてもできる範囲での行動も必要になってきます。公民館独自のマニュアルの整備を含めて、どなたでも結構です。この点をお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 再質問にお答えさせていただきます。

今ほど議員さんのおっしゃいましたように、公民館主事あるいは館長が初動体制としてですね、町職員が来るまでという間もあると思うんですけども、公民館主事の方は地域の方々とふだんから顔見知りということもございますので、嘱託職員とはいうものですね、公民館主事という立場を皆さん理解していただいておりますし、避難所となった場合には、地域の皆さんがですね、なじみの公民館主事がいることでコミュニケーションがとれたり、あるいは気軽に相談したりというふうなことがあるかと思っております。そういったこともありますので、初動体制としては当然協力をいただきたいなと思っておりますし、そのためにもですね、町の防災総合訓練で、先ほども町長のほうで答弁がありましたように、避難所の設置、運営訓練というものも行ってあります。そういったところでですね、参加いただいて、避難所としての安全確認とか、受け入れのあるいは運営についてまでを学んでいただきたいなというふうなことも思っております。これは自主防災クラブ、あるいはそれぞれの地区の方々も参加していただいておりますので、また加えて、公民館主事さんあるいは館長さん、そういった関係の方も入っていただければいいのかなと思っております。

なお、マニュアルというふうなことでおっしゃいましたけども、これにつきましては、私ども職員としてもですね、きちんとしたマニュアルというものは、まだきちんとしたものは整備されておきませんが、今後そういったものが必要であれば、きちんとしたものをつくっていかねばならないのかなというふうに今思っているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ぜひハード面での設備は、対応は逐次なされてきております。ぜひ今言いましたようなソフト面での対応を早急に図っていただきながら、瞬時の体制づくりに努力していただきたいなというふうに思っております。

では、質問の2番に移らせていただきます。

先ほど来、多賀議員から定住促進に対するお話もございました。津幡町では人口が減少していくという中において、いわゆるお年寄りの年齢は年々年々ふえていくわけです。その点からして、いろんなお年寄りに対する対策もいろいろとこれから考えていかなければならないことと思います。そういう観点から、質問の2番、買い物弱者への支援策を問うということで質問させていただきます。

近年、スーパーや大型店舗の郊外への進出などにより、車の運転が困難なお年寄りや障害を持つ方を中心に、いわゆる買い物弱者として大きく社会問題化されています。このような状況は過疎地域だけの問題ではなく、一斉に高齢化が進む町中心部にある団地等でも深刻化しております。

買い物弱者は全国で約600万人程度と推定されています。このような状況下、石川県は今年度、19市町で地域社会での高齢者の孤立化を踏まえ、お年寄りの買い物支援や家事の生活支援に取り組む安心サポート事業となる協議会の設立を予定とのこととあります。県の調査では、県内の高齢者の2割の方が宅配サービス、移動販売、送迎サービス等、買い物支援を希望しているとの報告もあります。

高齢化が進む我が町にとっても例外ではありません。特にひとり暮らしの高齢者や山間部での高齢者にとって切実な問題と言えます。さらに今後、高齢化が進み、買い物弱者がふえていくことが予想されることから、町としても状況に応じたサポート体制や必要な支援策を講じていくべきと考えます。

そこで、町民福祉部長にお伺いいたします。買い物弱者に関する認識と今後の対策に向けた基本的な考え方についてお伺いいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 買い物弱者への支援策を問うとのご質問にお答えします。

一般的に買い物弱者とは、食料品などの日常の買い物が困難な状態に置かれている方で、八十嶋議員が言われるとおり、その数は全国で600万人程度と推定され、これからも徐々に増加すると予想されています。この原因は、郊外型の大型スーパーの出店や住人の減少によって地域の小規模な店舗がなくなってきたこと、また車を持つ家庭がふえ、公共交通機関の利用者が減少し、バス運行回数の減便や路線廃止になった区間ができたこと等だと言われております。

現在、当町では買い物弱者への対応として、町社会福祉協議会に委託し、有償ボランティアを活用した津幡町地域ささえあい事業、地域支え合いボランティアグループぷちはっぴー結の会による活動、農協、生協、スーパーマーケットなどで実施している宅配サービスなどの紹介や利用を促すなどして、買い物弱者への支援を行っています。また、ことし4月から町商工会が主体となって買い物弱者支援事業実行委員会が発足し、町商工会、町社会福祉協議会、町行政、石川高専が協働し、買い物弱者と商店街活性化ニーズをつなげる取り組みについて協議を進めており、今年度中に試行的実施が見込まれております。そのほか本年度内において、地域ごとに異なるさまざまな日常生活上のニーズにきめ細かく対応できるよう、県が各市町に支援して実施する安心生活サポート促進事業も予定されています。詳細については、近日中に県から説明があると聞いております。

当町では地域や年齢層などの違いにより、買い物ニーズも多種多様化し、買い物支援の方法も

大きく異なることも予想されます。今後、買い物に関する詳細なニーズおよび実態調査を行い、買い物弱者と呼ばれる方々が本当に必要な支援策を検討し、実施していくことが必要であると思っております。

今後もだれもが住みなれた地域で安心して生活できるよう、官民協働のもと、住みよいまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

官民挙げての支援ということで、非常によく分かりました。それでですね、平成25年における津幡町の福祉計画から抜粋させていただきました。本町の人口は今後減少に転じることが予測され、高齢人口は増加し、高齢化率も上昇、平成32年には高齢化率が25パーセントを超えると予想しております。平成20年12月の推計資料で申し上げます。平成27年には75歳以上の年齢は3,658名、その後10年たった平成37年には5,188名、高齢化率にして平成27年では21.9パーセント、10年後の平成37年には27年から37年の間では1,530名の増加ということになっております。高齢化率も26.2パーセントと予想しています。それから、出かける、外出に関するニーズということで、この福祉計画では、町民アンケートでは6人に1人が「買い物、通院等の外出手伝いをしてほしい」と回答。圏域ニーズ調査でも1,300人余りは、外出支援を求めているということでもあります。それに対する現状と課題の最後の締めくくりとして、その施策の方向性では、どこに住んでも、どんな状態になっても、自由に出かけることができるよう、公共交通機関の充実、移動手段の確保、外出環境の整備を行いますと締めくくっております。

ぜひ、今のこの締めくくりのあったように、津幡町でも地域包括センターの取り組みや社会福祉協議会の取り組み、さまざまな点で高齢者に対する施策が講じられていますが、ぜひこの福祉計画の施策の実現に向け、少しでも買い物弱者への解消が図れる努力を今後一層していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは最後に、質問の3番目に移らせていただきます。

ゆるキャラをデザインしたエコバッグで大河ドラマの推進をとということでもあります。

ちなみにここにありますのは、これは小矢部市が大河ドラマをデザインしたエコバッグでございます。

〔八十嶋議員エコバッグを掲示〕

それから、これは全国市町村レガッタでいただいたエコバッグです。

〔八十嶋議員エコバッグを掲示〕

それから、さまざまなエコバッグの種類がありますけども、こういうことを思いながら、ちょっと今からお話しさせていただきます。

ここ数年、大河ドラマの誘致に当たり、行政はもとより、観光協会や各界、各層がさまざまな手段、方法を考え、誘致への機運の高まりに奮闘されています。例を挙げれば、町を走る町営バスには走る広告塔として車体にゆるキャラのデザイン、庁舎内にはゆるキャラの着ぐるみ、さらには昨年度より職員が夏に限定的に着用するゆるキャラデザインのポロシャツ等々、行政の率先した取り組みは誘致機運を高めるものとして大変評価できるものと思っております。

さて、私の提案は大河ドラマのゆるキャラをデザインした町独自のエコバッグをつくることの提案であります。理由は2つあります。その一つは、これまでのゆるキャラは、どちらかといえど見るもの、見せるものあるいはここにつけておりますような缶バッジのように、特定の方がつけるものとしてそれなりの宣伝効果はあります。私は今回、より大衆化を図る目的から、エコブームの中で手軽な入れ物としてのエコバッグにゆるキャラのデザインを用い、さらなる機運の盛り上がりを目指すことにあります。

2点目には、行政の県外視察や研修等に行くと、資料とともにエコバッグが入っているケースが間々あります。各地がさまざま取り組むものや風景など、独自色がデザインされたものとして目にとまります。行政も我々議会人も含めて、年間多くの人的交流があります。このような交流機会をとおして、ゆるキャラデザインのエコバッグを用い、宣伝することも大河ドラマの誘致を進めている町として対外的にもアピールできるものではないかと考えます。

破って捨てるものでもなく、だれにでも手軽に使用できるゆるキャラデザインのエコバッグを予算化し、大河ドラマの一層の機運の高まりを図ることも大切なことと考えます。

町としてのご見解を町長にお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ゆるキャラをデザインしたエコバッグで大河ドラマの誘致推進をというご質問にお答えいたします。

ご存じのように、津幡町では平成21年7月に大河ドラマ誘致推進協議会および実行委員会を設立して以来、議会のご理解をいただきながら、誘致推進と機運向上のため、さまざまな取り組みを進めてまいりました。今年度におきましても、義仲と巴に関する町内小中学生を対象とした絵画コンクールやテーマ曲「義仲と巴」の吹奏楽用の楽譜制作など、誘致推進に努めているところでございます。八十嶋議員が言われます、ゆるキャラの町営バスのラッピングやクールビズ期間中のポロシャツ着用などもこれまでの取り組みの一環であり、評価をいただき感謝を申し上げる次第でございます。

なお、当初より誘致推進策として、低価格で制作できるゆるキャラをデザインした缶バッジを活用し、大勢の町民の方々にお配りして機運の向上を図り、また対外的な宣伝につきましては議会や関係団体のご協力もいただきながら、さまざまな交流の機会に缶バッジの配布をしていただいております。

ご提案のエコバッグの活用は、生活の中で買い物などに手軽に使用していただけることやゆるキャラのデザインを大きく表示することができることなどから、缶バッジとは違った宣伝や機運の醸成効果が期待できるものと考えております。

今後、本町で開催されますイベントなどでの配布活用や観光協会においてグッズとしての販売も視野に入れ、サイズや安全面も考慮した反射材を取り入れるなど、制作の検討をしてまいりたいと考えておりますので、お願いを申し上げます。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

また、さまざまな角度から、いろんな機運を盛り上げるためにも一層の鋭意努力をしていただきたいというふうに思っております。

これで、私の3点の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で1番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、7番 角井外喜雄議員。

〔7番 角井外喜雄議員 登壇〕

○7番 角井外喜雄議員 私、2点の質問をいたします。

まず1点目は、TPPの交渉参加に伴う町の農業対策を質問いたします。

4月中旬に日米事前協議が決着しました。安倍首相は、日本の国益はしっかり守られており、米、牛、豚、乳製品などの5品目は、日米協議で日本の農業分野では重要品目であることを確認したと報道されていきました。その後、交渉参加の11か国の支持も得て、国益をかけた交渉が7月からスタートします。

すでに皆さんご存じだと思いますが、TPP交渉は高水準の貿易事業を目指すものであり、日本の要求がどこまで認められるかは不透明であります。3月に公表した政府試算では、関税を撤廃した場合、農林水産物33品目の国内総生産額は約7兆1,000億円のうち4割に当たる3兆円が失われると見積もっています。影響が最も大きい米は1兆100億円減ると指摘しております。日本の一農家当たりの平均営農面積は2ヘクタールに比べ、アメリカは100ヘクタール、オーストラリアに至っては3,000ヘクタールであり、農業輸出国は日本の販路拡大をねらっております。

TPP交渉は農業分野だけではなく、製造業、保険、知的財産、食の安全など、日本経済、国民に大きく影響いたします。私自身、イエスカノーかという態度ははっきり示せませんが、経済大国となった中国のはざまにあって、厳しい国内状況を打破し、日本が世界経済や国際関係でリーダーシップを発揮していくためには、大変重要な決断をしたというふうに思っております。参加表明した後の交渉内容、決定事項については4年間は秘匿とされており、さらにあらゆる関税を基本的には10年以内に撤廃しなければならないと言われていまして、TPPに参加した場合、米を初めとする安価な輸入農産物がふえることが予想されます。そのことによって、農業の衰退は避けられない状況となることが危惧されています。そのようなことから、必ずしも生産条件が有利とは言えない中山間地においては農業分野への影響は深刻であり、耕作放棄地の増加などにもつながり、水源涵養機能の低下による洪水、水田の多面的機能が失われ、市民生活に大きな影響を及ぼすこととなります。

農林水産省は平成25年2月に、TPP・経済連携と日本の農業については農業の競争力を強化し、持続可能なものとするため、農業の構造改革を加速させる人・農地プランを集中的に実施すると書かれています。農地集積による大規模化は、中山間地では20ヘクタール、平地では30ヘクタール規模の農業経営形態をまとめることとしています。5年後、10年後まで、だれがどのように農業を進めていくかを地域や集落の話し合いに基づき進めていく方針を出しました。

この農地プランのまとめ役は市町村であり、農地の集積計画や利用図を作成し、将来的な設計図を描くこととなります。町の25年度予算で農地集積協力促進事業が計上されました。町内85集落を対象とした営農プランを策定し、円滑な集落営農への移行促進を図り、体質強化を実現する予算であります。すでに集積化が進んでいる集落と、いまだに進んでいない集落があり、行政は集積化が進んでいない集落に対し、今後の農業のあり方を徹底した話し合いを通じ、農地集積の合意形成を進めていくことが重要であります。平地はもとより、中山間地が多い当町では、一集

落だけでは小規模なところもあり、より広い範囲で農地の出し手と受け手の仲介が必要であります。プランを決定するのは町であります。農協もプランの作成に深くかかわることとなると思います。行政として、農地集積計画と利用図を策定した人・農地プランを今後どのように進めていくのか、榊田農林振興課長にご答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 榊田農林振興課長。

〔榊田和男農林振興課長 登壇〕

○榊田和男農林振興課長 角井議員の環太平洋連携協定（T P P）の交渉参加に伴う町の農業対策を問うとのご質問にお答えいたします。

初めに、T P Pに参加した場合には日本の農業の衰退は避けられないとのご指摘ですが、政府はT P Pへの対応いかににかかわらず、我が国農業の競争力の強化を重要な課題としております。食料供給機能や農業の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、担い手への農地の利用集積、農業の6次産業化などの取り組みを加速させることを通じて、攻めの農業の展開を図っていくこととしております。政府の方針を踏まえ、町といたしましても担い手への農地の利用集積、6次産業化などの取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、人・農地プランを今後どのように進めていくかとのことでございますが、当町では昨年度、町内全域で人・農地プランの作成対象となる84集落を8地区に分け、それぞれのプランを作成いたしました。町といたしましては、農地集積協力促進事業で戸別所得補償制度の加入者738名に対して、今後の営農方針に関するアンケートを実施し、その結果を取りまとめた情報を各地域に提供することによって、地域が主体的に作成する人・農地プランの作成への支援を行ってまいりました。平成25年度は、町内84集落の人・農地プランの内容のさらなる充実を図ること、そして河北潟の湖東地区の人・農地プランを作成することを目的に再度アンケートを実施し、農業者の営農方針をより詳しく把握してまいります。そして、その情報を各地域に提供することによって、集落営農組織や認定農業者などの担い手への農地の利用集積の合意形成を促し、当町の農業の20年後、30年後を見据えた人・農地プランになるよう取りまとめ、支援を行ってまいりたいと考えております。また、今後も担い手となる集落営農組織の設立に努力してまいります。

以上でございます。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 再質問いたします。

今ほどの課長の答弁で、84集落を対象としたプランを作成したというふうなご答弁だったかと思えます。私、そのプランを実は先日、課長のところへお伺いしまして、見せていただきたいというふうなことを申し上げました。残念ながら見せていただけませんでした。そのことは、私は何を言いたいのかといいますと、例えば私の川尻という集落であります、担い手もいますし、あるいはまた集落外からもいろんな人が耕作に入ってきております。さて、我が集落もこの営農の田畑がどのような形成になってるのかということ、実は私、農協に行きましたら、個人情報があつてどうも公表できないと。そしてまた、集落でもこの営農集落を進めようとした場合に、やはり今現在、どういうふうになってるかっていうことをまず現状把握するのが大事であります。そして、個人の耕作者に集落営農に参加してほしいという投げかけもなければなりません。今ほど言いましたように、町がもうすでに営農プランを作成してあるならば、その情報は事細かく、そういうものはお示しになるんですか。それがなくなかなか集積はできません。

ご答弁をお願いします。

○南田孝是議長 榊田農林振興課長。

〔榊田和男農林振興課長 登壇〕

○榊田和男農林振興課長 角井議員の再質問にお答えします。

先ほど再質問中にですね、プランを見せていただけなかったという言葉もございましたが、私はお見せしております。はい。人・農地プランにつきましては決定されたものでございまして、皆さんに情報公開ということも地元の生産組合長をとおして公開しておりますし、当然公開させていただきます。

今後、人・農地プランの部分ではなくて、最終的なご質問のほうは集落営農を組織するために個人情報をもう少し知り得たいという話ではなかったかと思えます。その中で今、個人情報というのは大変取り扱いが難しゅうございます。その中で、我々の判断するところでは、ある程度その個人個人のですね、承諾を得た中で個人情報をしまいたいというふうに考えております。今の考えの中では、一人一人の承諾書をいただいた後に、その個人の持つ営農の地番とかですね、そういうものを情報公開してしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 再々質問します。

今ほど私が見たというような話で、どうも解せないなど。これは、農業プランというのは、いわゆる農地の出し手、受け手のいわゆる調整役ですね。だれが出し手なのか。それを受ける側はだれなのかという調整役、これは個人がするんですか。農業プランの中でそれをだれが、恐らくこれは行政が私は作成するものだと思います。そしてそれを、農業委員会にご説明したというふうな答弁であったかと思いますが、私どもの地域の農業委員会、恐らく私が農業委員にそれを聞かなかった、事前に聞かなかったことが私のミスだったのかなと思います。

したがって、もう一度課長にお伺いしますが、いわゆる町が出し手と受け手の、そういう仲介役をきちっと作成した農業プランであるのか。

再度、ご答弁をお願いします。

○南田孝是議長 榊田農林振興課長。

〔榊田和男農林振興課長 登壇〕

○榊田和男農林振興課長 角井議員の再々質問に対してお答えいたしたいと思えます。

人・農地プランは、前にもこちらのほうに手持ちの資料として持ってきております。前お見せした、はい、これがこれに農地集積の位置図をつけまして、農地プランとなっております。これを作成するに当たりましては、先ほども答弁いたしましたように、738名からのアンケート調査を行っております。その中で意向調査を行っておりまして、それを集約、まとめたものが人・農地プランとなっております。その中には担い手とかですね、認定農家、集落営農組織、アグリサポート等への意向調査も行っております。それを出てきたものを、津幡町で集約させていただいて、町全体84集落を8つの団体に地区に分けまして作成させていただきました。平成24年度で調査したところ、738名のアンケートを提出させていただいたところなんですけども、64パーセント、回収率が若干低いように思われます。その中で、今年度は80パーセントを越す回収をさせて

いただいた後に、詳しい、詳細なまた人・農地プランになるように作成してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 これでは質問はできませんが、どうも私のこのプランにかかわる意識の違いが少しあるのかなど。私はやはり、集積したのが農業プランというふうにおっしゃいました。集積したのをどういうふうに関後生かしていくのかという、行政の役割があると思います。さあ集積しましたと。こういうふうになってますと。それをうまく行政がいろんな多面的にわたってそれをうまく利用するのが、私はやはり行政の役割なのかなと思います。これはまた、常任委員会の中で、私、委員長ですので……、

〔議席から笑い声あり〕

くどくまたご説明をお願いしたいなというふうに思います。

そういうことで、この質問を終わります。

何か、決して脅しているわけではありませので……、

〔議席から笑い声あり〕

誤解のないように。ちょっと熱くなって、次のやつがどこへいったか分からなくなった……。

〔議席から笑い声あり〕

それでは次に、防犯カメラつき自動販売機設置につきましてご質問いたします。

店舗、銀行、公共施設はもちろんのこと、今や商店街の道路にまで防犯カメラが設置されている時代となっています。これまで犯罪の検証、逮捕には欠かせないほど、防犯カメラが重要な役割を果たしているのが現状です。行政が独自で防犯カメラを取りつけるとなると、設置費用や維持管理費を含めると相当の費用を要することとなります。ある自治体では、駐輪場や駐車場に安全性、利用者の安心を高めるために、公募による防犯つき自動販売機を設置しているところがあります。

今年度、駅前整備事業で駐車場、駐輪場を整備することとなっています。閉鎖的な場所であり、防犯カメラつき自動販売機を公募し、自転車の盗難防止や防犯対策の一環になるのかなと思っております。さらに、現在設置してある自動販売機にも後づけができるというふうに言われています。

現在設置してある公園や公共施設の閉鎖的な場所で、防犯対策の一環として防犯カメラを事業者負担で設置することを提案いたしますが、長総務部長よりご答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 防犯カメラつき自動販売機設置をとのご質問にお答えいたします。

現在、本町の防犯に関する取り組みは、地域の皆さまによる子どもたちの登下校時の見守りパトロールや青色パトロール車による巡回、見回りなどがあります。昼夜を問わず活動していただいているボランティアの皆さまには大変感謝をしておるところでございます。町といたしましては、その活動に対する支援などを行ってまいります。

ご提案いただきました防犯カメラつき自動販売機は、立体式の駐車場など、閉鎖的な空間の防犯対策として、見られているという抑止効果により安全性を高めることができると思います。さ

らに、事件や事故などが発生したとき、その検証に役立つ場合があるなどの効果があるものと認識しております。

公共施設における事故や犯罪を防止する施策として独自に防犯カメラを設置する自治体も多く、本町におきましても幾つかの施設への設置を検討しているところでもございます。津幡駅前広場では、自転車盗難事案が平成24年に63件発生しております。そのため、今年度から整備する駅前駐輪場には、防犯対策の一環として防犯カメラの導入を計画しております。また、公園におきましては、住吉公園と中条公園に自動販売機が設置されておりますが、たびたび発生するトイレや遊具等のいたずら防止と監視のため、本6月会議で中条公園に防犯カメラ設置の補正予算を提案しております。

ご提案の防犯カメラつき自動販売機の設置につきましては、現在公共施設に設置されているものも含め、自動販売機の設置場所における防犯効果やカメラの性能、画像データの保存方法、カメラ機能を付加するための手続きなどを研究したいと思います。その上で、今後、自動販売機設置業者を公募する際に、防犯カメラつきの仕様を含めることも視野に入れながら導入の検討をさせていただきますと思います。

ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 再質問はいたしませんですが、確かに今、中条公園ですか、あるいはまた新たに整備される津幡駅前の整備事業、すでにもう防犯カメラを取りつけるというような意思決定がされたようであります。確かにこれは、防犯カメラというのは精度がよくないどうしてもその効力が発揮できないものですから、やはり自動販売機の防犯カメラの機能がどこまで精度なものを出せるのか、私も正直言ってあまり知りません。ただ、やはり厳しい財政の中で、業者に委託して、それが可能なものならば、私はやはりコスト的なためにぜひ活用していただきたいなというふうに思っております。

以上で終わります。

○南田孝是議長 以上で7番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

次に、12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 12番、道下政博でございます。

きょうは、4点について質問をさせていただきます。

まず最初に、今後の定住促進策を問うということで、すでに通告を出させていただいております。

第四次総合計画の中、将来の指標で人口想定では、平成25年では4万人を超えるだろうとの想定でありましたが、近年の町の人口の推移の実態とはかなり差が出てきております。県内近辺の市町村よりも定住人口促進策に限ってはおくれをとっているのではないのでしょうか。

今後の具体的な定住人口促進策について町長の構想をお伺いしたいと思っておりましたが、先ほどの多賀議員の質問について答弁がありましたので、もしダブるようなところがあれば省略させていただいて結構ですので、矢田町長の定住促進策の構想についてお伺いをいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の今後の定住人口促進策についてとのご質問にお答えいたします。

道下議員のおっしゃるとおり、津幡町の第四次総合計画における平成25年度の想定人口は4万人であり、現在の人口が約3万7,600人であることから、当初計画の想定よりも人口の伸びは少なかったということになります。平成に入り、津幡町の国勢調査の人口の伸びは、県都金沢市に隣接し、交通の利便性も高いことから、急激なものでありました。さらに、計画策定当時は、北中条地区の区画整理事業も実施中であったことから、人口4万人という数字は十分に実現可能な数字であると見込んだものでございます。しかし、少子高齢化社会の進展により、現在県内の自治体の多くで人口が減少し、津幡町の有利な地理的条件をもってしても人口がわずかではありますけれども減少している状況でございます。

先ほど多賀議員にもお答えしましたように、人口の減少は町民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や町の財政にも大きな影響を及ぼすことが考えられます。一方、人口がふえること、若い世代がふえることは町の元気につながることから、多賀議員や道下議員のおっしゃるよう、定住人口促進につながる助成制度については、早急に検討しなければならないと考えております。具体的な助成の内容につきましては先ほど多賀議員にもお答えしましたが、9月会議に補正予算を計上できるよう進めたいと考えております。ほかの市町からの転入者のみでなく、現在津幡町に住んでいらっしゃる住民の方々が町内で転居する場合も対象にするなど、これまで住んでこられた方も新しく転入された方も大切にする助成の手法を考えたいと思っております。

議員の皆さまのご理解とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

それではぜひとも推し進めていただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

胃がんによる死亡の大幅抑制につながるピロリ菌検査無料クーポン券発行の実施と河北中央病院にピロリ菌外来の開設の提案を行います。

前回の3月会議の一般質問で私は、さらなるがん対策の推進をという内容で胃ペプシノゲン検査の推進、啓発活動にもっと力を注ぐべきであるとの質問をいたしました。答弁に立った板坂町民福祉部長からは「当町におけるがん対策としては現在、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんおよび前立腺がんの6種類のがん検診を毎年6月から10月に実施しており、これらのうち大腸がん、子宮頸がんおよび乳がん検診については、特定年齢の方が検診を無料で受診できるがん検診推進事業、いわゆる無料クーポン券事業を導入するなど、受診しやすい体制を整備している」とのことでありました。

今回私からは、さらなるがん検診の充実を求めて、ピロリ菌検査の無料クーポン券の発行と河北中央病院にピロリ菌外来の開設について提案を行わせていただきます。

少し前の北國新聞の記事の中で「変わるピロリ菌対策 胃がん死を大幅抑制 保険適用が拡大」との記事がありました。2012年12月に胃がん原因の一つとされるピロリ菌ががん細胞に働きかけて胃がんを発症させることが発表され、2013年2月21日からピロリ菌が原因の慢性胃炎の除菌治療に保険が適用されるようになりました。ここに来るまでに、100万人超の署名や国会質疑など、公明党が粘り強く取り組んできたことなどの背景があり、わずか2年余りのスピード実現の成果で喜んでおります。ピロリ菌と胃がんの関係を突きとめた国立国際医療研究センター国府

台病院の上村直実院長は「国民総除菌時代の幕開けとなる出来事だ。さらに、ピロリ菌の除菌が広く普及することで、胃がん撲滅までは言いすぎだが、胃がんによる死亡はすごく少なくすることができるだろう」と話しているそうであります。

胃がんは1990年代までは、日本でがん死亡者数のトップを占めていましたが、今は肺がんに次いで2位になりましたが、罹患者数はまだトップで患者数は一番多い状況です。高齢社会となり、このままではますます増加すると見られています。

今回、保険を使った除菌の対象が慢性胃炎まで拡大されましたが、慢性胃炎の中でも正確に言うと、ヘリコバクターピロリ感染胃炎が除菌の対象になったということであり、ピロリ菌感染が確認できる胃炎にであります。これまで、保険適用なしでは3万円前後の費用がかかったものが、五、六千円程度で除菌できると見られているそうです。

ピロリ菌除菌で抑制できるようになるのは胃がんだけではないことも知ってほしいとも話しておられます。胃潰瘍や十二指腸潰瘍、ポリープを初め、鉄欠乏性貧血や血小板減少症などの全身疾患も改善できると続いて記入されております。ピロリ菌感染の有無で胃粘膜の一生が決まり、高齢になっても胃粘膜は老化しないで20歳のままの状態が続く。なぜかはまだ分からないとのことであります。ほとんどの胃がんはピロリ菌感染による胃粘膜の炎症と老化によって起こることと、除菌をすると、それまでとは別人のようなきれいな胃に戻るといことになるそうです。記事の末尾には、早期胃がんは治る病気だ。胃がんで死なないためには、何といても早期発見が大事だ。胃の症状があるなら、すぐに受診してピロリ菌感染を調べる必要があるとのこととあります。

以上のことからすると、ピロリ菌の検査に始まり、ピロリ菌除菌ができれば、胃がん撲滅に限りなく近づけることが可能であるとのことであり、希望がわいてまいります。

胃がん撲滅の先進地津幡町となるように、推進する取り組みもよいのではないのでしょうか。それに近づけるためにも、またより多くの町民に検査をしてもらうためにも、ピロリ菌検査無料クーポン券の発行、そして河北中央病院にその受け皿となるべくピロリ菌外来の設置を提案いたします。

矢田町長より答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 胃がん死の大幅抑制につながると言われるピロリ菌検査無料クーポン券の発行実施をとのご質問にお答えいたします。

まずピロリ菌についてですが、この菌は衛生環境と大きく関係していると指摘されており、主に60代以上の日本人の半数以上、胃潰瘍や十二指腸潰瘍の9割以上でこのピロリ菌に感染していると言われております。そのため、近年になってピロリ菌が胃がんの発症にも大きく関係していることが分かってまいりました。

ピロリ菌を見つける検査方法には尿素呼気試験法、血液検査、内視鏡による粘膜採取などがあり、主に消化器系の医療機関で検査することができます。本町が行っている胃がん検診は、国のガイドラインで推奨する胃バリウム検査に加え、町独自に特定の年齢の方に対して胃ペプシノゲン検査を実施しております。

ご提案をいただきましたピロリ菌検査無料クーポン券発行につきましては、ピロリ菌の効果的

な検査方法などを町医師会や関係機関等から意見をお聞きし、対象者や自己負担の有無等を含め、今後検討させていただきたいと思っております。

町のがん検診の実施に当たりましては、これからも町医師会と連携を図りながら、胃がん検診のみならず、検診の受診率向上および検診体制をさらに充実していきたいと考えているところでございます。

なお、河北中央病院にピロリ菌検査外来の開設についてでございますが、今後、町の胃がん検診においてピロリ菌検査の導入が決定した段階で開設の検討を進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

一日も早く津幡町から胃がんがなくなるような方向で、早急な対応を検討していただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

介護慰労金支給制度の復活と利用しやすい制度へ改善をとということで提案をさせていただきます。

中能登町では介護慰労金支給要綱があり、平成24年度は月額2万円で35人、342か月分684万円が支給されており、平成25年度予算は960万円となっているそうです。また、川北町では寝たきり老人等介護者福祉手当支給条例を作成しており、対象者は6名で月額5万円を支給しているそうです。また、能美市では本年3月31日で国の制度がなくなってしまうことになっていたことから、24年12月議会で議会議案が提出され、可決し、3月議会で1,500万円の予算が決定されたと聞いております。当町でも、国の制度のもとで本年3月末までは国の要綱にのっとり支給制度がありました。が、支給対象基準が要介護度4か5、その上、介護保険サービスを利用していない人が対象となる大変厳しい制度の中で該当者がいないということで結局廃止になってしまいました。

高齢者に限らず、要介護者を在宅で介護している家族の方は1年中休むことができずに大変苦しんでいる方がおられます。要介護者から少しも目を離すことができない介護に携わる家族の負担とそれによるストレスは推しはかることができないくらい大変なものだと思います。それを何とかできないものかとの住民相談をいただいております。他市町の動向などを調べてみましたら、先ほど例に挙げましたように、それぞれの市や町で工夫をしながら救済措置を講じていることが分かりました。これからの時代はなおさらのこと、介護施設の新設などはますます厳しくなることが考えられます。そうすると在宅介護をさらに推し進める以外にないと考えられます。となれば、介護慰労金支給などの福祉施策の重要性がさらに増してくると考えられます。

どうか、重度の要介護者を持つ家族への負担を少しでも緩和できるものとなる介護慰労金の支給制度の復活と利用しやすい制度への改善を提案いたします。

矢田町長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 介護慰労金支給制度の復活と利用しやすい制度への改善をとのご質問にお答えいたします。

介護慰労金支給制度は、国の補助事業として平成12年度から国の要綱に基づき、市町村民税非課税世帯で過去1年間介護保険のサービスを受けなかった要介護4および5に相当する在宅高齢者を介護している家族に年間10万円を支給することとなっていたものでございますが、国の補助事業は平成15年度で終了いたしております。本町でも、慰労金支給の対象者もなく、給付実績がなかったこと、また現金支給をすることにより、介護サービスの利用抑制が働き、利用すべき人が利用しないのではという懸念があったため、平成15年度で事業を終了しております。

本町では、家族介護支援特別事業として、要介護3以上の在宅サービス利用者には紙おむつ、紙パット等の介護用品を購入するため、平成14年度までは3万円分の利用券を発行してまいりました。平成15年度からは家族介護継続支援事業として金額を引き上げ、4万円分の利用券を発行してまいります。平成24年度は、利用者138人に対し400万円の助成をさせていただいております。

今後、町といたしましては在宅介護支援の強化を図りたいと考えておりますが、介護慰労金の復活ではなく、平成18年度より介護保険の補助対象事業となっております家族介護継続支援事業における利用券金額等の拡大を図ることを検討し、本人、家族の負担軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

今ほどちょっと私の認識が少し違っているところがありましたが、前向きに軽減負担について検討していただけるそうなので、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の4番目の質問に移らせていただきます。

津幡駅前駐輪場再整備の際、車道を横断せずに利用できるように改善をということで提案をさせていただきます。

駐輪場、駐車場の再整備を含む津幡駅前再整備総事業費3億円余りの3月予算に賛成をいたしました。ただ常任委員会審議の際には、私の改善意見を伝えました。その内容はずっと以前から感じておりましたことで、JR利用者の歩行者が駅前から駐輪場や駐車場に移動する際には、必ず車道を横断しなければ利用できない不便さに加え、危険がいっぱいであることが以前から気になって仕方がありませんでしたので提案をさせていただきました。さらに、自動車やタクシーに乗る際に、必ず雨にぬれてしまうことも気になっておりました。せっかく今回多額の費用をかけて整備を行うのですから、まずは安全と安心の確保、そしてその上でより使いやすく、便利なものにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つは、駅前の総合整備でありますので、どうせなら津幡町の顔としてふさわしい風貌への整備もこの際やるべきではないでしょうか。分かりやすく言うならば、格好いい津幡駅にしてもらいたいと思います。また、地元中条地区から要望書が出ております。加えて、JR津幡駅の東側の改札口の整備の要望もあります。

当然限られた予算ではありますのでぜいたくなことはできないかもしれませんが、これからの津幡町の玄関口にふさわしい顔をつくり上げていただきたいことも願って、矢田町長に質問をいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 津幡駅前駐輪場再整備の際、車道を横断せずに利用できるようにできないのかとのご質問にお答えをいたします。

ご質問のありました地下通路や横断歩道橋につきましては、日本道路協会の示す設置基準に基づき計画、設計されますが、町道津幡駅前線に照らし合わせますと、1時間当たり100人以上の横断者数かつその時間の道路の往復合計交通量が2,300台以上である場合には、必要に応じ設置するとあります。現地における往復合計交通量は、町営バスやタクシー、送迎車両のみの100台程度で、設置基準に満たないものでございます。

設計面では、同じく設計基準により計画してみますと、地下通路基礎地盤までの深さは、JR津幡駅歩道から深さが5メートル以上になると考えられます。参考までに、地下通路建設にかかる費用につきましては、おおよその試算で1億7,000万円から2億円の事業費であり、現在の駅前広場整備事業費の約3億2,000万円と合わせると約5億円となり、町負担分も高額となります。

以上のことを踏まえますと、この整備につきましては現状の車道横断の形で計画することとし、横断者の安全を確保するために、路面標示による自動車運転者への注意喚起や送迎待機場の設置により対応したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

それだけ多くの費用がかかるということですね、非常に残念ではございますが、ぜひとも何かしらほかの解決方法がないか、またできれば検討していただければというふうに付け加えさせていただきまして、私のほうからの4点にわたる質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で12番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、6番 森山時夫議員。

〔6番 森山時夫議員 登壇〕

○6番 森山時夫議員 6番、森山時夫です。

今回は間近に起きた地震や今後、人口の減少による定住者対策などの多くの質問、また矢田町長も答弁が出尽くしたような感がありますけども、私も少しこの関連したような質問をいたしますので、どうぞよろしく願いをいたします。

1番目に、町内の人口密度の格差についてお願いします。

町内の人口も、平成に入り、金沢市均衡のベッドタウンとして高く評価され、大規模な団地造成が進んで、町外からの定住者がふえて、若者が占める割合が飛躍的に上がり、将来の町活性化に大きな期待が持たれ、それに従い、将来像を見据えた公共施設の充実を図り、住みよいまちづくりを進めてまいりました。

しかし、大規模造成の結果、町が分断され、未開発地区との人口密度、生活環境の格差が大きくあらわれております。未開発区は、若者は親元を離れ、新たな土地に居住を構えて、残された親は先祖の土地を守りながら細々と生活を営み、過疎化がどんどん進んでいくのが現状であります。過疎化の進む集落では、あと5年、10年後の姿を想像すると、失望だけが残り、新たな開拓の意欲が起きないなど、田畑の管理はできず、また山林の樹木は今は価値もなく、したがって、里山の荒廃が進み、また一たん離れた子どもたちは近寄らなくなって、民家が徐々に廃家になる。

末には廃集落、そういうことが明白でございます。集落は、若者から高齢者が集団生活している
いろなことを学び、それを受け継いでいくことが、それによって存続できることは間違いござい
ません。

そういうことで、先ほど多賀議員も詳しく内容を説明しておりましたけども、現在、全国の人
口予想も減少することが、統計調査で明確になっております。津幡も例外ではございません。そ
ういう中、各自治体では定住者を誘致するために、助成金制度や子育て支援、またこの5月25日
の紙面で、急激な人口の減の危機感により、分譲地の破格の値下げによって、定住促進を図るな
ど、人口の流出をとめ、定住者の拡大を図ること、そういうことが大きく紙面にも記載されてお
りました。

町においては、平成になって、本年、平成25年になりますけども、その間、国道8号線北バイ
パス、そういうバイパスの開通に伴って、加賀、能登、また隣の小矢部市、北陸道などのアクセ
スも非常によくなり、県内一誇るほどの位置になりました。生活環境は飛躍的に向上したかに見
えますけども、こうした中、町内には急激に過疎化が進む未開拓地帯、それは倶利伽羅地区、笠
谷地区、河合谷地区など、いまだに人口流出が進む地区を行政で人口流出防止地区と定めて、将
来に向けた定住者促進計画案などの策定を急ぐことと考えております。

この豊かな緑の里山を守る山間地の集落は非常に重要でありますし、町としても守っていかな
ければならないと思っております。人口の流出を何とか食いとめるためにも、町民の指揮官であ
ります町長の今後の見解を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 森山議員の町内の人口密度格差についてのご質問にお答えいたします。

森山議員のおっしゃるとおり、津幡町は県都金沢市に隣接し、交通の利便性も高いことから、
石川県の住宅供給公社や民間事業者による住宅開発が進み、平成に入って急激に人口が増加いた
しました。ただ、転入される方々の多くが市街地に集中したことに加え、これまで山間部に住ん
でおられた若い世代の多くが親元を離れ、市街地に移り住んだことから、山間部の人口は年々減
少し続けております。

町といたしましても、山間部の過疎化を見過ごし、放置してきたわけではございません。昨年
の3月会議で八十嶋議員のご質問にもお答えしましたとおり、市街地と山間部の物理的な距離を
縮めることはできませんが、市街地と山間部の住民の方の生活水準の差を縮めることは可能であ
ると考えております。

国庫支出金や辺地対策事業債など、有利な財源を活用しながらケーブルテレビ網の整備や携帯
電話の不感地帯の解消など、日常生活環境を改善するとともに、スクールバスの運行や町独自に
教員を配置して、小学校新1年生の複式学級の解消に努めるなど、教育環境の改善にも取り組ん
でおります。

また、市街地と山間部を結ぶ町道の整備や津幡北バイパスの全線開通により交通アクセスも格
段に向上し、通勤、通学や買い物、通院など、市街地までの時間が大幅に短縮されるなど、生活
水準の面では市街地と差がないところまで来たと思っております。

また、現在推進しております農業公園整備につきましても倶利伽羅地区で整備する方針であり、
完成すれば観光客の来場による交流人口の増加も期待できるものと考えております。

さらに、空き家バンクとして空き家情報をホームページで公開するなど、山間部の人口増加のためにさまざまな施策を計画しておるところでございます。

ただ、若い世代の価値感には本当に多種多様であり、都市部の生活以外は考えられない方がいる一方で、都市部から山間部へわざわざ移住される方もおられます。また、本人は地元で愛着を感じていても、結婚するとなれば相手の意向も考慮しなければなりませんし、子どもの将来を考えるがゆえに親がみずから新たに都市部で土地を求めるとも少なくないと聞いております。山間部の定住人口増加には、若者が都市部を中心とした生活様式だけでなく、山間部の生活に興味を持ち、そのよさを理解できるよう意識の改革をしていただくことが非常に重要な要素でもあります。

先ほど多賀議員のご質問にありました定住促進対策として一時的な補助金や優遇政策を実施しても、一生住みたいという感情がわかかなければ、都市部よりさらに有利な定住補助金制度を山間部に特化して制定しても、定住促進に効果を発揮するかどうかは疑問であります。

今後はハード面の整備のみでなく、地域のコミュニティーに興味を持ち、山間部での暮らしのよさも感じられるよう、ソフト面の施策についても検討しなければならないと考えております。

議員の皆さまにもご協力をぜひともお願いを申し上げます。

以上です。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 今ほど、町長から事細かく丁寧な説明をいただき、ありがとうございます。

一度山林が荒廃すれば、やっばここにいろんな手段でその中に人が入ろうとしても地権者がやっばその近くにいなければなかなか入れないのが現状ですから、なるべく後継者、地権者になるような人はやっば近くにいたほうが、今後また山林いろんな緑守るためには非常によろしいかと思っておりますので、またよろしくお願ひいたします。

次に、少人数校の今後の対応ということで、今ほどの質問で過疎化が進む地域においては、小学児童の減少は非常に地区民は大きな不安を抱いております。町内には9校の町立小学校がありますが、全校生徒2,357名、そのうち全児童数が100名未満が3校あります。その3校は、笠谷地区、俱利伽羅地区に所在をしております。その中で、本年、本当に新1年生を迎えることができなかった非常に寂しい思いをした刈安小学校もあります。これは小学校以前に保育園の選定でいろいろな事情、現状があると思っておりますけど、やむを得ない事情として両親、祖父母の都合で日中は子どもの育児ができないため、保育園は特別保育、例えばゼロ歳児からの保育、それや延長保育、また休日保育、そういうことを望むために適応にかなった保育園を選択して、卒園後の小学校は各校区の定められた通学区域規則があるものの、働きながらの子育て支援、学童保育、放課後児童クラブでありますけども、それを希望することによって、また少人数校3校には関連する、残念ながら関連する施策がなく、やむなく校区外の通学がふえて、ますます児童数が減少傾向になる、そういうことを考えられます。

ここで町長にお伺ひいたしますけども、町の中や田舎に住もうと、児童を持つ親はほとんどは共働きでありまして、仕事に少しでも差し支えない子育て支援を望んでおります。

住んでよかったまちづくりを目指すためにも、小学校の所在地には、やはり平等な条件を整えるのが行政業務だと思っております。

そこで、3校、笠野、刈安、萩野台小学校に学童保育の開設がされていない理由は何か。また、3校に対して今後改善する予定があるのか、その見解をお願いをいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 少人数校の対応についてのご質問にお答えいたします。

現在、町内には6校区、8か所の放課後児童クラブが公設民営で開設されております。これらのクラブは町の委託を受け、放課後児童健全育成事業として事業実施をしているものであり、地域の方や保護者会等で構成する運営委員会により指導員の確保等を含め運営を行っております。

森山議員のご指摘のとおり、現在、笠野、刈安、萩野台の小学校区には放課後児童クラブは設置されておきませんが、町といたしましては、少人数校の放課後児童クラブ設置を考えていないわけではございません。町としては地区からの要望があり、町の放課後児童健全育成事業実施要綱に定める入所児童数が5人以上見込まれる場合は、児童の安全性および指導員の確保、施設の場所等を含め、地区の方々と協議、検討をしていきたいと考えております。

また、希望者が少なく単独で設置が困難な地域では、対象範囲を複数の小学校区にする案も考えられますが、放課後児童クラブと学校および家庭との距離を考えますと、児童の安全の確保等の問題も懸念されることから、十分な協議が必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 ありがとうございます。

私も小学校の下校時の防犯として笠野小学校のほうを回ったりしますが、やっぱり小学校の低学年、一人、二人、ばらばらとそういうふうの下校している姿も見ます。今はこういういつ何時、どういう犯罪が起きるか分からないときに、そういう、朝は集団登校で行きますけども、帰りは少数、ばらばらとそういうふうな姿も見られますので、またこういう放課後児童クラブがあれば、親がその時間見て子どもを迎えに行ったり、いろんな安全に対してもいいかなと思っております。

またよろしく願いいたします。

次に、現実になった震源地、今後の防災対策ということで、きょうの議会の冒頭、矢田町長もこの4月4日の地震について詳細にお話をしました。

これは4月4日午前1時58分、真夜中に発生した津幡町を震源とする直下型地震。今まで経験のない地震は、短時間でありましたが恐怖を感じました。ちょうどその時間、何か地鳴りのような音がして、直後にドスンとそういう突き上げるような感じを受け、これは震源地は近いと思ってすぐテレビを見たところ、震源地は最初は加賀地区、そして震度を見ますと、津幡、かほく市、小矢部市が震度4、加賀地区のあっちのほうへいくと震度が小さいのはなぜかなと思ったら、後ほど震源地は町内の彦太郎島だった。そういうことで、全くこういう真下から起きる地震など想像もしていなくて非常に驚いたことです。今まで何度か地震、揺れは経験したんですけども、ほとんどは横揺れと。横揺れも家がぎしぎしと非常にきしむ音で非常に怖いんですけども、やっぱり最も被害が甚大になる縦揺れの地震は、今津幡町で起きたということは実証されたことで非常に驚いております。これまで富樫・森本断層帯が津幡を直撃するとの心得でございましたが、金大

地震学の平松准教授の見解によると、4月4日の地震は邑知潟と砺波平野断層帯のどちらかが五、六百メートルほどずれたごく一部と推定されて、これがより広い範囲で断層帯がずれた場合にはマグニチュード7、非常に大きな地震が発生してもおかしくないと、そういう継続的な警戒を要するような警告がございました。

今回、新たにそういう心配がふえた、種がふえたわけなんですけども、今から2年3か月ほど前に東日本大震災、その後また新たに南海トラフト地震の警戒など、いまだに列島全体が揺れ動いている中、いつ何時大きな地震が襲ってくるか非常に気がかりでございます。

ここで、長総務部長にお伺いいたしますけども、当町でもその当日、緊急災害対策会議が関係者の招集で開催されたと思えますけども、どういうメンバーで構成されてやったのか。それとまた、これ以上甚大な災害が起きたときに、招集者の拡大があるのか。また、一番心配していた真夜中の地震発生ということで、今津幡町に設置してあります防災無線、それを活用した訓練を今後行う予定があるのか、お聞かせをお願いいたします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 現実になった震源地、今後の防災対策はとのご質問にお答えいたします。

森山議員のおっしゃるとおり、4月4日深夜の地震は、本町の彦太郎畠付近が震源であったということもあり、日本のどこで地震が発生してもおかしくないとすることを改めて思い知らされました。幸いにも揺れの時間は短く、被害がなかったことに本当に安堵しております。

地震発生後には、役場庁舎、消防本部、文化会館、河北中央病院におきまして、92人の職員が自動的に参集をしております。それぞれ所管する施設を巡回し、被害状況の確認に当たりました。そしてその日の朝、緊急部長会議を開催し、各施設の詳細な被害につきまして確認結果の報告がありましたが、特に被害はございませんでした。

本町の地域防災計画では、地震における参集は震度3以上で自動配備となり、災害警戒本部体制としております。震度4の地震は、第2配備として総務課、都市建設課、町民児童課、健康福祉課、農林振興課、上下水道課、教育総務課が参集することとなります。今回の地震では真夜中の地震ではありましたが、今ほど申し上げました第2配備体制の職員のほか、自発的に多くの職員が参集し、それぞれ担当部署の確認の後、被害情報の収集に当たりました。なお、震度5強では第3配備となり、全職員の半数が参集することとなります。震度6以上では職員全体が参集する第4配備というふうにしております。

防災行政無線を活用した訓練をする予定があるかとのことにつきましては、せっかく整備した設備ですので、町主催の防災総合訓練はもちろんのこと、地域における防災訓練にも活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 ありがとうございます。

夜中にそういうすぐ招集して対策会議ができた。非常に集まった方も大変ご苦労さまでございました。また今後、いつ何時、どこで何があるか分かりませんが、その都度、また住民の安心のために、またよろしく願いをいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で6番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

ここで、この際暫時休憩いたしまして、午後2時55分から一般質問を再開いたしたいと思いません。

〔休憩〕 午後2時39分

〔再開〕 午後2時55分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 4番、荒井 克です。

私からは2点について質問をいたします。

最初に、1点目として、津幡町都市計画マスタープランの見直しをとという大変大それた……、

〔議席から笑い声あり〕

叱られそうな質問ではありますが、内容につきましては、先ほどから多賀議員を初め、複数の議員の質問と重複したような内容だと思えます。また、矢田町長の答弁もいただいておりますが、重複することをお許しいただいて、私の質問をさせていただきます。

それでは、津幡町都市計画マスタープランについて、平成16年に20年先を想定した津幡町都市計画マスタープランが作成されております。総合計画に定める都市構想を実現するため、現在このプランに基づいて社会資本整備が行われているわけですが、10年目の平成27年には中間年次となっております。これは、作成した時点において10年目には町の情勢によっては見直してもよいということであると思えます。その中で、将来動向、人口フレームが平成16年の時点で、平成27年の推計総人口は4万1,900人、平成37年には4万9,400人の人口規模を見込んでおります。しかし現在、津幡町の人口はご存じのとおり伸び悩み状態であり、2年後には推計より四、五千人の減少となり、人口伸び率の鈍化を目の当たりに受けているのが現状であります。

先月、白山市が企業誘致における大幅な拡充を図る方針を固めるなど、他市町との競争力の増加が見えてきております。その中にはもちろん地元雇用、そして定住促進もねらいになっていると思えます。津幡町も懸案である若者の地元雇用や町外への人口流出を防ぐこと、子育て環境における安心、安全なまちづくりにつながる道路や歩道などの整備など、津幡に住み続けていただくまちづくりを目指すことをもう一度検討していくべきではないでしょうか。

また、定住促進の奨励枠の拡大処置や近隣市町が盛り込んでいる奨励、助成制度を参考に取り入れることも必要であると考えます。ましてや少子高齢化に伴う人口の減少は、全国的に地方自治体としての共通の課題であり、それに対処する定住促進の必要性をどの自治体も必死に取り組んでいるのは周知のとおりであります。民間企業においては常にある激化の中で他社との競争に奮闘している昨今であり、自治体においても自治体同士の競争に決して負けないような魅力ある地域づくりを考えていかないことには取り残されていくような気がします。とりわけ津幡町と隣接する金沢市を初め、近隣市町への若者の人口流出を防ぐべく、その対策が必要であると思われ

ます。

以上、今後、津幡町における定住促進対策や魅力ある制度施策についてのお考えを矢田町長に

お聞きいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 荒井議員のマスタープランの見直しについてのご質問にお答えいたします。

本町の都市計画マスタープランは、津幡町総合計画を上位計画として平成16年3月におおむね20年先を想定して策定しております。現在このマスタープランに基づき、社会資本整備総合交付金などを活用して潤いのある住宅地や充実した教育ならびに福祉の環境、利便性の高い交通など、町民が快適に生活していくための身近な都市基盤の整備、充実を図っております。

平成22年の国勢調査による我が国の人口は1億2,806万人で、平成17年の1億2,777万人に比べ、約29万人、0.2パーセント増加しております。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の平成24年1月推計によりますと、今後は人口の減少過程に入り、平成60年には1億人を割り込んで9,913万人まで減少すると推計されております。一方、津幡町の国勢調査による人口は、平成12年には3万4,304人であったものが、平成22年には3万6,940人と、この10年間で2,636人増加しましたが、今後は少子高齢化がさらに進み、人口増は期待できないと推測されております。

ご指摘のとおり、マスタープランでの総人口の将来推計につきましては見直しが必要な時期であることから、その見直しにあわせ、先ほども多賀議員ならびに道下議員にお答えしましたが、定住促進制度の創設に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な例といたしましては、本町への進出企業や既存企業が増設する機会に町民を正規雇用した場合、その企業に雇用奨励金を助成する、また結婚を機に転入、転居されました新婚夫婦を歓迎、祝福する制度といたしまして、結婚祝い金制度の創設を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

企業誘致における雇用奨励金、そして結婚祝い金等、これからの津幡町の定住促進の拡大につながることを期待しております。また、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目として、飲食店や特産品などを紹介したガイドマップの作成をということでお伺いをいたします。

平成27年の北陸新幹線開業に伴い、金沢市を中心に石川県内はもとより、小矢部市など近隣の市町においても町のPRに全力で取り組み、一人でも多くの観光客を誘致しようと必死になっている姿がうかがえます。津幡町においても平成27年に行われる全国市町村交流レガッタ大会やスポーツマスターズ石川大会を初め、多くの大会、会議などの開催が予想されるところであります。そういった流れの中で期待をするのが、津幡に泊まり、おいしいものを食べて、自然や歴史を見て、お土産を買っていってもらおうといったことではないでしょうか。そのために、津幡をもっと知っていただくときは、現在の津幡町観光ガイドあるいは観光マップのほかに飲食店とお土産を取り入れた食べ歩きマップが必要になってきます。来ていただいた方が満足して帰っていただくことにより、津幡町のリピーターとなり、そしてまたマップを持ち帰ることによって広く津幡町を知っていただけるチャンスでもあります。また、インターネット上でも十分楽しんでいただけるのではないかと思います。

私たちの議会視察の受け入れ先では、必ずそういったマップが準備されており、その町が分か

りやすく大変親切な対応であるといつも感じております。ぜひ津幡町商工会の協力などを得て、津幡町にお越しいただく観光客やビジネスあるいはスポーツなどの多くの人を楽しんでもらい、宿泊、飲食、商店、特産品などがより分かりやすく、より知っていただくために、親切で優しい食べ歩きマップの作成ができないかと思うわけであります。また、倶利伽羅山や河合谷、森林公園、河北潟などの観光案内図や源平合戦にまつわる名所旧跡など、津幡町の魅力を網羅した観光ガイドマップを見直しての作成や文化財、巨樹などの新旧の案内板の再度の点検、設置も必要ではないでしょうか。

以上、竹本産業建設部長にお聞きをいたします。

○南田孝是議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 観光ガイドマップの作成についてのご質問にお答えいたします。

平成27年春の北陸新幹線の開業は、金沢市はもとより、津幡町にとっても多くの観光客を呼び込むビッグチャンスでもあります。そのためには町の積極的なPRが必要であり、その中でも観光ガイドマップは非常に重要な役割を果たすものと考えられます。

現在、津幡町では津幡の珍スポットガイドブック、いわゆる丸珍ガイドブックと言われるものを初め、幾つかの観光案内マップを作成しております。さらに、今年度は大河ドラマ誘致推進のために倶利伽羅峠を中心とした観光ガイドマップの作成を予定しており、当初予算にも計上しているところでもあります。しかしながら、荒井議員が言われるような食べ歩きマップについては現在作成しておりません。確かに、多くの観光客の方に来ていただくためには具体的な宿泊先や飲食店が記載されているもののほうがより親切であり、観光客の方々が津幡町にお越しいただくための一つの目安にもなると思いますので、今後、ガイドマップを改訂する際には商工会の協力を得て、食べ歩きマップも作成してまいりたいと考えております。さらに、大河ドラマ誘致推進の面からも源平合戦にまつわる名所旧跡や文化財、巨樹などの紹介につきましても積極的に取り入れ、今後ますます拡充させていきたいと考えております。また、河北潟や森林公園などについてはそれぞれガイドマップを作成しておりますが、今後、改訂の際には関係団体に協力を求め、マップの充実を連携をとりながら図りたいと考えております。

なお、河北エリアとしてさらに新幹線開業効果を高めるため、県のPR戦略とは別に、河北郡市1市2町の観光担当課でワーキンググループを本年5月に立ち上げ、観光客を呼び込む対策や開業イベントなどの具体的な対策の協議、検討を行う勉強会を開始したところでもあります。このワーキンググループによる検討も踏まえながら、一人でも多くの方に津幡町の魅力を発信し、津幡町を訪れていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

3月に町の商工会青年部が主催しました「まいもんウオーク」、それにちなんで「まいもんマップ」とか、いろんな形でぜひ前向きに検討をしていってほしいと思います。

また、津幡は加賀、能登、越中の昔からの分岐点でもあり、いまだに交通の便のよいところがあります。そういうことも含めまして、津幡に少しでも近隣からも観光客も来ていただくようなことも対策をとっていただければと思っております。またよろしく申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で4番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 3番、黒田英世でございます。

きょうは4つの質問を用意させていただきました。

その中で一番重要だと思う定住人口増加策のさらなる強化という課題については、多賀議員を初め、何人かの議員が同じ質問をされました。そこで、私のほうは重複を避け、要点のみにて質問させていただきますので、ご答弁のほうも重複答弁は結構でございますので、要点のみについてお答えいただきたいというふうに思います。

3月会議でも申し上げたとおり、今も昔も自治体の力は、人の数とその若さであります。2010年の統計数字によれば、津幡町の平均年齢は41.82歳と、野々市市、川北町に次いで、県内では3番目の若さにありますし、全国的には1,959自治体中101番目と、若い自治体ではあります。しかしながら、先ほど多賀議員がおっしゃいましたように、総務省の予測によれば、将来は人口は減少すると予測されております。したがって、交流人口の拡大も重要な課題ではあり財政収入の源の一つではありますが、安定性という観点からは必ずしも万全な財政の健全化になるとは言い切れません。

そこで、5つの項目についてご提案を申し上げます。

長期的な観点からのしっかりした都市計画の立案。2番目に、それに基づく町有地の有効利用。町営の優良で安価な宅地の造成の販売、場合によっては賃貸を視野に入れた宅地の提供。4番目には、公共料金の軽減や補助に加え、子育て条件のさらなる整備、固定資産税の減免など税制面での優遇措置。町外からの転居者に対する住宅取得、新築はもとより、中古住宅購入費用の補助制度のさらなる充実をぜひとも。先ほど町長が、来る9月会議までには具体的な施策をと力強いご答弁がありました。ぜひともこれらを検討の俎上に上げ、一時的な補助ではなく、継続性のある定住人口増加促進策の策定を期待するところであります。

以上について、矢田町長のご答弁をお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 黒田議員の定住人口増加策のさらなる強化をとのご質問にお答えいたします。

黒田議員のおっしゃるとおり、少子高齢化が大きな問題となっている中、国が主導となって進めております社会福祉政策の充実、国のみならず、各自治体に大きな負担を求めることとなっております。これまで国庫支出金が交付されていたものが一般財源化され、地方交付税で措置するというような手法にかわり、その地方交付税自体の総枠が減額されることから、各自治体の扶助費が一般財源に占める割合は年々大きくなっております。

このような中、各自治体は定住人口増加のため、子ども医療費助成や子育て支援の充実、住宅取得への助成や税制面での優遇など、独自のさまざまな人口増加のための施策を打ち出し、それに他の自治体が追従し、さらに魅力的な施策を打ち出すことで、各自治体の行政サービスの水準は財政力にかかわらず上がり続けており、財政的な負担も年々増加している状況でございます。

さて、定住人口増加のため黒田議員からご提案をいただきました施策のうち、まず1から3についてお答えいたしますと、都市計画のことにつきましては荒井議員への答弁と重複いたします

が、当町の都市計画は津幡町総合計画を上位計画として平成16年3月に津幡町都市計画マスタープランを作成しております。これまで、このマスタープランに基づき、社会資本整備総合交付金などを活用して、潤いのある住宅地や利便性の高い交通など、町民が快適に生活していくための身近な都市基盤の整備充実を図ってまいりました。しかしながら、人口減少社会の到来、少子高齢化の急速な進展、環境保全に対する意識の高まりなどを背景に、まちづくりの目指すべき方向性として大きなターニングポイントを迎えております。今後町では、社会経済情勢等の変化に対応したまちづくりを進めるため、マスタープランの見直しを検討しているものでございます。

次に、4から5については、多賀議員や道下議員への答弁でも申し上げましたとおり、県内の自治体の多くで人口が減少し、各市町が定住促進助成を行っている現在では、他市町からの転入者を獲得するためには、交通の利便性という地理的な条件のみでは困難であります。町としては、健全な財政状況を維持しながら実施可能な定住促進助成制度を創設したいと考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 マスタープランの見直しも含めるといってご答弁をちょうだいいたしました。それ以外の項目については、これまで質問された議員の方々の答弁と同じということでございますので、先ほども申しましたが、9月に出される具体策について大いに期待するところでございます。どうもありがとうございました。

それでは、2番目の質問でございますが、倶利伽羅駅と津幡駅の間に新駅をという提案でございます。

待望の北陸新幹線開業まであと2年と迫り、沿線周辺自治体では、ビジネスチャンスの拡大や観光PRに活発に行動を起こしています。当町におきましても、幾つかの自治体と歩調を合わせ、大河ドラマの誘致や名産物の振興などに取り組んでいるところであり、北陸新幹線開業によりもたらす経済効果が大いに期待されるところであります。

反面、平成27年4月に石川県および金沢市、津幡町が従来の北陸本線の一部である金沢駅－富山県境駅間の路線延長20.6キロをJR西日本より経営分離し、第三セクター化することに同意をいたしております。過去の例から見て、並行在来線の第三セクター化により利用客が減少し、経営も困難になることが予想されます。

そこで、当該路線の安定的な経営に向けて協議する場として、石川県並行在来線対策協議会が設置されました。これまで、並行在来線のあり方について調査、検討されてきました。そして、平成25年3月27日に並行在来線を運営する第三セクターの経営の基本的な枠組みを定め、経営計画の改訂版が策定されました。こうした中で津幡町は、能瀬駅から津幡駅までは従来どおりJR七尾線に属し、倶利伽羅駅から金沢駅までは第三セクターの運営する路線となります。このことは、利用者にとって料金の値上げや初乗り料金の重複などが大きな関心事であります。従来に比較し不利な面を克服し、いかに利用客を確保するか。それには、運行本数の確保や運行時間帯の考慮など、利便性の向上が必要不可欠であります。

そこで、各駅間距離を見てみますと、県境駅である石動駅と倶利伽羅駅は6.8キロ、倶利伽羅駅から津幡駅までが6.3キロ、津幡駅から森本駅までが6.1キロ、森本－東金沢駅間が2.8キロ、東金沢から金沢駅まで2.6キロとなっています。

そこで私は、倶利伽羅駅と津幡駅の間に新駅の建設を提案いたします。この新駅の建設目的は、

第一に、当該地域周辺が宅地開発といった観点からいまだ手つかずの状態となっており、利便性の向上によって新駅周辺における新たな宅地開発が可能になること。現在、周辺地域に住んでおられる方々の鉄道利用の増加が期待されるとともに、地域の活性化や定住人口の増加策の一端を担えるものと考えます。加えて、倶利伽羅不動尊へお参りに行かれる方や夏場には体育会系の学生さんたちが宿泊施設として利用しておられる倶利伽羅塾をより使いやすくする効果、また野球場を初め、テニスコートや3種公認トラックなど、各種の運動設備を備え、年間さまざまな大会が開催されている津幡運動公園の利便性が向上するとともに、鉄道利用者の拡大につながるものと考えます。また、旭山工業団地へのアクセスも大変よくなるのではないかとこのように思います。

このJR時代には絶対に実現不可能だったと思われる新駅建設を北陸本線が第三セクター化される時期に合わせて、津幡町としてさきの石川県並行在来線対策協議会の席上において俎上に上げ、積極的にその実現に取り組むべきと考えます。つけ加えますが、金沢市では、津幡－倶利伽羅駅間と駅間距離がほぼ同じである津幡－森本駅との間に、同様の意味合いを持って、今町周辺に新駅構想があるやに聞き及んでおります。

本件について、矢田町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 倶利伽羅駅と津幡駅の間に新しい駅をとのご質問にお答えいたします。

平成27年春の北陸新幹線金沢開業に伴い、JR西日本から経営分離され、並行在来線として運行を予定しております石川県並行在来線株式会社は、石川県や本町を含む県内市町および民間等が出資して設立されました。当該会社の石川県並行在来線経営計画によりますと、当初の計画からは圧縮されたとはいえ、開業10年間の赤字累計額が約11億円と想定されており、ハード面で新駅設置を求めていくことは大変困難であろうかというふうに思っております。しかしながら、本町といたしましては、出資者の一員として並行在来線の利活用推進に努めていかなくてはなりません。

そうした中、昨年、沿線の倶利伽羅地区振興会より新駅設置の要望をいただきました。倶利伽羅駅と津幡駅間で要望の竹橋地内に新駅を設置することは、今まで最寄りの公共交通機関が町営バスのみであった倶利伽羅塾や津幡運動公園、そして現在構想中である農業公園などの公共施設の利用を促し、歴史国道や倶利伽羅不動寺西之坊鳳凰殿などの町内でも有数の観光資源の最寄り駅として、地元利用者のみならず、多くの来町者の利活用が見込めると考えております。周辺地域の活性化という意味においても非常に有効な対策としてとらえ、この要望を受けてすでに一部調査をさせていただいております。その調査によりますと、新駅設置には単線で約1億5,000万円かかっており、複線である当並行在来線の場合、簡易な駅の設置としても、3億円以上の事業費がかかるものと試算されます。

今後は、当新駅設置に加え、津幡駅東口の開設要望も出されており、それぞれ定住促進につながることであり、しっかりと調査、研究を深めるとともに、石川県並行在来線株式会社や関係機関などと連携をとり検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 再質問ではございません。

今ほど矢田町長のご答弁の中に、農業公園を視野に入れたお話がありましたが、農業公園の実現には、その事業完成までの期間の長さや投資効率の問題、事業主体、収益性など、多くの課題が残されており、新駅建設とは切り離してお考えをいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に、3番目の質問をさせていただきます。

農業用ため池の耐震性について。

東日本大震災では、農業用ため池やダムが決壊したり、亀裂が入ったりして、被害が多く発生しました。中でも、福島県須賀川市の藤沼湖が決壊して、下流域の7人が亡くなったことなどから、巨大地震に備えた農業用ため池やダムなどの耐震化が急務であるとして、農林水産省は堤防の強化など、耐震改修に取り組む自治体への財政支援の拡充や耐震指針の見直しがなされました。下流に住宅や鉄道、幹線道路があり、決壊すると住民の生命にかかわる危険やインフラの崩壊などが想定される農業用ダムなど、大規模なため池が対象のようですが、こうした農業用ため池などは全国で21万か所あり、古くは江戸時代につくられたものも多いとのことでもあります。

津幡町においても、一時期に比べ大幅に減ったとはいえ、地元の自治会や集落なのが管理する農業用のため池が大小合わせて294か所あると聞いております。これらに対する耐震性の調査や耐震性の強化に向けた改修など、町としての取り組みについて、柘田農林振興課長にお尋ねいたします。

○南田孝是議長 柘田農林振興課長。

〔柘田和男農林振興課長 登壇〕

○柘田和男農林振興課長 農業用ため池の耐震性についてとのご質問にお答えします。

町において、営農に供用している農業用ため池は、平成19年3月の時点で294か所です。そのうち、町地域防災計画で特に注意、観察を要する警戒ため池が75か所あり、その他のため池は219か所となります。この警戒ため池の中には、機能の低下や漏水が著しいもの、人家などに被害が想定されるものについては、地元と協議した上で県営老朽ため池整備事業などにより、ため池21か所を順次整備に取り組んできたところでもあります。また、その他のため池につきましても地元からの要望により、改修等を行ってまいりました。しかし、すべてのため池を整備するには至っていない状況でございます。

次に、耐震性の調査につきましては、全国のため池の耐震性が不明なものは9割を超え、耐震整備率も約4パーセントにとどまっています。このような現状を解消するため、国はため池の一斉点検の実施、データベースの作成が打診され、平成25年度から26年度において石川県が事業主体となり、一定規模以上のため池耐震調査を行うこととしております。また、年2回、農地・林地防災月間の際に、県と町で被害を及ぼす恐れのあるため池の漏水などの有無を重点的に点検を実施し、災害の未然防止に努めております。

なお、ため池耐震化の改修につきましては多額の費用を要することから、今後も国庫補助事業を活用し、現在のため池の現状を把握した上で、下流域に人家や道路、学校などの公共施設が位置している緊急性の高いものから考慮して、地元と協議の上、公共事業として採択を受け、事業化させていただき、整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 緊急性の高いものから順次実施しておるといってございまして。安心、安全を標榜する津幡町の町政の根幹にかかわることとございまして、今後とも引き続き注視をしながら、多少費用がかかっても危険なところは随時改修をしていただきたいというふうを考えております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

空き家解消条例の制定についてでございますが、人口の減少や高齢化に伴う空き家や廃屋の問題は、全国的に年々深刻化してきております。こうした現状は、景観はもとより、防災、防犯などの面からも生活環境が著しく悪化する廃屋、危険家屋の増加につながっています。これらの発生要因は、行政側の要因や所有者側の要因など、複雑多岐にわたり、容易には解決されず増加に拍車がかかっています。また、危険家屋の解体撤去が進まない背景には、住宅用地に対する固定資産税の特例があり、廃墟であっても住宅並みの課税基準額に抑えられる反面、更地にすると土地に対する税額がはね上がるという現状があります。国ではこれらを解消し、空き家の放置に歯どめをかけることやその活用も含め、2009年度から空き家情報活用制度登録推進事業を展開しております。

津幡町においても、中山間地を初め、町なかにもこうした空き家や放置家屋が多く見られます。このように外部不経済をもたらす空き家や放置家屋の増加に歯どめをかける意味から、空き家解消条例を制定すべきと考えます。骨子としては、実態調査をもとに危険家屋への立ち入り検査の実施を法的に可能にすること。管理が不十分な状態と判断した場合には老朽危険家屋と認定し、所有者や管理者に助言や指導を行い、改善が見られない場合には勧告を経た上で所有者に履行期限を定めて行政代執行など、必要な措置をとれることなどを網羅し、老朽危険家屋の増加を防止するというものであります。一方では、条例の中に解体撤去の支援策を後押しする意味で、経費全体に対し上限を定めて一定率の助成を盛り込むなど、空き家解消条例を制定し、この問題の前進に取り組むべきであると考えます。

もとより、解体撤去するだけでなく、空き家の有効活用も現在も行っておりますが、より積極的にPRをすべきというふうを考えます。

以上について、石庫生活環境課長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 石庫生活環境課長。

〔石庫 要生活環境課長 登壇〕

○石庫 要生活環境課長 空き家解消条例の制定についてとのお質問にお答えします。

空き家の増加は、人口が減少していく中で周辺的生活環境の悪化や防災、防犯機能の低下、さらに景観への悪影響を招くなど、大きな課題となっていることを認識しております。

まず、町としては、空き家解消策として空き家の有効活用を図ることが重要と考えております。現在、津幡町空き家バンクを設立し、空き家の管理者と有効利用したい方とのマッチングについて準備を進めており、積極的なPRをしたいと思っております。空き家は道路や公園と違い、私有財産の問題であります。全国の一部市町村において、また県内では小松市が条例制定をしていることは承知しておりますが、所有者の特定が困難な場合があったり、行政代執行などについて私有財産の観点から確実に執行費用を徴収できるかなど大きな課題もあり、現時点では速やかな条例制定は難しいと考えております。

今後は、必要に応じ実態調査を実施するなど、財源確保と合わせ、なお広く議論していく必要があると思われまますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 現在の状況では制定は難しいというご答弁ではございましたが、いずれにしても、空き家や廃屋というのは防災、防犯に大変妨げになるものでございます。したがって、一日も早く条例の制定に向けてですね、行政として動かれることを期待します。以上です。

以上で、3番、黒田の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で3番 黒田英世議員の一般質問を終わります。

次に、17番 河上孝夫議員。

〔17番 河上孝夫議員 登壇〕

○17番 河上孝夫議員 17番、河上孝夫です。

私は3点の質問をいたします。

まず第1問目には、温水プールの基本構想についてお伺いいたします。この温水プールにつきましては、ことしの3月会議においても道下議員、また荒井議員が質問いたしましたけども、再度、町長の熱い気持ちをお伺いしたいと思っております。

平成25年度に入って、4月に温水プール基本構想調査の業務委託が契約されたことと思っております。また先月、5月27日には、基本構想プロジェクトチームが立ち上がったと聞いております。町長の公約の一つでもあります温水プール建設について始動し始めたと感じています。それら調査の今後の予定についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思っております。

実は、私が普段利用している、かほく市のアクロス高松は、本当に人が賑わっておりますし、私も約2年半前からプールで歩いているんですけども、その効果はてきめんだということで、足の関節、ひざが痛かったんですけども、現在、医者にかからず、健康を維持しております。体重はごらんのようにやせませんけれども……、

〔議席から笑い声あり〕

本当にプールがいいということで実感をしております。

そのアクロスは聞くとところによりますと、施設の利用者が1日約800人程度、それと施設としては、25メートルプールが7コース、そのうちジョギングコース、私が歩いているコースが1コースと、またたくさんの方がおりますとまた1コースを開放して2コースがジョギングコースとなっております。また、その施設の中では、マシンジムが約50台、エクササイズなどができるスタジオ、体操など、いろんなことができるスタジオも完備されております。そして、お風呂、サウナなど設備は充実しており、駐車場についても約200台整備されています。また、その施設の中では、窓口の対応やトレーナーは大変親切であり、気配りも行き届いており、大変気持ちよく利用できると感じております。また、その施設の指定管理者として全国的に有名なコナミが入っていますが、全国的な企業であり、ノウハウも多く、そのような施設の運営会社がこの施設の建設計画段階に参入し、意見を取り入れているようであります。

また、この施設とは全く同じものとは言いませんが、これらの事例を、事柄を参考として町民の要望の多いプールを一日でも早く実現するために計画に取り組んでいただきたいと思います。

以上の点について、矢田町長の熱い気持ちの答弁をお願いをいたします。

○南田孝是議長 矢田課長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 河上議員の温水プールの今後の基本構想の予定についてどのように考えているのかとのお質問にお答えいたします。熱い気持ちになるかならんか分かりませんが、お答えしたいと思います。

現在、温水プール計画につきましては、各部署の町職員でプロジェクトチームを構成し、基本構想策定に向けて進み始めたところでございます。津幡町の特性や土地利用を勘案しながら、適切な建設場所や規模等を模索しているところでございます。

ご質問にもありますとおり、温水プールを基本としてスタジオ、マシジム、ランニングコース、加えてサウナや風呂等を基本計画に取り込むことについてでございますが、これらの設備は健康、体力づくりには有効なものであるとともに、楽しんで利用していただく設備でもあると思っております。現段階におきまして施設の詳細は未定でございますが、充実した内容となるよう、これらの設備につきましても検討をしてみたいと考えております。また、施設利用者数や駐車場の台数につきましても、施設の利便性や施設を利用される時間帯や年齢層など、各種事例を参考にしながら想定をしてみたいと考えております。

私の温水プールへの思いは、町民が身近に利用できるもの、体力づくりに貢献できるもの、高齢者や体の不自由な方も利用できるものであり、子どもから高齢者までのすべての町民が健康増進のために利用できるものと考えております。これはプールの利用とあわせ、きめ細かな保健指導により、生活習慣病の改善や病気の予防など、住民の健康が増進され、結果的に医療費が減少していくという先進事例が幾つもあるからでございます。

それらを踏まえ、今後はプロジェクトチームを中心に、先進事例視察、協議、検討を重ね、必要があれば実績のある運営会社等のノウハウも取り入れながら、温水プール基本構想を取りまとめ、津幡町に適した温水プールとなりますよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○南田孝是議長 河上議員。

○17番 河上孝夫議員 町長さんの熱い気持ちが伝わってきましたので、ぜひ一日も早い完成をお願いしたいと思います。

続きまして次に、2点目に入ります。

救急搬送における医療機関の受け入れ状況について質問をいたします。

本題に入る前に先月、5月7日、河合谷地区で発生しました建物火災に際し、早期発見と迅速な消火活動により、納屋だけでの被害で済み、人家の延焼を防ぐことができました。日ごろ、町民の生命、財産を守っていただき、消防団員の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

それでは、本題に入ります。

ことし1月、埼玉県久喜市で、呼吸困難を訴え119番通報した男性が約25病院から処置困難、ベッド満床などの理由で合計36回受け入れを断られた末に死亡しましたとのことが新聞、テレビなどで放送されました。運搬先が決まるまでに2時間半も要したとのことでした。迅速な治療開始のため、消防と医療機関の連携を強化する必要が改めて浮き彫りとなりました。

そこで、津幡町の平成24年度における救急搬送人員は937人であり、そのうち急病人は638人と

聞いております。何と救急車の出動回数は、1日に3回ということです。このような状況の中で、埼玉県の場合はないと思いますけども、現実津幡町で受け入れ拒否回数は何回あったのか。また、その場合どのように対処したのか。現在、受け入れ救急病院は何か所あるのか。

以上の点について、消防と医療機関の連携について、西田消防長にお伺いをいたします。

○南田孝是議長 西田消防長。

〔西田伸幸消防長 登壇〕

○西田伸幸消防長 救急搬送における医療機関の受け入れ状況についてとのご質問にお答えいたします。

津幡町の救急出動件数は、昨年988件で、2年前と比べると100件増加しております。救急受け入れ拒否は過去に何回あったかとのことですが、手術中、ベッド満床、担当医が不在などの理由により受け入れできないと断られた件数は昨年119件で、そのうち1回の出動で最も多く断られた回数は3回です。過去3年間では6回でございます。救急病院は何か所あるかとのことですが、町内には1つの救急指定病院があり、隣接する市町には23の救急指定病院がありますので、救急搬送に時間を要するような事案は過去にもございません。現状はどのように対応しているかとのことですが、現状は現場の救急隊員が傷病者の状態に応じて病院を選定し、直接医師に問い合わせ対応しております。

なお、石川県には傷病者の搬送および受け入れの実施に関する基準が策定されており、受け入れ医療機関が速やかに決定しない場合、最終的には石川県立中央病院が受け入れることとなっております。

今後も救急隊員と医療関係者による症例検討会や病院研修を通じて、より円滑な病院との連携に努めてまいります。

以上でございます。

○南田孝是議長 河上議員。

○17番 河上孝夫議員 今ほどは消防長の親切な答弁ありがとうございました。

津幡町では埼玉県のような例がないということで、これからも消防活動に専念して下さるようお願いいたします。

続いて、3番目の質問に入ります。

3番目としましては、介護保険特別養護老人ホームの待機者の状況および解消に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

平成12年度から開始されました介護保険制度については、高齢者を支える制度として現在定着しておりますが、今後は少子高齢化の進展に加え、団塊の世代が高齢期を迎えることとなります。介護給付費などの増加が予想されます。津幡町では今後、介護給付費などのさらなる増加が見込まれる中、介護保険事業における保険給付の円滑な実施が確保されるよう、第5期介護保険事業計画を策定し、介護予防の充実や高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現に向けて、現在取り組んでいると思います。

こうした状況の中で、全国において介護保険制度が創設された平成12年4月に約149万人だったサービス利用者が、平成24年4月には約446万人と約3倍に増加。津幡町においては、平成12年4月には362人、平成24年4月には992人、現在、平成25年2月には1,065人の方が介護サービ

スを利用していると聞いています。介護予防の充実や地域ケアの推進は理想だと思いますが、高齢者の増加、高齢者のひとり住まいや高齢者夫婦のみの世帯の急増、帰るべき家庭での介護力がない多くの高齢者が存在するという現状では、施設サービスの重要性はまだ高く、特に施設サービスとして中心的な役割を担う特別養護老人ホームへの待機者が増加しているのではないかと思います。

そこでお尋ねいたします。

津幡町の特別養護老人ホームへの待機者の状況および解消に向けての取り組み、また第5期介護保険事業計画、平成24年から25年、26年の現在までの実績はどのようになっているのか。

以上、2点について、岡田保険年金課長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 岡田保険年金課長。

〔岡田一博保険年金課長 登壇〕

○岡田一博保険年金課長 特別養護老人ホームの待機者状況および解消に向けての取り組みについてのご質問にお答えいたします。

津幡町における要支援・要介護認定者は、本年3月末現在1,281人となっており、そのうち特別養護老人ホームの入所者は173人です。待機者は109人で前年比15人の減となり、中でも在宅待機者は27人で前年比11人の減となりました。

待機者の前年からの減少要因ですが、津幡町第5期介護保険事業計画に基づき、昨年4月に小規模多機能型居宅介護事業所の開設、さらに11月にサービスつき高齢者向け住宅も開設されたことなどが挙げられます。また、今月から24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスが開始され、在宅でのサービスの充実も図っております。以上の整備実績に加え、今後は介護老人保健施設40床、特別養護老人ホーム30床の増床が計画されていることから、待機者解消が一段と推進されると考えております。

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り自宅や地域で暮らせるよう在宅を基本とし、在宅介護では限界のある高齢者に適切な施設が提供できるよう、それぞれバランスのとれた体制を構築していきたいと考えております。

以上です。

○南田孝是議長 河上議員。

○17番 河上孝夫議員 今ほどは岡田保険年金課長から待機者が少なくなっているということと、介護保険の事業計画が順調に進められるということで安心をいたしました。

以上、3点について私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で17番 河上孝夫議員の一般質問を終わります。

ここで、この際暫時休憩いたしまして、午後4時15分から一般質問を再開いたしたいと思えます。

〔休憩〕 午後3時59分

〔再開〕 午後4時15分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 日本共産党の塩谷です。

3点にわたり質問いたします。

1点目は、今大きな問題となっております憲法について町長の認識をお尋ねします。

安倍首相が今度の参議院選挙で憲法改定を問うと発言しています。日本維新の会の橋下共同代表もみんなの党の渡辺代表も憲法改定を主張しています。憲法96条の改定を持ち出していますが、真意は憲法第9条の2項を改定して、自衛隊を国防軍に名前をかえ、戦争のできる国にすることにあります。矢田町長は憲法を守る立場か憲法を変える立場か、どちらの立場で町政に臨んでおられるのでしょうか。

憲法第99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とうたっています。したがって、首相がみずから憲法を変えることを持ち出すことは認められないのではないかという指摘もなされています。憲法や政治などの有力研究者が憲法改悪への反対を呼びかける96条の会を立ち上げましたが、代表の憲法学者樋口陽一さんは「学問的には憲法改正権を使って改正規定を変えることは法論理的に問題があるとされてきた」と述べています。さらに「ゲームの当事者がゲームをやりやすくするためにルールを変えることに違和感があるのと同じだ」と解説しています。慶応大学の小林 節教授は「安倍首相は憲法を国民の手に取り戻すというが、憲法に拘束された権力者が国民を利用して憲法を取り上げようとするもので、この国の民主主義はかなり危ない曲がり角に来ている」と批判しています。

憲法が1947年に施行されてからことしで66年になりますが、いまだに憲法をないがしろにした政治が続けられています。特に憲法第25条生存権、第13条幸福追求権、第26条教育を受ける権利、第27条勤労の権利、第28条勤労者の団結権、第38条自白強要の禁止、第43条両議院の組織、全国民を代表する選挙された議員でということなど、憲法が政府、権力者に命令していることを実行していないことを痛感します。今必要なことは、憲法を暮らしに十分生かすことであり、憲法を変えることではないと思います。

町民にとって、町長が憲法を守る立場で、権利を実現するために頑張ろうとしているのかどうかは大きな関心事です。

首長9条の会があることを矢田町長はご存じでしょうか。2008年に宮城県から始まった首長、元首長らによる憲法を守る運動が今、東北全体に広がっています。白石市で20年間市長を務めた川井貞一さんは「命がけで住民の命や安全を守るために首長の仕事をやってきた。9条を変えることはそれを脅かす。だから阻止しなければいけないと思った」と語っています。東北に憲法守れの声が広まる一つの動機は、東日本大震災や福島原発事故で住民の基本的な権利が守り切れていないことへのじくじたる思いがあるからです。岩手県首長の会副代表の前宮古市長は「首長の仕事をやってきて、憲法を変える必要なんか一回も感じたことがない。むしろもっと生かすことが必要です。震災でも個人の復興のためにできることが少ない。25条の生存権を生かして支援すべきです」と語っています。

日本国憲法についての町長のお考えをお聞かせください。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の私の憲法認識を問うとのご質問にお答えいたします。

憲法は国の最高法規であり、津幡町の町長としては憲法を遵守する立場であり、それを尊重することは当然であります。憲法についてはそのまま尊重する立場もあれば、改憲を考える立場など、さまざまな考え方や意見があることは認識しており、国民の中でも議論になっていることは承知しております。憲法の改正につきましては、第96条の規定により国会議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民投票により過半数の賛成で改正されることとなっており、今後の国民の議論を見守っていきたいと考えております。

私といたしましては、我が国の憲法は第2次世界大戦の惨禍と反省により、二度とそれを繰り返すまいという決意から平和を希求する平和主義をうたっております。この平和主義については世界に誇れる理念であり、後世に引き継いでいくべきものであると考えております。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 ただいま町長から、憲法が最高法規であり、自分は遵守する立場にあるというお考えをお聞きしまして、大変うれしく思っております。今後、憲法第25条に抵触するのではないかとと思われるような、社会保障を後退させる動きが多分強まってくると思います。どうか住民の福祉を守り、憲法を生かした町政を今後とも進めていただきますようお願いいたします。

2つ目の質問です。

国民健康保険税の引き下げと申請減免制度を利用しやすくするための方策を求める質問です。

石川県社会保障推進協議会が国民健康保険税をモデル例、夫婦ともに40歳以上、子ども2人の4人世帯、夫の所得200万円、市民税所得額7,200円、固定資産税5万円世帯で比べた資料を出しています。その資料によりますと、津幡町の国保税は40万5,030円となります。保険税の高い順に並べると、津幡町は2011年度は県内第1位でした。2012年度は第1位加賀市、第2位津幡となっています。以下すべて2012年度の資料ですが、滞納額も3億611万4,000円となっており、支払い切れない人も多いことをうかがわせます。その結果、3か月の短期保険証の世帯103、6か月の短期保険証147となっています。

病気があってもすぐには病院へ行けない人もあるのではないかと考えられます。全日本民主医療機関連合会は、お金がなくて医療機関への受診がおくれ、亡くなった人が2012年の1年間で58人に上ったと発表しています。これは25都道府県にわたっています。亡くなった人のうち、雇用形態では、失業を含む無職と非正規雇用が72パーセントを占めています。働き盛りの世代で無保険、国保資格証、有効期間が短い国保短期証の比率が高いのが特徴です。多くは来院時にすでに治療困難な状態でした。無保険に至った経緯では、国保料が高過ぎて退職時に国保に加入できなかった。国保料の滞納で保険証が役所にとめ置きされ、本人は保険証がないと思っていたなどの特徴があります。救済制度として国保減免制度、国保法44条窓口負担の減免がありますが、適用があったのはたった5パーセントにすぎませんでした。

そこで、県下で2番目に高い国保税の津幡町として、町民が安心して医療機関にかかれるように、次の点を質問および要望をいたします。

まず1番目。津幡町では短期保険証の役場とめ置きはしないということでしたが、それは今でも実施されていますでしょうか。

2番目、社会保険の保険税は会社と労働者の折半になりますが、国保は国などからの交付金と

本人の負担金で成り立っていますので、社会保険より国保税のほうが高いというのは周知のことです。また、加入している人たちが退職者、自営業者、農林水産業者、非正規労働者などだということも、いろいろな問題を抱える原因となっていると思います。そもそも社会保障というのは、憲法25条に保障されているように、人間が人間らしく生きるために保障された権利です。生命保険などのように負担に応じた給付を行うものではありません。社会保障では、負担は能力に応じて、給付は必要に応じてが原則です。試算にあるように、津幡町では所得200万円、年収にすれば310万円から320万円程度、月額にすれば二十五、六万円ですが、年間40万円、月額に換算すれば三万三、四千円の国保税がかかることとなります。ほかにも所得税、住民税、公共料金の支払い、学校や保育にかかる費用もあるわけで、その負担感はかなり大きいと言わざるを得ません。所得の5分の1が国保税というのは、高過ぎないでしょうか。

これらの問題点を補うため、一般会計法定外繰り入れを行うべきです。石川県の自治体では、2012年度には9つの自治体が一般会計からの法定外繰り入れを行っています。国保税の一番高い加賀市は約1億2,500万円の繰り入れ、世帯当たりは9,963円。かほく市では1億700万円の繰り入れ、世帯当たり3万8,663円です。内灘町でも100万円の繰り入れ、世帯当たり269円です。津幡町でもぜひ一般会計からの法定外繰り入れを行って、保険料を下げてくださいと思います。

3つ目。国保税の課税の仕組みのうち、均等割の課税については18歳未満の子どもは対象としないことを求めます。均等割は俗にいう人頭税で、収入のない子どもからも国保税をとるのは余りにも酷な制度だと思います。国保の場合、所得が低く、家族が多いと負担はかなり大きくなります。町の説明では、支援分や介護分の平等割がないから、その分均等割を高くしているという説明でしたが、それにしても他の自治体と比べると高くなります。思い切った課税の仕組みの検討が必要だと思います。

4つ目。津幡町には、自然災害、社会的災害などの特別な事情での減収を理由とした国保税の申請減免制度があります。また、自然災害、社会的災害などの特別な事情での減収と生活保護基準120パーセント以下などに該当する人の医療費窓口一部負担金減免制度があります。しかし、この制度は使われていません。もっと使われるようにするための方策を考える必要があるのではないのでしょうか。

石川県下の実情を見ても、国保税の窓口負担減免制度が使われている自治体は、かほく市で22件あるだけでした。しかし、申請保険税減免制度が使われている自治体は幾つかあります。加賀市で3件、内灘町3件、かほく市5件、川北町14件、白山市41件、金沢市42件、小松市63件です。津幡町では滞納世帯も12.8パーセントに上っているわけですから、制度があることが分かれば、利用したい方もいらっしゃるはずですよ。よく利用している自治体に問い合わせるなど、努力をしていただきたいと思います。申請減免の利用者が少ない理由として、減免制度が特別の事情による減収と生活保護基準120パーセント以内という要件のクリアが難しいという事情もあるのではないかと思います。

もともと低所得のため保険料や窓口負担が支払えない人のために、要件を緩和することも必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、4点にわたってのご答弁を町民福祉部長にお願いいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 国民健康保険税の引き下げと申請減免制度を利用しやすくするための方策を求めるについてのご質問にお答えします。

初めに、短期保険証のとめ置きがないかのご質問ですが、当町では短期被保険者証の有効期限が切れて医療機関に受診できないこととならないよう、とめ置きはせずに送付しております。

次に、一般会計からの法定外繰り入れおよび国民健康保険税の均等割課税についてのご質問ですが、平成24年度国民健康保険特別会計決算見込みでは、繰越金と基金を合わせた剰余金は約7,900万円となる見込みですが、保険給付費等の増加により単年度収支では約2,900万円の赤字を見込んでおります。平成25年度以降についても保険給付費の増加が見込まれ、毎年度単年度赤字が拡大していくことが予想されます。その赤字相当分以上を毎年一般会計から繰り入れて税率を引き下げることが極めて困難だと考えており、今後、健全な国保運営を行うためには、今年度または来年度には税率を引き上げる必要があると思っております。

また、国民健康保険税の均等割課税について18歳未満の子どもを対象としないことにつきましては、全国での実施状況等を調査、研究し、税率改正の中で検討していきたいと考えております。

次に、減免制度についてもっと使われるようにするための方策を考える必要があるとのご質問ですが、ご質問の中で、かほく市では医療機関窓口での一部負担減免制度の該当件数が22件あったとのことですが、この件数はすべて東日本大震災で被災した方の減免であると聞いております。当町では、平成24年度で一部負担金の減免はございませんが、国民健康保険税の減免は105人で、そのすべては非自発的失業者に対する減免であります。

次に、減免制度が知られていないのではないかについてですが、窓口、ホームページの周知に加え、他の自治体を参考にしたいと考えております。

また、要件の緩和も必要なのではないかのご質問ですが、町の現在の減免制度は国の指針や県内市町の減免制度等も参考として定めたものであり、減免要件の緩和につきましては現在の県内市町の制度内容等を調査、研究したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問いたします。

1つ目は、単年度赤字が続いてくるので、本年度か来年度には引き上げをしなければならないかもしれないというお話でしたが、先ほども申しましたように、滞納がかなり多いと思います。今でさえこういう状態なんだったら、それを引き上げればさらにこれはふえていくわけで、国保の会計がかえって悪循環になってくるのではないかと思いますので、今こういう状態であればあるほど、やはり法定外繰り入れということを今考えていかないといけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

それから、続けてよろしいですかね。もう一つは、4番目のお話ししました申請減免制度ですね。これについて、やはり生活保護基準120パーセント以下に該当するっていう項目がかなり厳しいように思うんです。しかも今、生活保護基準の引き下げということが言われていますね。そうすると、今まで120パーセント以下で受けられていた方もそれさえかからなくなるという可能性も出てくるわけですので、やはりその生活保護基準120パーセント以下っていうのを、例えば120パーセントにまで上げるとかっていう、そういう改正も必要なのではないかと思います。

その2点についてお願いいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 塩谷議員の再質問にお答えいたします。

税率を引き上げるとそれに伴って保険税の滞納等であんまりよくないんじゃないかなということだと思うんですが、引き上げをして滞納がふえたとしても税収はアップするわけなので、それで国保財政がある程度運営していけると思っております。

それともう一つ、申請減免について、生活保護世帯基準の緩和というかそれなんですけど、今後の今の県内自治体、先ほど申し上げましたが、県内自治体の今後、現在の状況を調査しまして、私どもはそれを参考にしてよりよい制度、制度というか申請減免内容にしていきたいと考えております。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 もう一度だけお聞きしたいのですが、先ほど言われました18歳未満の均等割についてあるいは申請減免についての120パーセントの検討ということはしていただけるということで、ありがとうございます。

もう一つ、一番最初の税率アップの問題なんですけど、今、実際には払い切れない人がやっぱりいらっしゃって、私もそういう相談を受けたことがあるんですけど、払いたくないわけじゃないんですけど、やっぱり生活していかないといけないし、いろんなものを払わないといけないし、その中でやっぱり大変だっというお話をよくお聞きするんです。それは、払いたくないわけじゃなくて、やっぱりちゃんと払わないかんと思っとる。でもやっぱり高いんですよ。本当に一般の社会保険と比べるとやっぱりそれだけでも高いわけですし、石川県下全体見ても津幡町は高いわけです。2011年度も2012年度も高いわけです。そしたらやっぱり何かそれに対しての手当というか、それをもう少し払いやすくするためのやり方を考えないといけないと思うんです。その一つは、やっぱり今すぐできることってというのは、法定外繰り入れが一番やりやすいことではないかなと思いますので、もう一度だけお願いいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 塩谷議員の再々質問にお答えいたします。

税率を引き下げれないかというご質問だったので、今の状況ではそれはなかなか難しいということになります。

法定外繰り入れにつきましては、税率を改正するとき一般会計からの繰り入れをある程度、どれくらいになるのかちょっとあれですけど、入れての税率改正を検討していきたいと考えております。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 もう質問できませんのであれですが、すいません、私も税率アップということと法定外繰り入れというのをちょっとごっちゃにして言ってしまったので、大変申しわけありませんでした。アップをしないで、しない分、法定外繰り入れということで何とかやっけないかということをお願いしたかったので、またご検討をよろしくをお願いいたします。

3つ目の質問をさせていただきます。

子どもの医療費の無料化を求めるとのことです。

県議会に子どもの医療費窓口無料化の請願が提出されまして、全会一致で可決されたにもかか

ならず、石川県知事がかたくなに制度導入を拒んでいることは許されることではありません。津幡町でも、県が実施すればすぐにでも取り組むと述べておられます。町長には、県に対して何度も要望し続けていただきたいと思います。また一方、県が実施しないから町は実施しないという姿勢では、町民は納得しません。子どもは町の宝とか少子化対策というのであれば、町独自でも子どもの医療費は無料にさせていただきたいと思います。

町長は今まで、医療費の助成制度は拡大する、年齢を上げていくと述べられてこられましたが、そのとおり実施され、ことしでは、今では、中学校卒業まで拡大されています。したがって、今度は1,000円の自己負担分をなくしてもらおうということが大変大きな願いとなります。町は、子どもの医療費の窓口無料化の利点をよく理解しておられますし、実施に踏み切れない理由として、町の財政上困るとは言っておられません。子どものいる世帯といない世帯との公平感、医療機関で受診した子としなかった子との公平感を問題にしておられるわけです。しかし、町民はそんなことで不公平だなんて思っていないと思います。子どもが健やかに育ってくれること、お金のあなしで医療機関にかかれない子ができることを心配しているわけです。

また、先ほどから多賀議員らによって定住人口の拡大をという旨の質問がありました。それに対して、町長の答弁では、根本的なまちの魅力をつくり出していきたいと述べておられました。子どもの医療費無料化は、この根本的なまちの魅力になるものだと思います。福祉制度が向上していくことが住んでいる人にとっては大きな希望となります。また、それが定住人口をふやす大きな魅力となるわけです。その一歩としてぜひ、医療費無料化のご決断、町長よろしく願います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 子ども医療費の無料化を求めるとのご質問にお答えいたします。

子ども医療費の通院にかかる助成対象につきましては、子どもの命と健康を守るという思いから、一昨年度からは小学校第2学年まで、昨年度からは小学校修了前まで、そして今年度からは中学校修了前までと町独自に拡大してまいりました。今ほど塩谷議員さん言われるとおりでございます。

子ども医療費の自己負担の廃止につきましては、町独自で行うことは考えておりません。これまでも何度かお答えさせていただきましたが、さまざまな方々からお預かりした税金で、ある特定の年代だけの医療費を全額助成することは、町が施策を行う上での大切な原則の一つである町民の方々の間での公平性を損なうものであり、制度を利用される方に一定の自己負担をお願いすることは、理にかなったことと考えております。

なお、一昨年の第1回県議会定例会で採択されました子ども医療費助成に係る請願の内容につきましては、機会をとらえて適宜県に要望しており、今後も続けてまいりたいと考えております。以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 町長が県に窓口負担無料化の要望をしてくださっていることをお聞きしておりますし、今後ともしていただけるということで大変ありがたく思います。

その一方で、自己負担をお願いするのは公平性から考えると理にかなったことだというふうにおっしゃいますが、町としての事業っていうか、いろんな施策っていうのは、いろいろつくられ

ますが、すべての人に同じようにそれが恩恵としてできているわけではなくて、やはりある方というの、それはもうその最大限ここが大事やからということで決めていらっしゃると思いますので、医療費だけに限って、子ども、その1,000円の自己負担もなくするというは無理というのはちょっと私には理解しがたいことなのですし、またその子どもたちにとっての、やっぱり医療機関にかかれない子ができないように、子どもたちが健やかに育ってくれるようにという願いを込めての政策であるので、そこは、その公平性以上のことやと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「再質問か」と呼ぶ者あり〕

再質問です。すみません、再質問です。はい。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 今ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、小学校2年生まで、小学校6年生まで、そして今年度から中学校までというようなことで、徐々に私どもの考えとしてやってまいりました。執行部といろいろと予算の中で打ち合わせをしながらやってきて、そんな中で、ことしの中学校までというのは、やることはどうなんかいというような、板坂部長とも相談をさせていただきまして、いろいろな話の中で、そこまでならば何とかなるであろうということで、ことしは中学校までさせていただいたわけでございます。

さらに1,000円の問題につきましては、これまで何度も塩谷議員には申し上げておりますとおりでございまして、今、不公平感、公平感というような言葉を何度か出ささせていただきましたけれども、私自身は町のやっていることすべてが公平感を持って皆さんにやっていただいているということは思っておりません。しかしながら、見えるものに関してはできるだけやはりそれは曲げることはできないと、個人的な思いもそういうふうに思っているということだけご理解を賜りたいなというふうに思います。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 なかなかちょっと、もう1回お願いしても一緒に答えやと思いますので、これで終わりにしたいと思いますが、その町が子どもたちの医療費無料化にしているということをやったりその町の姿勢がどうかという大きな一つの判断材料として皆さんは考えていますので、ぜひそういうことにまで踏み込む、実際にはそうやって踏み込んでる市町があるわけですので、していただけますように期待を込めまして、お願いしまして、これで私からの質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で9番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

12人中の12番目で最後になります。どうかよろしくお願いたします。

最初に、子宮頸がんワクチンの接種について質問します。

子宮頸がんワクチン接種が始まって3年余り。まだ予防接種としては始まったばかりのものです。この子宮頸がんワクチンによる副作用の症例が数多く報告されています。そして、社会問題

化しております。子宮頸がんワクチンの接種による副作用で苦しむ子どもたちの家族、地方議員、内科医などがことし3月に立ち上げた全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会の訴えによると、ワクチンの接種により副作用と思われる運動障害など、200件超の悩みが寄せられているそうです。被害者連絡会が重篤な症状として24件の事例を示した中で、例えば4月9日付の朝日新聞の報道によると「接種後2週間たらずに車いすに。数字が数えられなくなり、自分の名前も分からなくなる。睡眠障害がひどく、毎日が修羅場」など、被害者の訴えがあったということです。

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会は、ワクチン接種の即刻中止を国に求め、副作用の追跡調査や治療体制の整備などを求める大臣あての嘆願書を4月8日に提出しました。国は今のところ接種の一時中止は必要ないとしています。ワクチン分科会副反応検討部会などで今後調査を進めることになりました。

厚生労働省の資料によると、2009年12月以降、ことし3月までの子宮頸がんワクチンの副作用の報告は1,968件あり、その内訳は医療機関からの副作用の報告が1,196件、ワクチン製造販売者からは772件、このうち重篤、重い症状であると判断された例は878件に上っています。

被害の報告がある一方、小学校6年から高校1年生への子宮頸がんワクチンの予防接種が、ことし4月から国の指示により地方自治体の努力義務となりました。津幡町では、国の補助制度創設に先駆けて、2010年8月に町独自の助成事業を開始し、2011年2月には、国と町の単独助成分も合わせてワクチン接種費用の全額を助成しています。子宮頸がんワクチン接種は無料で受けられます。

そこで、町内のワクチンの接種状況について質問します。

子宮頸がんワクチンの接種対象者数と、そのうち実際に接種した人数、その割合、接種費用の総額について。また、接種しない場合、その理由は何か。接種していない生徒や保護者に対する町の対応は。また、副作用の報告を受けたことがあるか。副作用の事例があることやワクチンの効果、効用などについて、保護者や生徒たちに対してきちんと説明しているか。万が一副作用が出た場合の補償の体制は整っているか。

また、ワクチンでこの子宮頸がんを予防できるのは7割程度と聞きます。ワクチンを打っても、必ず子宮頸がんにならないというわけではありません。検診の重要性は変わりません。町の子宮頸がん検診受診率は、2011年度は26.7パーセントで、国の掲げる目標50パーセントの約半分です。クーポン券が配付されない年齢の女性が町外の病院で検診した場合でも補助対象にできないか。

以上、ワクチン接種と検診に関しては町長に、学校側からの取り組み、対応については早川教育長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中村議員の子宮頸がんワクチン接種への町の対応はとのご質問にお答えいたします。

初めに、津幡町の子宮頸がんワクチン接種を受けた人数と費用の総額は幾らかとのご質問ですが、平成22年度から24年度で1,175人が子宮頸がんワクチンを接種しております。また、ワクチン接種の費用総額は、平成22年8月から開始した町単独事業として実施した助成額分も含めて5,294万7,300円であります。

次に、接種対象者数と接種した割合についてですが、接種対象者は1,373人で、接種割合は86

パーセントとなっております。

次に、接種した児童生徒たちから副作用の報告を受けたことがあるかのご質問については、現在のところどこからも副作用があったとの報告は聞いておりません。

次に、接種していない理由と接種していない生徒や保護者への対応についてでございますが、他の予防接種と同様、受け忘れや個人の考えで予防接種をしない方、接種の副作用を心配して接種を見合わせている方などがいると思われまます。接種していない人への対応につきましては、平成25年度から定期予防接種になったことに伴い、未接種者に対し、4月以降も引き続き接種できる旨のお知らせを3月末にお送りいたしました。また、昨年度から学校と連携して接種勧奨の協力をお願いしているところでもあります。

次に、ワクチンの副作用の事例があることやワクチンの効果、効用等について、保護者や生徒にきちんと説明しているか。また、万が一副作用が出た場合の補償の体制は整っているかのご質問ですが、ワクチン接種に対する副作用等につきましては、予防接種券送付時にワクチン接種に関する注意書きを同封するほか、医療機関において、接種する前に必ず医師からもワクチンに関する説明を行っております。また、万が一重篤な副作用が出た場合は、医療機関が国に報告し、その情報は県を通じて町に情報提供され、予防接種による健康被害であると国が認定したものは、予防接種法の健康被害救済制度で補償されております。

次に、子宮頸がん検診を町外の病院で健診した場合でも、補助対象にならないかのご質問ですが、現在、子宮頸がん検診における医療機関での個別検診に関しましては、検診の精度管理として検査方法や精密検査の受診状況の把握などを行うため、町内医療機関へ委託して検診を実施しております。今後は町民の利便性を考えると、町外の医療機関への検診委託も必要ではないかと考えているところでございます。

これからもあらゆる機会を通じまして、子宮頸がん検診受診率の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 副作用が問題化している子宮頸がんワクチン接種の町の対応について、私どもが扱っていることについてお答えいたします。対応していることについてお答えいたします。

初めに、接種した児童生徒から副作用の報告を受けたことがあるかということでございますが、現在までそういうことについての報告は受けておりません。

次に、接種していない理由についてどうとらえているか。接種していない生徒へはどのような対応をしているかについてでございますが、ワクチンを接種するかしないかは、最終的には各家庭の個別の判断によることでもあるというふうに理解しております。したがって、保護者、家庭等に対し、接種の有無等について報告してほしいということはお伝えしておりません。したがって、児童生徒が接種したかどうかについては、個別に把握はいたしておりません。そしてまた、接種していない理由についても、学校のほうから家庭に確認するということは行っておりません。接種していない生徒への個別の対応も、ですから、現在は特に行っていないという状況でございます。

次いで、副作用の事例があることやワクチンの効果、効用について保護者や生徒たちにきちん

と説明をしているのかとのご質問ですが、現在学校では養護教諭が担当しております。養護教諭が健康福祉課からいただきましたパンフレットを用いまして、まず子宮頸がんについての理解を深め、そしてその後ワクチンについて説明を行い、接種等について家の人と家庭で十分話し合うようにという指導をいたしております。

副作用についてですが、ちょっと聞きますと、現時点ではワクチンの効用とか、あるいは少しかような状況が起こるかもしれないよという、腫れるかもしれないよということはあるようですが、こういう大きな副作用についてはまだ具体的な説明、注意等については行ってないということでもあります。最近になりそうした事例が報道されるようになっておりますので、今後担当課とも相談しながら、重要なこと、必要なことについて説明を行っていくようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 簡単ですが、再質問させていただきます。

先ほどおっしゃったように、教育長もおっしゃったように、それから町長もおっしゃったように、津幡町ではそのワクチン接種の安全性については、その注射を打った後が赤く腫れたり、軽度の発熱、倦怠感が見られることもあるが、特に重篤な副反応はないとされてきました。でもこのように深刻な副反応が明らかにされてきつつある中、町が推進するに当たっては、副作用例も含めた正確な情報をまず保護者に伝えるということが、町としての責務であると思います。

例えば子宮頸がんワクチン接種による副反応を認めた自治体があります。東京都杉並区に住むある女子中学生は、中学入学お祝いワクチンを受けた直後に強い痛みが始まり、歩行障害などの重い症状が出て1年3か月にわたり通学できず、その後一時通学を再開できたものの、2か月後には頭痛や痛みが始まり、今も通学できないということで、杉並区はこれを接種の副反応と認め、補償する方針だということです。先ほどパンフレットを同封し、パンフレットに応じてそのお話しをされるということでありましたが、それでは不十分ではないかと思います。

町長、教育長からぜひそのことに関して、今後の対策について簡単に結構ですので、よろしくお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 大変申しわけないですけれども、医学的知識も余りないもんですから偉そうなことを申し上げることはできませんけれども、今の現時点では厚生労働省からも何も言っていないということでもございます。中村議員は、子宮頸がんのワクチン接種をしないほうがいいということなのか、それによって子宮頸がんの子どもたちがたくさん出てもいいというようなことを言われるのであれば、またその時点で我々もまた考えなきゃならんというふうに思いますけれども、今ところは厚生労働省からは何ら私どもの町に対しては言っていないということでもございますので、とりあえずは現時点そのままにしまいたいというふうに思っています。

以上です。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、私どもは健康福祉課と連携をとりながらできるだけ
の対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問はしませんが、実際にこの現実というか副作用が出てきていると
いう症状があるということを知った保護者はですね、やはりすごく迷っております。それでかつ
任意でありますから、できるだけ町は接種する際に正確な情報を保護者に伝えること、そしてそ
れは確かに予防接種ですから、それを受けることによって子宮頸がんにならない確率も上がるわ
けですから、その分についても説明しつつ、今過渡期ではないかと私は思っております。ぜひ見
守っていただきたいとか、そういう対応をしていただきたいと思っております。

〔「わけ分からない」と呼ぶ者あり〕

情報公開と、それから情報提供を保護者にしていただきたいということです。よろしく願いま
します。

それでは次の質問に移ります。

庄能瀬線についてです。

これについては、今回で2回目になります。最初は2010年の3月議会、あれから3年余りたち
ました。この間、黙ってというか静かにこの事業を見てまいりましたが、意見せずにはいられな
い思いになりまして、質問させていただきます。これは手作りでちょっと見づらいかもしま
せんが……、

〔中村議員パネルを提示〕

ちょっと地図を拡大コピーして、あと文字を入れてみました。

町道庄能瀬線っていうのは、この図では点線の部分も含めて赤い部分になります。

〔中村議員パネルを指しながら説明〕

国道8号津幡北バイパスの緑が丘の交差点から河北縦断道路と交差する、ここが青い点線です
けども、青い点線の河北縦断道路と交差して、それで英田郵便局の横までを結ぶ全長2,400メー
トルの道路を建設するものです。この計画では、2000年から2013年の14年間をかけて森林を切り開
き、12メートルの幅の道路をつくるというもので、総事業費15億円をかけて策定され、実施され
ています。当初の計画では今年度で事業が終了することになっていますが、現在完成したのは距
離にして1,017メートルであり、半分にも至っていないどころか、すでに15億円を超える事業費
が投入されています。この図では、赤い直線が完了済みの道路のところ。大体1,017メー
トル、全体の42パーセントで、この点線のところが未完成、未着工の部分でございます。今年度は、
新たにその土地を購入して50メートルを整備する計画で2,520万円が計上され、河北縦断道路と
庄能瀬線のこの交差点ですね、緑の交差点のところを少し土地改良というか地盤整備をする
という計画です。現在この英田小学校の運動場周辺の森林は随分と木は切り倒されております。そ
して、かほく市のほうから向って河北縦断道路のこの工事が進められております。この2015年度
まで、2年後ですね、2015年度までの庄能瀬線の事業費の合計は16億2,550万9,000円とあります。
距離にして全長1,362メートル、これは計画の2,400メートルのうちの約57パーセントに当たるも
のですが、2年後にはこの57パーセントの道路が完成するわけではないとも聞いています。一体、
2,400メートルの開通するまでにはどれくらいの期間、どれくらいの費用がかかると見込んでい

るのでしょうか。また、事業開始から本年度までの合計金額の財源の内訳を示してください。財源の大半は地方債ではないでしょうか。

続いて、距離について質問します。河北縦断道路と庄能瀬線の合流地点から庄能瀬線を通って8号線との合流、緑が丘地点までの距離とこの合流地点から加茂ジャンクションを通って国道8号線へ行って緑が丘交差点へ行く距離とそれぞれどういった距離になっていますか。何メートルになりますか。分かりますよね。この赤い点々の距離と実線の距離の庄能瀬線の距離と、ここから加茂ジャンクションに行つて国道8号線を通つて緑が丘へ出ると、距離的にはどれくらい違うのかという質問です。

すでに完成している1,017メートルの道路は、森林公園のインフォメーションセンターともつながっております。それから加茂地区の緊急避難路としての役割も果たしています。能瀬駐在所わきから入る林道とも接続し、すでに十分バイパスとしての機能を果たせる状態です。今後、庄能瀬線を開通させるためには、残り1キロ余りの道路建設のために新たに用地買収をして、かけがえのない森林を破壊し、切り開き、地盤改良工事をして道路をつくっていかねばなりません。河北縦断道路が加茂まで開通すれば、河北縦断道路ですね、青い点々の部分ですが、これが加茂ジャンクションまで開通すれば、わざわざその新たに庄能瀬線という道路をつくらなくても町行政が意図する目的も達成できるのではないかと考えます。

庄能瀬線の意義については、過去に担当課は投資効果があると答弁されていましたが、具体的にどんな投資効果があるのか疑問です。真剣に検討していただきたいんですが、この河北縦断道路、河北縦断道路ですね、この点線は、実は英田のほうから来なくても県道瓜生能瀬線ともつながります。今、新たに英田郵便局から英田小学校に向けて345メートルの道をつなげようとしています、この道も本来私はあまり要らないのではないかと考えています。それでもですね、工事に着手した、土地も購入した、もう後戻りはできないということであれば、その交差点までですね、交差点の地点まで工事をする。しかし、ここからここまでの距離はもう必要ないのではないかと思います。

町長に答弁を求めます。よろしくお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 庄能瀬線町道建設事業の計画変更をとのご質問にお答えいたします。

町道庄能瀬線は国道8号津幡北バイパスの緑が丘交差点から河北縦断道路を谷内地内で交差し、能瀬の英田郵便局横へ接続する延長2,400メートル、幅員12メートルの道路でございます。平成22年度に緑が丘交差点から能瀬林道までが完成しており、1,017メートルの区間で供用開始されております。平成12年度の事業開始から本年度までの事業費の合計は12億4,000万円で、財源内訳につきましては、国庫補助金が2億9,200万円、地方債が8億5,900万円、一般財源が9,000万円となっております。ただし、地方債につきましては3億300万円が普通交付税措置されますので、実質の一般財源負担額は6億4,500万円となります。

庄能瀬線全線2,400メートルが供用となった場合の河北縦断道路を利用した加茂ジャンクション経由との経路の比較でございますが、谷内地内の河北縦断道路と庄能瀬線合流地点から津幡北バイパス緑が丘交差点までの距離について図上で測定いたしましたところ、庄能瀬線経由が2,050メートル、河北縦断道路経由が2,500メートルとなり、庄能瀬線のほうが約500メートル短

くなり、加茂ジャンクションでの混雑等を考慮すると利便性は高くなると思われます。

また、具体的な効果につきましては、中村議員の過去の一般質問でもお答えしておりますが、森林公園のさらなる活性化、町道清水丘陵線を経由して、津幡市街地および将来の津幡丘陵公園へのアクセス向上、緊急時の迂回路としての役割など、大変意義のある道路であると考えております。

昨年度より河北縦断道路の進捗に合わせながら早期に投資効果を発揮させるために、英田郵便局横から河北縦断道路までの345メートル間の整備を優先し、能瀬地区を初めとした地域住民の皆さまのさらなる利便性の向上を目指して事業を進めているところでございます。

なお、全線2,400メートルが完成した場合の総事業費は、現在のところ概算で22億円となっております。完成年次につきましては、これまでの事業費ベースで判断すると、平成35年ごろの見込みとなります。しかしながら、谷内地内の河北縦断道路と庄能瀬線の合流地点から現在供用している地点までの区間につきましては、社会情勢の変化などにより、これまでの事業費ベースで進めることが困難となり、建設計画が長期になることも考えられることから、今後の事業進捗については慎重に見きわめていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問いたします。

大体500メートル違うということですね。車で走行すると、恐らく数十秒かな。1分にも満たないような距離ではないかなと思います。実際に走ってみると、ここは、点線の部分は森林です。

〔中村議員パネルを指しながら説明〕

庄能瀬線の部分は。これは恐らく上がったりが下がりたりの道になると思います。そんなにしてまで必要な道なのでしょうか。それから、山間地になります。庄能瀬線は。ですので、その傾斜地ゆえの道路の維持費、できたととしても道路の維持費に大変なお金がかかると思います。それから、雪。雪のときに、これ町道になりますから、雪、津幡町が責任を持って面倒見ることになります。そういったことも含めて、庄能瀬線っていうのが必要な道路なのかということをお話を聞いた上でますます思いましたが、この点についてはいかがでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 再質問にお答えいたします。

負の部分と申しますか、マイナスの部分だけを一つ一つ取り上げてまいりますと、どんな仕事もできないということになるのではなかろうかなっていう私自身は思いを持っております。

500メートルで1分もかからないじゃないのかと言われても、それなら加茂ジャンクションには信号がつくのではないですかねというようなことも考えると、1分が2分になったり3分になったりする可能性もあるのかなっていう気もいたしますし、維持費がかかるということをおっしゃるけれども、必要な道路であるならば、ある程度の維持費というものは必要であろうと私自身は考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再々質問なんですが、町長は、先ほど丘陵公園とかこちらにも出られる

とおっしゃいましたね。それで利便性があるとおっしゃいましたよね。こちらからこう行くのもこっちに出られるじゃないですか。

〔中村議員パネルを指しながら説明〕

こう行くのも同じ道ですよ。ここに出ることには変わらないので、緑が丘の交差点まで。

それと、一つ単純な質問なんですけれども、何で42パーセントぐらいしかできていない道路に想定額、予定額の15億円を使っちゃうことになっちゃったんですか。総事業費は15億円というふうに予定されていたのに、何で42パーセントしかまだ完成されていない道路に15億円使われているんですかという質問です。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 質問にお答えいたします。

あっちも通れるじゃないかこっちも通れるじゃないかっていうことになれば、道路はどこも全部同じでございます。金沢へ行くのに、あっちも通れるこっちも通れると言っとったら、道路はどこもできなくなるというふうに私は思っています。

それから、金額の件につきましては、担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひします。

○南田孝是議長 岩本都市建設課長。

〔岩本正男都市建設課長 登壇〕

○岩本正男都市建設課長 中村議員の再質問にお答えいたします。

総事業費のことですが、当初、平成12年度事業を開始したときの総事業費は15億というふうに出ておりましたが、現在、中村議員も知ってのとおり、詳細設計また現場の状況等を調査した結果、当然地質状況が大変悪いというようなこともあり、地盤改良等の事業費のアップ等がありまして、事業費のアップとなったものでございます。現在、想定している事業費につきましては、今回お示ししました22億円ということで想定をしてご説明をさせていただいております。以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 そうですね、何と言えがいいんですかね。ちょっと残念な答弁だなということですが、これからまだ時間もありますし、この22億円がまたもっとふえるのではないかと私は思っております。今、先ほど町長の説明、12億4,000万の事業費に8億9,000万の地方債が入っております。それが後で3億3,000万余りですが、後々措置されるということではありますが、借金には変わりありません。ぜひまたこの問題については、町として真剣に検討していただきたいと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。財政難の折、くれぐれもよろしくお願ひします。

ということで、次の質問に移ります。

空き家バンク構想についてです。

きょうはたくさんの議員の方々が、定住人口の促進やいろいろとお話が出て……。

〔「中村議員、いつまで持っているのか」と呼ぶ者あり〕

これちょっと、本当ですね。ちょっと待ってください。

そういうことで注目、皆さん関心があるなということで、私も空き家バンクということで質問

させていただきます。空き家を活用することにより、定住者人口の増加、中山間地域や市街地の活性化などが期待されます。それから皆さんおっしゃっていましたが防犯、防災、景観の点からも有効な対策です。

現在、空き家バンクを設けてホームページで公開している自治体は、石川県内では金沢市、加賀市、白山市、小松市、かほく市、羽咋市、輪島市、珠洲市、中能登町、志賀町、穴水町、能登町の12市町です。本町でも、ことしの主要な事業の一つに空き家バンクの創設が挙げられています。空き家バンクといってもその内容は、各自治体によってかなり異なっております。町はどのような空き家バンクを構想しているのでしょうか。津幡町には現在何件の空き家があるか。空き家に関してどう対応していくかを含めて、企画財政課の大田課長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 大田企画財政課長。

〔大田新太郎企画財政課長 登壇〕

○大田新太郎企画財政課長 空き家バンク構想についてのご質問にお答えいたします。

今年度整備いたします津幡町空き家バンクにつきましては、当初予算の内示会でもご説明しましたとおり、空き家を貸したい、売りたいと考えている希望者の情報を収集し、借りたい、買いたいと考えている移住希望者に情報を提供する仕組みのことで、空き家を地域の遊休資源ととらえ、定住促進策の一環として設けるものでございます。この制度の事務手続きの一連の流れにつきましては、設置自治体にはほぼ共通する内容でございます。現在、公開する情報の範囲や体裁をどうするかなど、細部の検討を先行自治体の例を参考に、7月からの実施に向けて準備を進めているところでございます。なお、7月の広報つばたやホームページで公開し、仕組みの説明とあわせて情報の収集、提供を行っていくこととしております。

次に、津幡町には現在何件の空き家があるのかというご質問につきましては、平成17年のデータになりますが、当時で274棟を確認しており、現在では幾分か増加しているものと思われま。さきにも述べましたとおり、空き家バンクの仕組みで取り扱う空き家は賃貸、売却を希望する所有者の方から申し込みを受けたもののみを対象とします。本制度を通じて空き家の総件数を把握することはできませんが、空き家の数と位置の把握は重要であり、いつまでと期限をお伝えできませんが、調査の実施も考えたいと思っております。なお、適正管理がされておらず、環境面、防災面で不特定多数に被害が発生するリスクがある空き家への対策は、生活環境課長が黒田議員にお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問はしませんが、例えば能登町とか珠洲市のホームページごらんになってるともちろん思うんですが、なかなか楽しい試みがなされておまして、そのページを開くと、空き家情報だけじゃなくてその町の魅力の発信のページになっているんですね。ですので、何かその工夫、一工夫も二工夫もしていただければと思います。

それから、羽咋市のほうも空き農地、空き農家情報バンク制度っていうのがありました。農地の耕作者を求むという情報も手に入るということなので、何かその津幡町なりの工夫にあふれた空き家バンクを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問です。ミニポートピア津幡についてです。

ミニポートピア施設運営会社のグッドワン代表取締役の古澤氏とみどり市の石原市長から各議

員に対して、ミニボートピア津幡のオープニングセレモニーの案内状が届いています。セレモニーは6月9日にホテル日航金沢の孔雀の間で開催され、翌日10日に開設ということです。

最初の質問です。ミニボートピア津幡の名称はどのようにして決められたのでしょうか。

2つ目です。なぜ一度も一般町民を対象とした説明会が開かれなかったのですか。

3番目、舟橋地区から出されたボートピア設置の請願でも、そして町長や議会がボートピアを受け入れる理由にしていた町内、地元からの80人から100人の雇用はどう達成されたのか。

4番目、シグナスで開催された第1回環境委員会で出された意見や要望に対し、どう対応するか。

5番目、ボートピアに関する市民からの苦情、意見、要望などに迅速に対応する体制は整っているか。現在はボートピアの窓口は企画財政課となっていますが、ミニボートピア専門の窓口が必要ではないか。

6番目、環境委員会の会議録をホームページで公開すべきです。ミニボートピアに関する市民からの意見、要望があった場合にも、その回答については町のホームページで公開してください。

以上、通告済みの6項目にわたり、町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ミニボートピア津幡についてのご質問にお答えいたします。

まず、ミニボートピア津幡の名称についてのご質問ですが、場外発売場運営審議会において、ミニボートピア津幡の名称使用が許可されて決定したと伺っております。

ミニボートピア営業開始に至るまで説明会が開かれなかったのはなぜかという質問につきましては、これまでの一般質問に何回もお答えし、議論も尽くされたものと考えておりますので、町として説明会を開催する予定はございませんし、その立場にもないと思っております。

地元からの雇用について80人から100人の雇用は達成したのかのご質問ですが、人数につきましては、昨年の9月会議において、現段階では約50人から60人の地元雇用を見込んでいるとお答えしており、実際にその規模で新規雇用が生まれると伺っております。募集に当たりましては、地元住民を最優先していますが、地元からの応募が予想外に少なく、今のところ地元だけではその数を確保できていないとのことでもあります。オープンに当たりまして必要とする人員の不足分につきましては、関連企業からの応援により対応することとしているとのことですが、今後も引き続き地元最優先で募集を継続していくと伺っております。

第1回の環境委員会で出た意見や要望に対し、どう対応するのかのご質問につきましては、環境委員会では主に施設周辺の交通安全対策について意見が出されていたようでございますが、細目協定書で定めた各種対策は、みどり市において適正に対応されるものと考えております。

町民からの苦情、意見、要望等に迅速に対応する体制は整っているかのご質問につきましては、昨年の9月会議でお答えしたとおりでございます。

次に、ミニボートピアに関する町民からの声とその対応策および環境委員会会議録についてホームページで公開せよとのことですが、町のご意見箱やホームページを通じてお寄せいただきましたご意見、ご要望に対しては、ホームページで紹介させていただく場合もございます。

環境委員会の会議録につきましては、事務局であるみどり市において作成されるものでありま

す。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問いたします。

まず感想ですけれども、実は私はミニボートピア津幡という津幡という名称は使ってほしくありませんでした。それから、雇用についてはやはり当初の話とは違うなど思っております。それから、雇用のみならず売り上げについても先日の北國新聞の報道によれば、1日540人、540万円の売り上げを見込まれているということで、これは年間19億4,400万円で、町には売り上げの1パーセントに当たる1,944万円が入ってくることになります。年間の一般会計、津幡町は120から130億円としますと、仮に125億円の一般会計の自治体にとって、1,944万円は0.155パーセントです。1パーセントのさらに10分の1余りの金額です。村前町長は苦渋の選択に至ったとおっしゃっていましたが、年間の予算の0.155パーセントの収入が苦渋の選択だったのか。町の品位を落としてまでボートピアを迎えた理由、ギャンブル場という施設に頼らなければならない理由を、きちんと十分に町民に対して町は説明したことがありますか。津幡町の住民である限り、そのすべての人を対象にした公の場での説明が必要でした。説明会がないということは実質、町民は蚊帳の外ということです。これは民主的とは言えません。最初から住民との対話を軽視、無視していると言えるのではないかと思います。

〔「以前もその質問しとるよ」と呼ぶ者あり〕

何年もずっと説明会を求めてきましたが、このような結果になって本当に残念です。

そこで、再質問の内容についてなんですが、環境委員会のホームページでの……、ごめんなさい……。

○南田孝是議長 中村議員。通告にない質問が結構あります。それを考えて執行部には答弁のお答えすることがないと思いますので、あらかじめ申し上げておきます。

○5番 中村一子議員 はい、分かりました。

再質問の内容についてですが、環境委員会のホームページの公開について、再質問させていただきます。

例えば習志野にボートピアがございます。ボートピア習志野環境委員会では、会議録がホームページで公開されております。2006年会議録第1回が始まり、ことしまで18回かな、20回近くの委員会が開かれておりますが、そのすべての会議録を見ることができます。内容については、説明員は実名入りです。事務局も実名入りです。環境委員に関しては、A委員、B委員、C委員という表記で記載されております。会長さんのみ会長発言として掲載されております。発言の内容についても単なる要約ではなくて、その詳細まで記されているように読んでみて思いました。それから、委員会での配付資料は何が配付されたのか、議題は何だったのかもそのホームページで見ることができるのです。

決してミニボートピア津幡の環境委員会でも不可能なことはいし、何ら支障もないと思います。みどり市がということをおっしゃいましたが、この点については津幡町にとっての環境委員会であり、重要な委員会です。ぜひだれもが見られる場所、見ることができるようにしていただきたいと思います。

町長いかがでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 先ほどの答弁でもお伝えいたしましたけども、環境委員会につきましては事務局がみどり市でございます。みどり市の判断によってホームページで公開されないということでございます。

習志野に関しては、私はどういう理由なのか分かりませんが、向こうは向こう、こちらはこちらということであると私は思っております。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問しません。

でも町長、やっぱりみどり市はみどり市、どこはどこと言いますが、これは津幡町の問題であると思います。みどり市におんぶにだっこという姿勢は、これからはなるべくなさないようにしていただきたいと思います。環境委員会のホームページ公開についても、ぜひそういった形でやっていただくことを希望しまして、5番、中村の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で5番 中村一子議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<閉 議>

○南田孝是議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後5時35分

平成25年6月12日（水）

○出席議員（18名）

議長	南 田 孝 是	副議長	向 正 則
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
12 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総務部長	長 和 義	総務課長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監理課長	太 田 和 夫
税務課長	吉 本 良 二	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	羽 塚 誠 一	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	産業建設部長	竹 本 信 幸
都市建設課長	岩 本 正 男	農林振興課長	榊 田 和 男
交流経済課長	伊 藤 和 人	環境水道部長	宮 川 真 一
上下水道課長	八 田 信 二	生活環境課長	石 庫 要
会計管理者	岡 本 昌 広	会計課長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	田 縁 義 信	消 防 長	西 田 伸 幸
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長 兼教育総務課長	瀧 川 嘉 孝
学校教育課長	吉 田 二 郎	生涯教育課長	吉 岡 洋
河北中央病院事務長 兼事務課長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議事係長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	田 中 健 一	総務課長補佐	山 崎 明 人
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第2号）

平成25年6月12日（水）午後1時30分開議

- 日程第1 議案第51号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第1号）から
議案第53号 津幡町税条例の一部を改正する条例についてまで
承認第1号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町一般会計補正予算（第10号））から
承認第12号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）まで
請願第3号から請願第5号まで
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて
（質疑・討論・採決）
- 日程第3 同意第2号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて
同意第3号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第4号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
（質疑・討論・採決）
- 日程第4 議会議案第5号 不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書
（質疑・討論・採決）
- 日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 選任第3号 津幡町議会広報調査特別委員会委員の選任について
選任第4号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について
選任第5号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任について
選任第6号 津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任について
- 日程第8 選挙第1号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

○議事日程（第2号の2）

- 追加日程第1 議会議案第6号 TPP交渉に関する意見書
（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<開 議>

○南田孝是議長 本日の出席議員数は、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○南田孝是議長 あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

<議案等上程>

○南田孝是議長 日程第 1 議案第51号から議案第53号まで、承認第 1 号から承認第12号までおよび請願第 3 号から請願第 5 号までを一括して議題といたします。

<委員長報告>

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

酒井義光総務常任委員長。

[酒井義光総務常任委員長 登壇]

○酒井義光総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてのご報告をいたします。

議案第51号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 8 項 防災費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第 2 表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第52号 平成25年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第53号 津幡町税条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第 1 号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町一般会計補正予算（第10号））、

承認第9号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号））、

承認第10号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第3号））、

承認第11号 専決処分の報告について（津幡町税条例の一部を改正する条例について）、

以上、4件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

次に、請願第5号 米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 多賀吉一文教福祉常任委員長。

〔多賀吉一文教福祉常任委員長 登壇〕

○多賀吉一文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第51号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第3款 民生費 第1項 社会福祉費

第2項 児童福祉費

第10款 教育費 第2項 小学校費から

第6項 保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第1号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町一般会計補正予算（第10号））、

承認第2号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））、

承認第3号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第3号））、

承認第4号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））、

承認第5号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））、

承認第12号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、

以上、6件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することといたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 角井外喜雄産業建設常任委員長。

〔角井外喜雄産業建設常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第51号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
第7款 商工費	第1項 商工費
第8款 土木費	第2項 道路橋梁費
	第4項 都市計画費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。次に、承認第1号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町一般会計補正予算（第10号））、

承認第6号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））、

承認第7号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））、

承認第8号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号））、

以上、4件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

次に、請願第3号 TPP交渉に関する意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第4号 TPPへの参加に反対する請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○南田孝是議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 日本共産党の塩谷です。

私は、請願第4号、請願第5号に賛成の意見を述べます。

初めに、請願第4号 TPPへの参加に反対する請願について賛成意見を述べます。TPPに関する問題点は、請願第3号にも述べられているように、国民生活の根本にかかわる重大な問題であり、政府・与党が政権公約した6項目を遵守することが求められています。

政権公約に記された6項目をまず確認しておきます。1番、農林水産品における関税については、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖等の農林水産物の重要品目が、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象となること。2、自動車等の安全基準、環境基準、数値目標等については、自動車における排ガス規制、安全基準認証、税制、軽自動車優遇等の我が国固有の安全基準、環境基準等を損なわないことおよび自由貿易の理念に反する工業製品の数値目標は受け入れないこと。3、国民皆保険、公的薬価制度については、公的な医療給付範囲を維持すること。医療機関経営への営利企業参入、混合診療の全面解禁を行わないこと。公的薬価算定の仕組みを改悪しないこと。4、食の安全、安心の基準については、残留農薬、食品添加物の基準、遺伝子組み換え食品の表示義務、輸入原材料の原産地表示、BSE基準等において食の安全、安心が損なわれないこと。5、ISD（投資者・国家訴訟制度）条項については、国の主権を損なうISD条項は合意しないこと。6、政府調達、金融サービス業については、政府調達および簡保、郵貯、共済等の金融サービス等のあり方については、我が国の特性を踏まえることという内容でした。

TPP参加交渉では、当然これらの事項が担保されることが必要です。しかし、政府交渉が秘密となっている上、日本の交渉力に問題が見え隠れします。今の状態では、日本の6項目は守られないのではないかと危惧されます。

日本のTPP交渉参加に先立ち、日米の事前協議が行われましたが、日本には一定の農産品、アメリカには一定の工業製品といった二国間貿易上の重要項目があるということとどまり、日本はすべての産品を交渉のテーブルにのせるとなりました。一方、アメリカが輸入車にかかる関税の撤廃時期を最大限おくらせるなど、日本側が大幅に譲歩する内容となっています。さらに、アメリカ通商代表部が米国内向けに作成した協議事項報告には、自動車と並び簡保保険が名指しされ、がん保険など新商品販売を事実上認めないということを経済省が一方的に告知してきたと述べられています。

5月末にTPPの危険性を訴えているアメリカ消費者団体パブリック・シチズンのロリ・ワラック弁護士が来日し、各地でTPP交渉の現状と問題点を語りました。その内容、大変興味深いのでお知らせします。以下はロリ・ワラックさんが語られた内容です。「私たちがTPPに反対するのは、関係国の全消費者の利益に反しているからです。TPPの秘密の一つは、それが貿易に関する協定ではないということです。TPPは29の章がありますが、貿易に関係するのは5章

だけです。それ以外は、国内法より国際ルールを優先させ、多国籍大企業に新たな特権を与える章ばかりです。安倍首相は、日本がTPPに参加すると効率が高まり、雇用がふえ、成長を回復すると公約しています。これは20年前に、TPPの原型である北米自由貿易協定でクリントン大統領が言った公約と同じです。その後、米国で起こったことは極めて厳しい教訓となります。19年間に500万人分の製造業の雇用を失いました。4人に1人です。4万2,000の工場が閉鎖され、大卒の仕事も国外に流出しています。米国の食料輸入は65パーセントふえ、食の安全の事故もふえました。最初の10年間で20万人の小規模農家が失業し、最初の5年間で薬は70億ドル値上がりしました。また、外国企業が他国政府を訴えられるISD（企業と国家の紛争処理）条項により、木材、水、土地、毒物規制などの訴訟で企業は4億ドル相当稼ぎました。これが拡大されてTPPに持ち込まれ、TPPの最も危険な領域とも言えます。米企業7,000社が日本に支社を持つか日本企業に投資しています。日本がTPPに入れば、これらの企業が日本政府を訴える権利を得ることになります。ドイツでは脱原発政策への訴訟も起きています。政府・与党はTPP参加に6条件を掲げました。しかし、米国ではだれも知らず、日本はあらゆる面で譲歩したとされています。TPP交渉はすでに3年間に17回の会合が行われ、8割は合意されています。日本は、これまでの参加11か国の合意を一言も変更できません。日本は次のマレーシア会合で7月23日に参加するまで交渉文書を見ることさえできません。しかも日本は、TPP交渉と同時に、日米二国間で市場開放の交渉をしなければなりません。日本がTPPに入れば製造業の雇用が減り、米国のように大企業が農業に進出し、遺伝子組み換え食品が輸入され、外国企業によるISD訴訟が起きます。なぜ日本がこんなものに参加するのか理解できません。」以上がロリ・ワラックさんの語っていることでした。

このように、TPP交渉はアメリカの無国籍大企業に都合のいい仕組みをつくらうとするものであり、このまま交渉に参加しては日本の国益は守られません。国益が守られないならTPP交渉から離脱するべきですが、その決断を安倍政権はできるのでしょうか。各自治体から各団体から、今こそTPPに参加するなを声を強めることこそ、一番国益にかなうことだと思います。

次に、請願第5号 オスプレイ配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める請願に賛成の意見を述べます。この請願に賛成する理由は4つあります。

第1の理由は、地方自治を守ることは民主主義のかなめという理由です。請願趣旨にも述べられているように、沖縄では全県議会議員と41全市町村の首長、議会議長ら144人が政府にオスプレイ配備の撤回と米軍普天間基地の閉鎖、撤去という建白書を提出しています。県議会では、全会一致でオスプレイ配備の撤回と米軍普天間基地の閉鎖、撤去を決議しています。さらに、オスプレイ配備に反対する沖縄県民集会には10万余の県民が結集しています。オスプレイ配備に反対する世論はオール沖縄の声だということです。この声を無視し続け、オスプレイ配備を押しつけることは明らかに憲法に違反しています。いやなことはいやという権利が憲法第11条の基本的な人権です。

第2の理由は、オスプレイそのものの危険性と低空訓練をすることによる危険性が大きいということです。アメリカの国防長官でさえ認めた世界一危険な人口密集地のど真ん中にある普天間基地への配備です。オスプレイそのものに欠陥があり、操縦士のミスで事故はいつでも起こり得ると言われており、世界各地で墜落事故を起こしてきました。配備に先立ち、アメリカと日本は住宅密集地は飛ばない、基地に入るまでオスプレイの飛行モードは変えないという協定を結びま

した。しかし、住宅密集地の真ん中にある普天間基地ですから、1つ目の約束はないに等しいこととなります。飛行モードの変更も飛行後すぐに破られています。協定を結んでもアメリカ軍にはないのと同じことだということです。しかも訓練は低空飛行で行われます。夜間の訓練もあります。オスプレイは輸送のための軍用機ですから、オスプレイの下にもものをぶら下げての訓練も行われています。今までの軍用機とは比べ物にならない爆音を響かせて我が家の上空を飛んでいくオスプレイを想像してみようではありませんか。基地間近の小学校や保育園では、毎日どんなにか恐怖心を抱いて過ごさねばならないかということを思い描いてみようではありませんか。飛行訓練は沖縄ばかりではありません。全国に6つの訓練空域を設け、そこでも低空飛行、夜間訓練が行われます。石川県は直接にこの空域には入っていませんが、沖縄県内のほか、岩国基地を拠点に飛び立ったオスプレイは、どのルートを通って訓練空域まで行くのか操縦士に任されていますので、石川県上空を通っていく可能性は否定できません。5月27日現在で29都道府県、202の自治体がオスプレイ配備反対の意見書を上げています。

第3の理由は、環境への負荷が大きく自然が壊されるということです。沖縄北部は「やんばるの森」と言われ、貴重な動植物の生息している森です。爆音とともに熱波が襲いかかったら、そこに生きている生物は生き延びることができません。アメリカのニューメキシコ州だったと思いますが、オスプレイの配備が検討されたとき、環境アセスをした結果、オスプレイの配備は断念されています。アメリカ本土でさえ許可できなかったものをなぜ日本ではいいのでしょうか。

第4の理由は、日本国憲法を手に、だめなことはだめ、いやなことはいやと言える国民でありたいという理由です。総務常任委員会では、日米安保があるのだからオスプレイの配備や低空飛行訓練も引き受けないわけにはいかないという意見が出されました。皆さんにお聞きいたします。日本国憲法と日米安保条約はどちらが上ですか。一般質問のとき、町長は「日本国憲法は最高法規だ」と明言されました。憲法には人間として生きる権利が保障されています。13条には生命、自由および幸福追求に対する権利が述べられています。オスプレイの配備や低空訓練で命が脅かされている人がいるのに、それを抗議しないでいいのでしょうか。

日米安保を理由に、アメリカの言いなりになることを隷属といいます。日本国憲法を考える基本にするという意思を私たちは持ちたいと思います。

以上、請願第4号、第5号に対する賛成意見とします。

○南田孝是議長 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「7番、角井」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 7番 角井外喜雄議員。

〔7番 角井外喜雄議員 登壇〕

○7番 角井外喜雄議員 私は、請願第4号 TPPへの参加に反対する請願に対し、反対の立場で討論を行います。

産業建設常任委員会で今回、請願第3号、第4号ともにTPPに関する請願であります。第3号は、TPP交渉に関する意見書の提出を求める請願を常任委員会で採択しました。その内容は、TPPが国民生活の根本にかかわる重大な問題であると指摘し、交渉において重要品目を聖域として関税撤廃の対象として除外し、国益が守られないと判断した場合は交渉から離脱するなど、

我が国として揺るぎのない交渉を確立するよう求めています。

第4号は、まだ交渉にも入っていない段階で、参加するか参加しないか決断が出ていない段階でTPPの参加に反対するという、大変不可解な請願であります。さらに、その文章の中には政治的意図が見え隠れしております。

世界におかれた日本の立場を考えると、これまで輸出をふやすことにより経済発展を享受してきました。今日のグローバル化された経済において、これまで以上に積極的に国を開いていくことが必要であります。今後のTPP交渉を注視し、国益が守られないと判断した場合、当然政府は交渉から離脱をするというふうに表明をしております。当然であります。今後この7月から行われるTPP交渉、日本の将来を見据えた交渉になろうかと思えます。

以上で終わります。

○南田孝是議長 ほかに討論はありませんか。

〔「4番、荒井」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 私は、請願第5号 米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める請願に反対の立場で討論させていただきます。

激動する国際社会の中であって、我が国日本は戦後68年間にわたり、平和と繁栄を享受してきました。この要因としては、国民の努力に加えて、関係諸国との友好と協調を図ってきたことが挙げられます。さらに、我が国自身の防衛努力と相まって、日米安全保障体制が抑止の体制として一貫して有効に機能してきたことが大きな要素であったと言えます。

今日の国際社会において、自国の意思と力だけで国の平和と独立を確保しようとするれば、あらゆる事態に対応できるすきのない防衛対策を独自に構築する必要があります。そのため、我が国としては、自由と民主主義という基本的な価値、理念を共有する米国との同盟関係を継続し、その抑止力と我が国みずからの適切な防衛力の保持とあわせ、すきのない体制を構築し、我が国の安全を確認しております。

日米安保条約は第5条において、我が国への武力攻撃があった場合、日米両国が共同対処を行うことを定めております。この米国の日本防衛義務により、我が国への武力攻撃は自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決することとなるため、相手国は侵略を躊躇せざるを得ず、結果として、侵略は未然に防止されていくものと思われます。その中で、日米安全保障条約は第6条において、日本の安全および極東における国際の平和と安全のため、米国の我が国における施設、区域の使用を認めており、同条に基づき、米国はその軍隊を我が国に駐留させております。我が国周辺地域における平和と安定を確保するためにも、この条約は重要な役割を果たしております。また、単に防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米両国の協力と協調は、冷戦後の国際社会の安定化のため、極めて重要な役割を果たすものであります。

以上、これからも日本の安全保障上、日米安全保障体制は必要不可欠なものであるばかりではなく、我が国周辺地域の平和と安全のためにも、重要な役割を果たすべきであると思えます。

また、政府は地方分権を推進しようとしておりますが、外交、防衛などは政府の事項であると考え、請願第5号に反対の討論といたします。

以上です。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議案第51号から議案第53号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第53号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号から承認第12号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第12号までは、いずれも承認されました。

次に、請願第3号 TPP交渉に関する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、請願第3号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 TPPへの参加に反対する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者16人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号 米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者14人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第5号は、不採択とすることに決定いたしました。

〔16番 洲崎正昭議員 退場〕

<同意上程>

○南田孝是議長 日程第2 本日、町長から提出のあった同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、6月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今6月会議に提出させていただきました議案すべてにご決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明を申し上げます。

同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、議会議員の中から選任する監査委員の山崎太市氏が6月11日付で辞職されたことにより、後任として洲崎正昭氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

<質疑・討論の省略>

○南田孝是議長 お諮りいたします。

同意第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

<採 決>

○南田孝是議長 同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

〔16番 洲崎正昭議員 入場〕

＜同意・諮問上程＞

○南田孝是議長 日程第3 本日、町長から提出のあった同意第2号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第4号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについておよび諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括して議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ただいまは津幡町監査委員の選任につきご同意を賜りまことにありがとうございます。

続きまして、**同意第2号** 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は6月23日に任期満了となります、長田 貢氏を引き続き選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第3号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町公平委員会委員の専能淳一氏が6月25日をもって任期満了となりますので、後任に津幡町字津幡い1番地126 前田 進氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第4号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町固定資産評価審査委員会委員の池田國男氏が6月26日をもって任期満了となりますので、後任に津幡町字北中条10号68番地 田川俊範氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、人権擁護委員の小幡隆徳氏が平成25年9月30日で任期満了となりますので、後任に津幡町字刈安ハ161番地 田中郁子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日ご提案を申し上げました人事案件につきましてご説明申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

同意第2号から同意第4号までおよび諮問第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第4号までおよび諮問第1号については質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

<採 決>

○南田孝是議長 同意第2号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについておよび同意第4号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括して採決いたします。お諮りいたします。

それぞれ原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第4号までは、いずれも同意することに決定いたしました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議なき旨答申することに決定いたしました。

<議会議案上程>

○南田孝是議長 日程第4 議会議案第5号を議題といたします。

多賀吉一文教福祉常任委員長提出の議会議案第5号 不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書についての趣旨説明を求めます。

多賀吉一文教福祉常任委員長。

〔多賀吉一文教福祉常任委員長 登壇〕

○多賀吉一文教福祉常任委員長 議会議案第5号の趣旨説明をさせていただきます。

不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書でございます。

この件につきましては、本6月会議での文教福祉常任委員会で、委員会の皆さんと協議し、全員の賛同を得て、本日提出させていただくものでございます。

それでは、朗読をし、趣旨説明にかえさせていただきます。

不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書。

平成20年12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」が示され、とりわけ過疎地に関する財政措置の充実が盛り込まれた。

その中に不採算地区病院の1病床当たりの特別交付税措置額が増額となり、地域の病院経営に配慮された内容となっているが、一方では、地域要件として「直近の一般病院まで移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在すること」や「直近の国勢調査における人口集中地区以外の

区域に所在すること」の要件が新設されたことにより、今まで特別交付税措置の対象となっていた病院が対象外となった。その対象外となる病院の経営への影響を考慮し、平成21年12月の特別交付税に関する省令の改正において激変緩和措置が講じられているが、その激変緩和措置が平成25年度で終了となる。

当町の津幡町国民健康保険直営河北中央病院は、地域要件の改正前までは特別交付税措置の対象となっていたが、新設された地域要件により特別交付税措置の対象外となり、この激変緩和措置が適用されている。

津幡町国民健康保険直営河北中央病院は地域にとっては中核となる病院で、地域住民の命と安心を守るためになくしてはならない病院であることはもとより、日ごろから最大限の経営改善に努めているが、この激変緩和措置の終了は病院経営にはかり知れない影響を与えることとなる。

よって、政府におかれては、不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税について、次の措置が講じられるよう強く要望する。

一つ、不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税措置について、病院経営への影響を考慮し、特別交付税措置の地域要件を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただくものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

<質 疑>

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時23分

〔再開〕 午後2時24分

○南田孝是議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第3号の採択に伴い、議会議案第6号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第6号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

<議会議案上程>

○南田孝是議長 追加日程第1 角井外喜雄議員ほか2名提出の議会議案第6号 TPP交渉に関する意見書を議題といたします。

<趣旨説明・質疑・討論の省略>

○南田孝是議長 お諮りいたします。

議会議案第6号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第6号については、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

<採 決>

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第6号 TPP交渉に関する意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

以上、本6月会議で可決されました議会議案第5号および議会議案第6号の提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

<常任委員会委員の選任>

○南田孝是議長 日程第5 任期満了に伴い選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務常任委員会委員、文教福祉常任委員会委員、産業建設常任委員会委員に、それぞれお手元に配付し

ました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、選任第1号は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

<議会運営委員会委員の選任>

○南田孝是議長 日程第6 任期満了に伴い選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。
お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、選任第2号は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。
ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

〔休憩〕 午後2時29分

〔再開〕 午後2時39分

<各委員会正副委員長互選結果の報告>

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各常任委員会、議会運営委員会において、それぞれ委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので報告いたします。

総務常任委員会

委員長に 森山時夫議員、

副委員長に 荒井 克議員。

文教福祉常任委員会

委員長に 角井外喜雄議員、

副委員長に 黒田英世議員。

産業建設常任委員会

委員長に 酒井義光議員、

副委員長に 八十嶋孝司議員。

議会運営委員会

委員長に 谷口正一議員、

副委員長に 洲崎正昭議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

<特別委員会委員の選任>

○南田孝是議長 日程第7 任期満了に伴い選任第3号 津幡町議会広報調査特別委員会委員の選任、選任第4号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任、選任第5号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任および選任第6号 津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任を一括して行います。

各特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、それぞれお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、選任第3号から選任第6号までは、いずれもお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に各特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

〔休憩〕 午後2時42分

〔再開〕 午後2時48分

<各委員会正副委員長互選結果の報告>

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各特別委員会において、それぞれ委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので報告いたします。

津幡町議会広報調査特別委員会

委員長に 黒田英世議員、

副委員長に 酒井義光議員。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会

委員長に 谷下紀義議員、

副委員長に 河上孝夫議員。

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会

委員長に私、南田孝是、

副委員長に 向 正則議員。

津幡町議会改革検討特別委員会

委員長に 道下政博議員、

副委員長に 角井外喜雄議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

<河北郡市広域事務組合議会議員の選挙>

○南田孝是議長 日程第8 選挙第1号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙を行います。

河北郡市広域事務組合議会議員に欠員1人が生じたので、河北郡市広域事務組合同規約第5条第3項の規定により、欠員1人の選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

河北郡市広域事務組合議会議員に山崎太市議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山崎太市議員を河北郡市広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました山崎太市議員が河北郡市広域事務組合議会議員に当選されました。

<当選の告知>

○南田孝是議長 ただいま河北郡市広域事務組合議会議員に当選されました山崎太市議員が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

<閉議・散会>

○南田孝是議長 以上をもって、本6月会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成25年津幡町議会6月会議を散会いたします。

午後2時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 南田 孝是

署名議員 八十嶋孝司

署名議員 西村 稔

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	3
1. 委員会審査結果表	5
1. 津幡町議会委員会委員名簿	8
1. 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について	10
1. 請 願	11

平成25年津幡町議会6月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質問事項		答弁者
1	8番 酒井 義光	1	クマの出没後の対策は	産業建設部長
		2	森林公園にすむイノシシ対策を	農林振興課長
		3	下水道への接続を加速させよ	環境水道部長
2	10番 多賀 吉一	1	早急に定住人口拡大施策を	町 長
		2	危険な場所でのボランティア草刈りの見直しを	監 理 課 長
3	2番 西村 稔	1	まちづくり提案について	町 長
		2	女性部課長の登用について	町 長
		3	保育園の耐震対策について	町民福祉部長
		4	ボートピア開業に伴う交通安全対策について	総 務 部 長
4	1番 八十嶋孝司	1	避難所としての公民館の機能充実を	町 長
		2	買い物弱者への支援策を問う	町民福祉部長
		3	ゆるキャラをデザインしたエコバッグで大河ドラマの推進を	町 長
5	7番 角井外喜雄	1	環太平洋連携協定（TPP）の交渉参加に伴う町の農業対策を問う	農林振興課長
		2	防犯カメラつき自動販売機の設置を	総 務 部 長
6	12番 道下 政博	1	今後の定住人口促進策を問う	町 長
		2	胃がん死の大幅抑制につながる「ピロリ菌検査無料クーポン券」の発行実施を	町 長
		3	介護慰労金支給制度の復活と利用しやすい制度へ改善を	町 長
		4	津幡駅前駐輪場再整備の際、車道横断せずに利用できるようにせよ	町 長
7	6番 森山 時夫	1	町内の人口密度格差について	町 長
		2	少人数校の今後の対応について	町 長
		3	現実になった震源地、今後の防災対策は	総 務 部 長

番号	質問議員氏名	質問事項	答弁者
8	4番 荒井 克	1 マスタープランの見直しについて	町 長
		2 観光ガイドマップ作成について	産業建設部長
9	3番 黒田 英世	1 定住人口増加策のさらなる強化を	町 長
		2 倶利伽羅駅と津幡駅の間に新駅を	町 長
		3 農業用ため池の耐震性について	農林振興課長
		4 空き家解消条例の制定について	生活環境課長
10	17番 河上 孝夫	1 温水プールの基本構想について	町 長
		2 救急搬送における医療機関の受け入れ状況について	消 防 長
		3 介護保険、特別養護老人ホームの待機者の状況および解消に向けての取り組みについて	保険年金課長
11	9番 塩谷 道子	1 町長の憲法認識を問う	町 長
		2 国民健康保険税の引き下げと申請減免制度を利用しやすくするための方策を求める	町民福祉部長
		3 子どもの医療費の無料化を求める	町 長
12	5番 中村 一子	1 副作用が問題化している子宮頸がんワクチン接種への町の対応は	町 教 育 長
		2 町道庄能瀬線建設事業の計画変更を	町 長
		3 空き家バンク構想について	企画財政課長
		4 ミニポートピア津幡について	町 長

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会文教福祉常任委員長 多 賀 吉 一

不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書

平成20年12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」が示され、とりわけ過疎地に関する財政措置の充実が盛り込まれた。

その中に不採算地区病院の1病床当たりの特別交付税措置額が増額となり、地域の病院経営に配慮された内容となっているが、一方では、地域要件として「直近の一般病院まで移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在すること」や「直近の国勢調査における人口集中地区以外の区域に所在すること」の要件が新設されたことにより、今まで特別交付税措置の対象となっていた病院が対象外となった。その対象外となる病院の経営への影響を考慮し、平成21年12月の特別交付税に関する省令の改正において激変緩和措置が講じられているが、その激変緩和措置が平成25年度で終了となる。

当町の津幡町国民健康保険直営河北中央病院は、地域要件の改正前までは特別交付税措置の対象となっていたが、新設された地域要件により特別交付税措置の対象外となり、この激変緩和措置が適用されている。

津幡町国民健康保険直営河北中央病院は地域にとっては中核となる病院で、地域住民の命と安心を守るためになくしてはならない病院であることはもとより、日ごろから最大限の経営改善に努めているが、この激変緩和措置の終了は病院経営にはかり知れない影響を与えることとなる。

よって、政府におかれては、不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税について、次の措置が講じられるよう強く要望する。

記

- 1 不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税措置について、病院経営への影響を考慮し、特別交付税措置の地域要件を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月12日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 角 井 外喜雄
賛成者 津幡町議会議員 森 山 時 夫
同 津幡町議会議員 谷 口 正 一

TPP交渉に関する意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

TPP交渉に関する意見書

TPP（環太平洋連携協定）は「例外なき関税撤廃」を前提とし、我が国の農林水産業や経済に重大な影響を与えるだけでなく、医療制度の崩壊や食の安全・安心の基準の緩和など、国民の命と暮らしに直結する重大な問題を含んでいる。さらに外国企業が国を訴えるISD（投資家対国家間の紛争解決）条項が導入される危険性もあり、TPP交渉に際しては、慎重に対応すべきである。

よって、政府におかれては、TPPが国民生活の根本に関わる重大な問題であることを踏まえ、徹底した情報開示と広範な国民的議論を実施するほか、TPP交渉において、重要品目を聖域として関税撤廃の対象から除外し、国益が守れないと判断した場合は交渉から離脱するなど、我が国としての揺るぎない交渉方針を確立するよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 徹底した情報開示と広範な国民的議論の実施

政府が米国等と行っている事前協議の内容について、徹底した情報開示を行うとともに、広範な国民的議論を行うこと。

2 TPP交渉における交渉方針の確立

(1) 重要品目の聖域化

我が国の貿易政策の基本として、多様な農業の共存、林業・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置づけるとともに、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの重要品目を聖域とする揺るぎない交渉方針を確立すること。

(2) 国益が守れないと判断した場合の対処

我が国の食と農、安全・安心、国土・文化を守るため、政府与党は政権公約6項目を遵守し、その上で国益が守れないと判断した場合は、断固としてTPP交渉から離脱すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年津幡町議会 6月会議
 常任委員会議案審査結果表
 産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第51号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第1号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第5款 労働費 第1項 労働諸費 第6款 農林水産業費 第1項 農業費 第7款 商工費 第1項 商工費 第8款 土木費 第2項 道路橋梁費 第4項 都市計画費	原案可決
承認第1号	専決処分の報告について（平成24年度津幡町一般会計補正予算（第10号））	承 認
承認第6号	専決処分の報告について（平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））	〃
承認第7号	専決処分の報告について（平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））	〃
承認第8号	専決処分の報告について（平成24年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号））	〃
請願第3号	T P P交渉に関する意見書の提出を求める請願	採 択
請願第4号	T P Pへの参加に反対する請願	不 採 択

津幡町議会委員会委員名簿

選任第1号 常任委員会委員

総務常任委員会委員	荒井 克 森山 時夫 向 正則 道下 政博 南田 孝是 谷下 紀義
文教福祉常任委員会委員	黒田 英世 角井外喜雄 塩谷 道子 多賀 吉一 谷口 正一 河上 孝夫
産業建設常任委員会委員	八十嶋孝司 西村 稔 中村 一子 酒井 義光 山崎 太市 洲崎 正昭

選任第2号 議会運営委員会委員

議会運営委員会委員	谷口 正一 山崎 太市 洲崎 正昭 河上 孝夫 谷下 紀義
-----------	----------------------------------

津幡町議会委員会委員名簿

選任第3号 津幡町議会広報調査特別委員会委員

議 会 広 報 調 査 特 別 委 員 会 委 員	八十嶋孝司 黒田 英世 荒井 克 森山 時夫 酒井 義光 塩谷 道子
------------------------------	---------------------------------------

選任第4号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員

津幡町議会石川県森林公園 活性化対策特別委員会委員	向 正則 南田 孝是 谷口 正一 山崎 太市 洲崎 正昭 河上 孝夫 谷下 紀義
------------------------------	---

選任第5号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員

津幡町議会大河ドラマ 誘致推進特別委員会委員	八十嶋孝司 西村 稔 黒田 英世 荒井 克 中村 一子 森山 時夫 角井外喜雄 酒井 義光 塩谷 道子 多賀 吉一 向 正則 道下 政博 南田 孝是 谷口 正一 山崎 太市 洲崎 正昭 河上 孝夫 谷下 紀義
---------------------------	--

選任第6号 津幡町議会改革検討特別委員会委員

津幡町議会改革検討 特別委員会委員	荒井 克 角井外喜雄 塩谷 道子 多賀 吉一 向 正則 道下 政博 谷口 正一
----------------------	--

選挙第1号

河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

河北郡市広域事務組合同規約第5条第3項の規定に基づき、補欠議員の選挙を行うものとする。

平成25年6月12日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字加茂ろ103番地	山 崎 太 市	昭和23年3月18日

受理番号	請願第3号	受理年月日	平成25年5月22日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	T P P 交渉に関する意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字清水チ329番地 石川かほく農業協同組合 代表理事組合長 井上 信 一	紹介議員	酒 井 義 光		
<p>T P P は「例外なき関税撤廃」を前提とし、我が国の農林水産業や経済に重大な影響を与えるだけでなく、医療制度の崩壊や食の安全・安心の基準の緩和など国民のいのちと暮らしに直結する重大な問題を含んでいる。さらに外国企業が国を訴える I S D（投資家対国家間の紛争解決）条項が導入される危険性もあり、T P P 交渉に際しては、慎重に対応すべきである。</p> <p>T P P が国民生活の根本に関わる重大な問題であることを踏まえ、徹底した情報開示と広範な国民的議論を実施するほか、T P P 交渉において、重要品目を聖域として関税撤廃の対象から除外し、国益が守れないと判断した場合は交渉から離脱するなど、わが国としての揺るぎない交渉方針を確立するよう、下記事項の実現を強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 徹底した情報開示と広範な国民的議論の実施</p> <p style="padding-left: 2em;">政府が米国等と行っている事前協議の内容について、徹底した情報開示を行うとともに、広範な国民的議論を行うこと。</p> <p>2. T P P 交渉における交渉方針の確立</p> <p>(1)重要品目の聖域化</p> <p style="padding-left: 2em;">わが国の貿易政策の基本として、多様な農業の共存、林業・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置付けするとともに、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの重要品目を聖域とする揺るぎない交渉方針を確立すること。</p> <p>(2)国益が守れないと判断した場合の対処</p> <p style="padding-left: 2em;">わが国の食と農、安全・安心、国土・文化を守るため、政府与党は政権公約6項目を遵守し、そのうえで国益が守れないと判断した場合は、断固としてT P P 交渉から離脱すること。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第4号	受理年月日	平成25年5月23日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	T P Pへの参加に反対する請願				
請願者住所氏名	石川県能美市辰口町204-1 農民運動石川県連合会 会長 宮岸美則	紹介議員	塩谷道子		
<p>【請願趣旨】</p> <p>安倍首相は3月15日にT P P交渉への参加を表明し、4月12日に参加に向けた日米間の事前協議を妥結させました。その理由として、日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」から国益を守ることが可能としています。</p> <p>しかし、「日米共同声明」は、「T P Pのアウトライン」に示された「高い水準の協定を達成する」ことを明記しており、その内容は関税と非関税障壁の全面的な撤廃をすることにあります。</p> <p>T P Pは、医療や食の安全、官公需発注、I S D条項など多岐に及びますが、これらが守られる保障もありません。</p> <p>そして、日米の事前協議では、自動車や保険の分野でアメリカの要求を丸呑みしただけでなく、非関税障壁について、T P P交渉とは別枠で二国間交渉を行うことまで譲歩しました。</p> <p>事前協議で国益をことごとく明け渡した政府が、T P P交渉で国益を守れるはずがありません。しかも、2012年12月にT P P交渉に新たに参加したメキシコとカナダは、対等に交渉する権利の放棄を誓約して参加が認められたと言われています。これでは安倍首相のいう「ルールメイキングに関わる」ことも、国益を守る主張さえ十分にできない可能性があります。</p> <p>自民党は、交渉参加を前提に、農産物5品目や国民皆保険制度などの聖域確保を優先し、それができない場合はT P P交渉から脱退も辞さないと言議していますが、T P Pの枠組みに合意し、交渉に参加してから脱退することは、現実にはありえないと言わざるをえません。</p> <p>政府は、T P P参加表明とあわせて影響試算を発表しました。試算によれば、輸出拡大などで10年後に国内総生産（G D P）を0.66%押し上げ、3兆2千億円の経済効果があるとし、米など主要な農産品の関税撤廃で農業生産額が3兆円減少するとしています。試算そのものの信憑性も問われていますが、T P Pに参加しても経済効果は少なく、農業への打撃をはじめとして失うものが余りにも大きいと言わなければなりません。</p> <p>また、国民に情報が開示されず、国民合意もないまま拙速にT P Pに参加することは容認できません。</p> <p>よって次の事項を地方自治法124条により請願します。</p> <p>【請願項目】</p> <p>1、T P Pに参加しないこと。</p>					

受理番号	請願第5号	受理年月日	平成25年5月23日	付託委員会	総務常任委員会
件名	米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める請願				
請願者住所氏名	石川県河北郡津幡町字加賀爪ホ70番地 石川県平和委員会 代表 納口清隆	紹介議員	塩谷道子		
<p>請願事項</p> <p>地方自治と民主主義を求める立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書を採択し、政府にあげてください。</p> <p>請願理由</p> <p>去る1月27日、「沖縄県民大会実行委員会」を代表して、沖縄の全県議会議員と41全市町村の首長、議会議長ら144人が大挙上京し、安倍首相と政府に対し「オスプレイの配備をただちに撤回すること」「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること」などを求める「建白書」を提出しました。沖縄県民の戦後最大規模の対政府直訴行動です。</p> <p>沖縄では、県議会がオスプレイ配備反対と普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設反対の決議を全会一致で決議し、県下41全市町村が反対の意思を表明しています。そして昨年9月9日には10万余の県民が結集して「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」が開かれました。</p> <p>ところが日米政府は、この県民の総意を無視し、昨年10月1日、市街地の真ん中にある「世界一危険な基地」と言われる米軍普天間基地に、墜落を繰り返す米海兵隊の新型輸送機MV22オスプレイを配備しました。そして、日米政府が「安全確保」のため行わないと言っていた市街地上空での危険飛行を連日行い、県民は恐怖の叫びをあげています。</p> <p>しかも日本政府は、7月には12機を追加配備し、来年には空軍嘉手納基地にもCV22オスプレイを配備しようとしています。さらに安倍首相は、普天間基地の県内移設＝名護市辺野古への新基地建設もすすめると表明しています。</p> <p>沖縄県民の総意を無視したこのような日本政府の態度が、国民主権・民主主義・地方自治の尊重をうたう日本国憲法の下で許されるのでしょうか。これを許せば、あらゆる民意や自治体の意向が無視され、米軍の軍事的要求が最優先される歪んだ政治が横行することになります。この問題は、民主主義と地方自治の根幹にかかわる全国民の問題です。「沖縄県民大会実行委員会」の「建白書」も「復帰40年目の沖縄で、米軍はいまだ占領地でもあるがごとく傍若無人に振舞っている。国民主権国家日本のあり方が問われている。」と訴えています。</p> <p>オスプレイは今後、全国の米軍・自衛隊などの施設を利用して、低空飛行訓練を行おうとしています。これは、全国で今でも深刻な爆音・衝撃波・墜落の被害をまき散らし、「涉外知事会」はじめ全国の関係自治体が中止を求めている米軍機の低空飛行訓練の被害をいっそう深刻にするものです。</p> <p>私たちは、津幡町議会が地方自治と民主主義、住民の安全を守る立場から、沖縄県民の訴えにこたえて、意見書を日本政府に提出してくださるよう、地方自治法第124条により請願いたします。</p>					